

第4章 計画段階配慮事項に関する内容

第4章 計画段階配慮事項に関する内容

本章は、令和4年5月に公表した「西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書」（以下「配慮書」という。）の第4～7章及び令和4年10月に公表した方法書の第2章の内容をもとに整理したものである。

4.1 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果

4.1.1 配慮書における複数案

配慮書では、「環境影響評価指針」（平成11年 愛知県告示第445号。以下「指針」という。）に基づき、本事業における複数案について検討した結果、事業の位置及び規模については複数案の設定が困難であることから、図4.1.1に示す施設の配置及び構造（煙突の高さ）の複数案を設定し、周辺環境への影響の比較検討を行った。

4.1.2 計画段階配慮事項の選定

計画段階配慮事項は、指針の別表第1の参考項目を勘案して選定した。

計画段階配慮事項の選定に当たっては、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、都市計画配慮書対象事業に伴い環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討した。

計画段階配慮事項の選定理由は、表4.1.1に示すとおりである。

表 4.1.1 計画段階配慮事項の選定理由

項目		影響要因の区分	選定理由
環境要素の区分			
大気質	窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等	ばい煙の排出	計画施設の稼働に伴い発生する排ガス中に含まれる窒素酸化物等により、周辺地域において重大な影響を及ぼすおそれがあることから、計画段階配慮事項として選定する。 なお、項目は既存の一般環境大気測定局の結果からバックグラウンド濃度の把握ができる窒素酸化物、浮遊粒子状物質、有害物質等（ダイオキシン類）とする。
景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観	地形改変並びに施設の存在	計画施設の存在に伴い主要な眺望点等における景観が変化し重大な影響を及ぼすおそれがあることから、計画段階配慮事項として選定する。

第4章 計画段階配慮事項に関する内容

4.1 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果

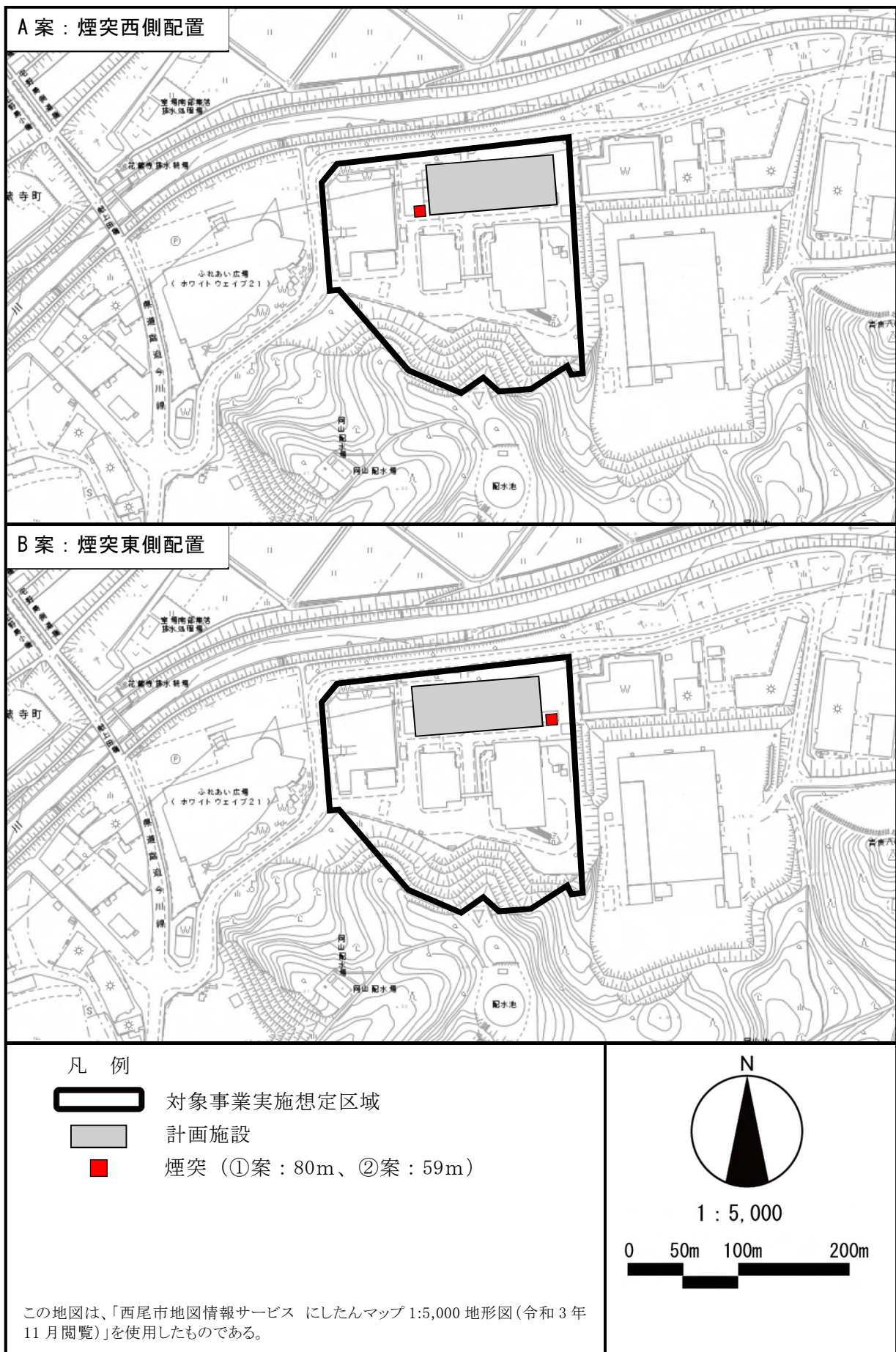


図 4.1.1 配慮書において設定した複数案

4.1.3 大気質

4.1.3.1 調査

(1) 調査方法

① 大気質の状況

文献及び他の資料調査結果により、対象事業実施想定区域周辺の一般環境大気測定局における過去5年間の測定結果（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類）を調査・整理した。

各測定局の位置は、前掲図 3.1.8（3-12 頁参照）に示したとおりである。

② 気象の状況

文献及び他の資料調査結果により、対象事業実施想定区域の最寄りの気象観測所である岡崎観測所の測定結果（風向・風速）を調査・整理した。

なお、対象事業実施想定区域の最寄りの気象観測所として、対象事業実施想定区域から東側約 12.5km の位置に蒲郡観測所及び北東側約 13.1km の位置に岡崎観測所が位置するが、蒲郡観測所は南側を除く周辺が山地に囲われていることから、気象の状況として条件がより類似していると考えられる岡崎観測所の測定結果を用いた。

(2) 調査結果

① 大気質の状況

一般環境大気測定局等における測定結果は、「3.1.1.2 大気質」（3-11～17 頁参照）に記載したとおりである。

測定結果は、二酸化窒素及びダイオキシン類はすべての地点で環境基準を達成していた。浮遊粒子状物質については、西尾市役所一色支所測定局では短期的評価、長期的評価ともに環境基準を達成し、愛厚ホーム西尾苑測定局では短期的評価で非達成、長期的評価で達成していた。

第4章 計画段階配慮事項に関する内容

4.1 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果

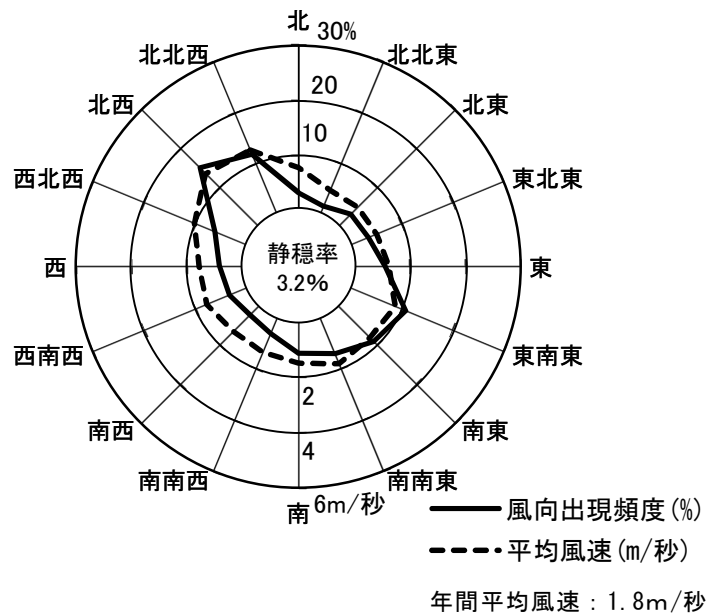
② 気象の状況

岡崎観測所における令和2年の風向及び風速の測定結果は表 4.1.2 に、風配図は図 4.1.2 に示すとおりである。

観測結果は、最多風向は北西（年間出現頻度：15.1%）、年間平均風速は1.8m/秒となっている。

表 4.1.2 風向・風速の観測結果（令和2年1月～12月）

風向	北	北北東	北東	東北東	東	東南東	南東	南南東
出現頻度 (%)	3.3	1.8	3.3	3.6	5.6	10.9	9.1	7.0
平均風速 (m/秒)	1.6	1.0	1.0	1.0	1.3	1.8	1.6	1.8
風向	南	南南西	南西	西南西	西	西北西	北西	北北西
出現頻度 (%)	5.7	3.1	2.4	3.5	4.3	6.3	15.1	11.9
平均風速 (m/秒)	1.5	1.4	1.3	1.6	1.6	2.1	2.7	2.6



出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

図 4.1.2 岡崎観測所における風向・風速及び出現頻度（令和2年）

4.1.3.2 予測

(1) 予測方法

① 予測項目

予測項目は、計画施設からのばい煙の排出に係る大気質への影響の程度とし、長期平均濃度（年平均値）を予測することとし、項目は既存の一般環境大気測定局の結果からバックグラウンド濃度の把握ができる二酸化窒素（窒素酸化物）、浮遊粒子状物質（ばいじん）、ダイオキシン類とした。

② 予測地域

予測地域は、計画施設から排出される煙突排ガスに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、図 4.1.3 に示すとおり、対象事業実施想定区域から半径約 3 km の範囲とした。3 km 範囲の設定の考え方は、「第3章 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況」（3-1 頁）参照。また、予測点高さは地上 1.5m とした。

③ 予測対象時期

予測対象時期は、計画施設の稼働が定常の状態になる時期とした。

第4章 計画段階配慮事項に関する内容

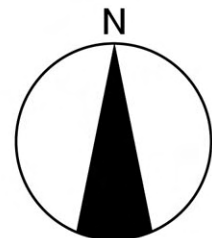
4.1 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果



凡 例

○ 対象事業実施想定区域

----- 市町境



1:40,000



この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「西尾」「吉田」を使用したものである。

図 4.1.3 大気質の予測地域

④ 予測方法

a) 予測手法

現地での詳細な気象データが無いことから、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に記載された長期平均濃度を求めるための手法のうち簡易的な手法を参考に年平均値に相当する値を求めた。

b) 予測式

ア. 有風時寄与濃度計算（風速：1.0m/秒以上）

拡散式は以下の点煙源プルーム式を用いた。

$$C(x, y, z) = \frac{Q_p}{2\pi\sigma_y\sigma_z u} \cdot \exp\left(-\frac{y^2}{2\sigma_y^2}\right) \cdot \left[\exp\left\{-\frac{(z-H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right\} + \exp\left\{-\frac{(z+H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right\} \right]$$

ここで、

- $C(x, y, z)$: 予測地点の濃度 (ppm、mg/m³)
- x : 予測地点までの風下距離 (m)
- y : 予測地点までの水平距離 (m)
- z : 予測地点の高さ (=1.5m)
- Q_p : 排出強度 (m³/秒、kg/秒)
- u : 風速 (m/秒)
- H_e : 有効煙突高 (m)
- σ_y : 有風時の水平方向の拡散パラメータ (m)
(大気安定度Cでの値：表 4.1.3(1)参照)
- σ_z : 有風時の鉛直方向の拡散パラメータ (m)
(大気安定度Cでの値：表 4.1.3(2)参照)

有風時の最大着地濃度 (C_m) に主風向出現比率 (F_w：%) を乗じて、有風時年平均寄与濃度 (C_w) を算出した。

$$C_w = C_m \times F_w / 100$$

イ. 静穏時寄与濃度計算（風速：1.0m/秒未満）

拡散式は以下の簡易パフ式を用い、静穏時の寄与濃度を計算した。

$$C(R, z) = \frac{Q_p}{(2\pi)^{3/2}\gamma} \cdot \left\{ \frac{1}{R^2 + (\alpha^2/\gamma^2) \cdot (H_e - z)^2} + \frac{1}{R^2 + (\alpha^2/\gamma^2) \cdot (H_e + z)^2} \right\} \cdot 10^6$$

ここで、

- $C(R, z)$: 予測地点の濃度 (ppm、mg/m³)
- R : 予測地点までの水平距離 (m)
- z : 予測地点の高さ (=1.5m)
- Q_p : 排出強度 (m³/秒、kg/秒)
- u : 風速 (m/秒)
- H_e : 有効煙突高 (m)
- α 、 γ : 拡散パラメータ (大気安定度Cでの値：表 4.1.3参照)

静穏時の濃度 (C) に静穏時出現比率 (F_c：%) を乗じて、静穏時年平均寄与濃度 (C_c) を算出した。

$$C_c = C \times F_c / 100$$

ウ. 拡散パラメータ

有風時の拡散パラメータとして、表 4.1.3(1)、(2)に示すパスキル・ギフォード (Pasquill・Gifford) 図に基づく近似関数を用いた。

表 4.1.3(1) パスキル・ギフォード図 (有風時) の近似関数 (σ_y)

$$\sigma_y(\chi) = \gamma_y \cdot \chi^{\alpha_y}$$

安定度	α_y	γ_y	風下距離 χ (m)
A	0.901	0.426	0 ~ 1,000
	0.851	0.602	1,000 ~
B	0.914	0.282	0 ~ 1,000
	0.865	0.396	1,000 ~
C	0.924	0.1772	0 ~ 1,000
	0.885	0.232	1,000 ~
D	0.929	0.1107	0 ~ 1,000
	0.889	0.1467	1,000 ~
E	0.921	0.0864	0 ~ 1,000
	0.897	0.1019	1,000 ~
F	0.929	0.0554	0 ~ 1,000
	0.889	0.0733	1,000 ~
G	0.921	0.0380	0 ~ 1,000
	0.896	0.0452	1,000 ~

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル (新版)」(平成 12 年 公害研究対策センター)

表 4.1.3(2) パスキル・ギフォード図 (有風時) の近似関数 (σ_z)

$$\sigma_z(\chi) = \gamma_z \cdot \chi^{\alpha_z}$$

安定度	α_z	γ_z	風下距離 χ (m)
A	1.122	0.0800	0 ~ 300
	1.514	0.00855	300 ~ 500
	2.109	0.000212	500 ~
B	0.964	0.1272	0 ~ 500
	1.094	0.0570	500 ~
C	0.918	0.1068	0 ~
D	0.826	0.1046	0 ~ 1,000
	0.632	0.400	1,000 ~ 10,000
	0.555	0.811	10,000 ~
E	0.788	0.0928	0 ~ 1,000
	0.565	0.433	1,000 ~ 10,000
	0.415	1.732	10,000 ~
F	0.784	0.0621	0 ~ 1,000
	0.526	0.370	1,000 ~ 10,000
	0.323	2.41	10,000 ~
G	0.794	0.0373	0 ~ 1,000
	0.637	0.1105	1,000 ~ 2,000
	0.431	0.529	2,000 ~ 10,000
	0.222	3.62	10,000 ~

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル (新版)」(平成 12 年 公害研究対策センター)

なお、 σ_y については、次のとおり時間希釈の補正を行った。

$$\sigma_y = \sigma_{yp} \cdot (t/t_p)^r$$

ここで、

- σ_y : 評価時間 t における水平方向の拡散パラメータ (m)
- σ_{yp} : パスキル・ギフォード図の近似関数における水平方向の拡散パラメータ (m)
- t : 評価時間 (=60分)
- t_p : パスキル・ギフォード図の評価時間 (=3分)
- r : べき指数 (=0.2)

また、無風時の拡散パラメータとして、表 4.1.4 に示すパスキル安定度に対応した拡散パラメータを使用した。

表 4.1.4 無風時の拡散パラメータの近似関数

大気安定度	α	γ
A	0.948	1.569
A-B	0.859	0.862
B	0.781	0.474
B-C	0.702	0.314
C	0.635	0.208
C-D	0.542	0.153
D	0.470	0.113
E	0.439	0.067
F	0.439	0.048
G	0.439	0.029

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」
(平成12年12月 公害研究対策センター)

エ. 年平均値の計算

上記で算出した有風時、静穏時の年平均寄与濃度を合計したものを簡易的年平均濃度推定値 (Cn) とした。

$$C_n = C_w + C_c$$

オ. 有効煙突高の計算式

有効煙突高は、有風時は CONCAWE (コンケイウ) 式を、無風時は Briggs (ブリッグス) 式を用いて求めた値とした。

$$H_e = H_0 + \Delta H$$

$$\text{CONCAWE式} : \Delta H = 0.0855 \cdot Q_H^{1/2} \cdot u^{-3/4}$$

$$\text{Briggs式} : \Delta H = 0.979 \cdot Q_H^{1/4} \cdot (d\theta/dz)^{-3/8}$$

[記号]

H_e : 有効煙突高 (m)

H_0 : 煙突実体高 (m)

ΔH : 排煙上昇高 (m)

Q_H : 排出熱量 (J/秒)

$$Q_H = \rho \cdot C_p \cdot Q \cdot \Delta T$$

ρ : 0°Cにおける排出ガス密度 (1.293×10³g/m³)

C_p : 定圧比熱 (1.0056J/(K・g))

Q : 排出ガス量 (湿り) (m³/秒)

ΔT : 排出ガス温度と気温との温度差 (°C)

u : 煙突頂部の風速 (m/秒)

$d\theta/dz$: 温位勾配 (°C/m)

c) 予測条件

ア. 煙突排ガスの諸元

予測に用いる煙突排ガスの諸元は、表 4.1.5 に示すとおりである。

排ガス量はプラントメーカーへのヒアリング結果を基に設定し、排出濃度は計画施設の法規制値とした。なお、計画施設の排出濃度については、今後検討を行い、項目の精査と併せて同等又は排出濃度をさらに低減した値を自主規制値とする計画である。

表 4.1.5 予測に用いる煙突排ガスの諸元

項目		設定値
煙突高		①案 80m ②案 59m
湿りガス量		43,000m ³ /h×2炉
乾きガス量		36,000m ³ /h×2炉
排出ガス温度		180℃
排出濃度	ばいじん	0.04 g/m ³
	窒素酸化物 (NOx)	250 ppm
	ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/m ³

注) 排出濃度は、酸素濃度 12%換算値

イ. 気象条件

岡崎観測所の令和2年の測定結果を用いて、年間の主風向の風速（北西：2.7m/秒）、出現頻度（北西：15.1%）、静穏時の出現頻度（3.2%）を設定した。大気安定度については「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に基づく簡易的予測の手法を用いる場合は、大気安定度「C」とすることとされているため、「C」とした。

ウ. バックグラウンド濃度

バックグラウンド濃度は、対象事業実施想定区域周辺の一般環境大気測定局における令和2年度の測定結果（年平均値）のうち、最も高い値を用いた。

設定したバックグラウンド濃度は、表 4.1.6 に示すとおりである。

表 4.1.6 バックグラウンド濃度

項目	バックグラウンド濃度	測定局
二酸化窒素	0.010 ppm	愛厚ホーム西尾苑測定局
浮遊粒子状物質	0.018 mg/m ³	西尾市役所一色支所測定局
ダイオキシン類	0.012 pg-TEQ/m ³	愛厚ホーム西尾苑測定局

d) 変換式

ア. 窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換

窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換は、環境への影響が大きくなる設定とし、窒素酸化物がすべて二酸化窒素に変換するものとした。

イ. 日平均値の2%除外値又は年間98%値への換算

大気拡散計算により得られるのは年平均値であるため、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については環境基準と対比するために、日平均値の2%除外値又は年間98%値へ換算する必要がある。

変換は、対象事業実施想定区域周辺の一般環境大気測定局（愛厚ホーム西尾苑測定局、西尾市役所一色支所測定局）における過去5年間の測定データを用いて、年平均値と年間98%値又は2%除外値の関係を統計的に求める方法によった。

- ・ 二酸化窒素 : $y = 2.4966x + 0.0005$
- ・ 浮遊粒子状物質 : $y = 1.7686x + 0.0097$

(2) 予測結果

① 二酸化窒素等の長期予測結果

ばい煙の排出による大気質への影響の予測結果は、表4.1.7に示すとおりである。

最大着地濃度地点における将来濃度は、バックグラウンド濃度と同程度になると予測される。なお、A案(煙突西側配置)、B案(煙突東側配置)ともに同等の値となり、施設配置の複数案による違いはない。煙突高さの複数案では、煙突の高い方が寄与濃度は低く最大着地濃度出現距離は遠くなる。

表 4.1.7 予測結果

項目	煙突高さ	バックグラウンド濃度 (年平均値) ①	寄与濃度 (年平均値) ②	将来濃度 (年平均値) ①+②	日平均値の 2%除外値 又は 年間98%値	最大着地 濃度 出現距離
二酸化窒素 (ppm)	80m	0.010	0.0011	0.0111	0.0283	約1.5km
	59m		0.0017	0.0117	0.0296	約1.3km
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	80m	0.018	0.0002	0.0182	0.0419	約1.5km
	59m		0.0003	0.0183	0.0420	約1.3km
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	80m	0.012	0.0005	0.0125	—	約1.5km
	59m		0.0007	0.0127	—	約1.3km

② 予測の不確実性

計画施設における煙突排ガスの諸元が現時点で決定していないこと、また、気象条件及びバックグラウンド濃度について、既存資料データを用いて予測を行っていることから、予測の不確実性があり、方法書以降の手続きにおいて、気象の現地調査の実施や計画施設の計画諸元について十分検討したデータに基づいた予測を行う。

4.1.3.3 評価

(1) 評価方法

予測結果に基づき、環境保全に関する基準との整合性及び重大な環境影響の程度について評価した。

(2) 評価結果

二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類の予測結果と環境基準との比較結果は、表 4.1.8 に示すとおりである。

予測結果（寄与濃度）にバックグラウンド濃度を加えた将来濃度は、いずれの対象計画案においても概ね同等の値となり、すべての項目において環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じることはないと評価する。

表 4.1.8 予測結果と環境基準の比較

項目	煙突高さ	最大着地濃度地点 の将来濃度 (年平均値)	日平均値の2% 除外値又は 年間98%値	環境基準
二酸化窒素 (ppm)	80m	0.0111	0.0283	1時間値の1日平均値が 0.04から0.06までのゾー ン内又はそれ以下
	59m	0.0117	0.0296	
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	80m	0.0182	0.0419	1時間値の1日平均値が 0.10以下
	59m	0.0183	0.0420	
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	80m	0.0125	—	年間平均値が0.6以下
	59m	0.0127	—	

4.1.4 景観

4.1.4.1 調査

(1) 調査方法

文献その他の既存資料調査結果及び現地踏査により、対象事業実施想定区域より概ね3kmの範囲における景観資源、主要な眺望点等及び眺望景観の状況について、調査・整理した。3km範囲の設定の考え方は、「第3章 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況」(3-1頁)参照。

(2) 調査結果

① 既存資料調査

a) 景観資源の状況

対象事業実施想定区域周辺における景観資源の状況は、「3.1.9.1 景観」(3-65、66頁参照)に示したとおりである。対象事業実施想定区域周辺の景観資源としては、「美しい愛知づくり条例」に基づく「美しい愛知づくり景観資源600選」に指定されている岩瀬文庫、牟呂城などが挙げられる。また、対象事業実施想定区域の東側約0.6kmには黄金堤の桜が存在している。

b) 主要な眺望点等の状況

対象事業実施想定区域周辺における主要な眺望点等の状況は、「3.1.9.1 景観」(3-67、68頁参照)に示したとおりである。対象事業実施想定区域周辺における主要な眺望点等としては、黄金堤や牟呂城、古城公園(東条城跡)などが挙げられる。

② 現地踏査

a) 踏査時期

令和4年1月19日(水)

b) 踏査地点

踏査地点には、対象事業実施想定区域周辺における主要な眺望点や不特定多数の人が利用すると考えられる日常生活における視点の場を設定した。

設定した踏査地点は、表4.1.9及び図4.1.4に示すとおりである。

表 4.1.9 設定した踏査地点

踏査地点	設定理由
1 黄金堤	主要な眺望点として設定
2 慶昌寺	日常生活における視点の場として設定
3 宅野島橋歩道橋	日常生活における視点の場として設定
4 南側道路沿道	日常生活における視点の場として設定

c) 踏査方法

踏査地点における対象事業実施想定区域方向の眺望の状況について、写真撮影により把握した。撮影は、地上高さ約1.5mより、35mmフィルム換算で35mm相当のレンズを使用して行った。

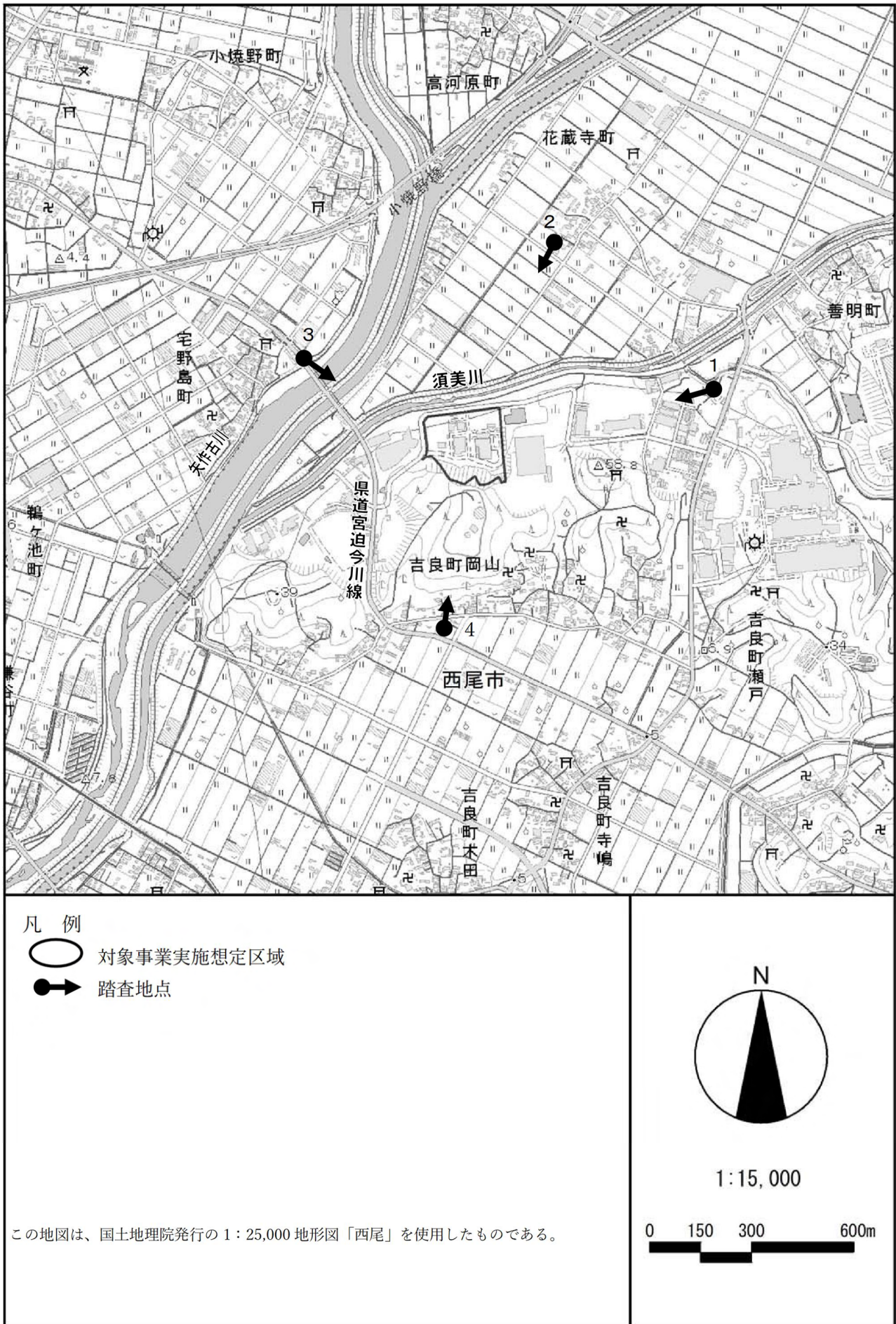


図 4.1.4 設定した踏査地点

d) 踏査結果

各踏査地点における視点の状況及び眺望の状況は、表 4.1.10(1)～(4)に示すとおりである。

表 4.1.10(1) 踏査結果

踏査地点	1 黄金堤
視点の状況	対象事業実施想定区域の東側約650mに位置する地点で、周辺には事業所等が存在する。
眺望の状況	<p>手前には駐車場や事業所等が視認され、事業所の奥に対象事業実施想定区域方向を望むことができる。</p> 


表 4.1.10(2) 踏査結果

踏査地点	2 慶昌寺
視点の状況	対象事業実施想定区域の北側約480mに位置する地点で、周辺には田畑等が存在する。
眺望の状況	<p>手前には田畑等が視認され、須美川の堤防の奥に対象事業実施想定区域方向を望むことができる。</p> 

表 4.1.10(3) 踏査結果

踏査地点	3 宅野島橋歩道橋
視点の状況	対象事業実施想定区域の西側約370mに位置し、矢作古川に架かる県道宮迫今川線の宅野島橋歩道橋の地点で、周辺には河川や樹林等が存在する。
眺望の状況	<p>手前には矢作古川や河川敷の樹林等が視認され、その奥に堤防道路を挟んで対象事業実施想定区域方向を望むことができる。</p> 

表 4.1.10(4) 踏査結果

踏査地点	4 南側道路沿道
視点の状況	対象事業実施想定区域の南側約450mに位置し、県道宮迫今川線沿道の地点で、周辺には商店や住宅等が存在する。
眺望の状況	<p>対象事業実施想定区域方向は山林となっており、地形に遮られるため、対象事業実施想定区域を視認することはできない。</p> 

4.1.4.2 予測

(1) 予測方法

① 予測項目

予測項目は、景観資源及び主要な眺望点の改変の状況並びに計画施設の存在による眺望景観への影響の程度とした。

② 予測地域及び予測地点

a) 景観資源及び主要な眺望点の改変の状況

予測地域は、計画施設の存在による景観への影響が及ぶと想定される範囲とし、対象事業実施想定区域より約3kmの範囲とした。3km範囲の設定の考え方は、「第3章 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況」(3-1頁)参照。また、予測地点は景観資源及び主要な眺望点とした。

b) 施設の存在による眺望景観への影響

予測地域は、対象事業実施想定区域を視認することができる範囲とし、対象事業実施想定区域周辺とした。また、予測地点は、主要な眺望点や不特定多数の人が利用すると考えられる日常生活における視点の場を設定し、表4.1.11に示すとおり、踏査の結果、対象事業実施想定区域を視認できる3地点とした。

表 4.1.11 予測地点

予測地点	設定理由
1 黄金堤	主要な眺望点として設定
2 慶昌寺	日常生活における視点の場として設定
3 宅野島橋歩道橋	日常生活における視点の場として設定

③ 予測対象時期

予測対象時期は、計画施設の供用開始後とした。

④ 予測方法

a) 予測手法

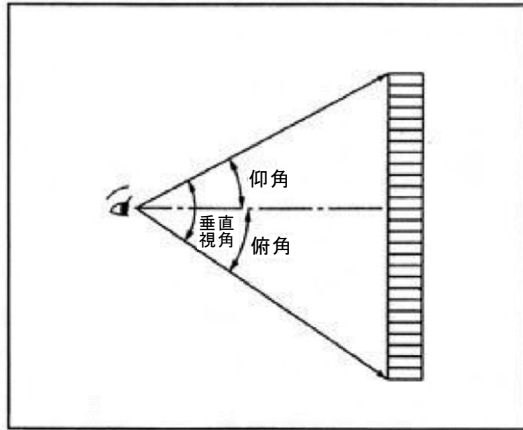
ア. 景観資源及び主要な眺望点の改変の状況

景観資源及び主要な眺望点と対象事業実施想定区域の位置関係について整理することにより、事業の実施による景観資源及び主要な眺望点の改変の状況について予測を行った。

イ. 施設の存在による眺望景観への影響

予測地点からの現況写真に計画施設を合成したフォトモンタージュを作成し、視覚的に表現することにより予測を行った。

また、作成したフォトモンタージュをもとに予測地点から計画施設を望む仰角を算出し、定量的な予測を行った。仰角の概要は、図4.1.5に示すとおりである。



出典：「環境アセスメント技術ガイド自然とのふれあい」
(2002年10月 財団法人自然環境研究センター)

図 4.1.5 仰角の概要

b) 予測式

ア. 仰角

仰角については、以下のとおり算出した。

$$\text{仰角}^\circ = \tan^{-1} (\text{対象物高(m)} - \text{眺望点高(m)} / \text{水平距離(m)}) \times 180 / \pi$$

π : 円周率

注) 眺望点高については、視点の高さ(1.5m)とした。

c) 予測条件

予測にあたって設定した計画施設の規模は、表 4.1.12 に示すとおりである。

表 4.1.12 設定した計画施設の規模

項目		規模
建屋	縦(短辺)	45m
	横(長辺)	115m
	高さ	40m
煙突高さ		①案 80m ②案 59m

(2) 予測結果

① 予測結果

a) 景観資源及び主要な眺望点の改変の状況

景観資源及び主要な眺望点の対象事業実施想定区域内にないことから、直接改変による影響はないと予測する。なお、対象事業実施想定区域から景観資源又は主要な眺望点までの距離は、表 4.1.13 に示すとおりである。

表 4.1.13 対象事業実施想定区域から景観資源又は主要な眺望点までの距離

項目	地点	距離
景観資源	岩瀬文庫	約 3.8km
	牟呂城	約 2.2km
	室神明社の御櫃割	約 2.3km
	室町の天王祭り（鳥居ふるい）	約 1.9km
	美しく照らし出される黄金堤の桜	約 0.6km
	吉良仁吉を偲んで～仁吉まつり～	約 1.8km
	古城公園（東条城跡）	約 1.5km
	春日神社のスタジイ	約 1.7km
	久麻久神社のツブラジイ林	約 3.0km
主要な眺望点	八ツ面山公園	約 3.1km
	203 展望台	約 3.5km
	牟呂城	約 2.2km
	古城公園（東条城跡）	約 1.5km
	西尾市歴史公園	約 3.5km
	黄金堤	約 0.6km

b) 施設の存在による眺望景観への影響

予測地点からの眺望景観の予測結果は、表 4.1.14 及び表 4.1.15(1)～(12)に示すとおりである。

地点 1 については、計画施設の建屋が周辺の事業所に遮られることから、眺望景観の変化は小さいと予測する。地点 2 及び地点 3 については、計画施設を遮る遮蔽物等が無いことから、眺望景観の変化が大きいと予測する。

表 4.1.14 眺望景観の予測結果

予測地点	対象計画案			
	A 案（煙突西側配置）		B 案（煙突東側配置）	
	①案（煙突 80m）	②案（煙突 59m）	①案（煙突 80m）	②案（煙突 59m）
1 黄金堤	計画施設の煙突の一部が視認できるものの、眺望景観の変化は小さいと予測する。複数案による眺望景観の変化の程度の差としては、A 案よりも煙突が手前に来る B 案の方が変化の程度が大きく、煙突高さの違いでは煙突の高い①案の方が変化の程度が大きいと予測する。			
2 慶昌寺	田畑の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認され、眺望景観の変化が大きいと予測する。複数案による眺望景観の変化の程度の差としては、A 案よりも煙突が手前に来る B 案の方が変化の程度が大きく、煙突の高い①案の方が変化の程度が大きいと予測する。			
3 宅野島橋歩道橋	樹林の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認され、眺望景観の変化が大きいと予測する。複数案による眺望景観の変化の程度の差としては、B 案よりも煙突が手前に来る A 案の方が変化の程度が大きく、煙突の高い①案の方が変化の程度が大きいと予測する。			

表 4.1.15(1) 眺望景観の予測結果

予測地点	1 黄金堤
現況の眺望の状況	
A案・①案 (煙突西側配置・ 煙突高さ80m)	 <p data-bbox="389 1877 879 1910">事業所の奥に煙突の一部が視認される。</p>

表 4.1.15(2) 眺望景観の予測結果

予測地点	1 黄金堤
現況の眺望の状況	
A案・②案 (煙突西側配置・ 煙突高さ59m)	 <p data-bbox="389 1877 963 1912">事業所の奥に煙突の一部が僅かに視認される。</p>

表 4.1.15(3) 眺望景観の予測結果

予測地点	1 黄金堤
現況の眺望の状況	
B案・①案 (煙突東側配置・ 煙突高さ80m)	 <p data-bbox="389 1877 879 1912">事業所の奥に煙突の一部が視認される。</p>

表 4.1.15(4) 眺望景観の予測結果

予測地点	1 黄金堤
現況の眺望の状況	
B案・②案 (煙突東側配置・ 煙突高さ59m)	 <p data-bbox="389 1877 879 1912">事業所の奥に煙突の一部が視認される。</p>

表 4.1.15(5) 眺望景観の予測結果

予測地点	2 慶昌寺
<p>現況の 眺望の状況</p>	
<p>A案・①案 (煙突西側配置・ 煙突高さ80m)</p>	 <p>建屋が視認されるとともに、建屋の奥に煙突の一部が視認される。</p>

表 4.1.15(6) 眺望景観の予測結果

予測地点	2 慶昌寺
現況の眺望の状況	
A案・②案 (煙突西側配置・ 煙突高さ59m)	 <p data-bbox="387 1861 1220 1895">建屋が視認されるとともに、建屋の奥に煙突の一部が視認される。</p>

表 4.1.15(7) 眺望景観の予測結果

予測地点	2 慶昌寺
<p>現況の 眺望の状況</p>	
<p>B案・①案 (煙突東側配置・ 煙突高さ80m)</p>	 <p>建屋が視認されるとともに、建屋の隣に煙突が視認される。</p>

表 4.1.15(8) 眺望景観の予測結果

予測地点	2 慶昌寺
現況の眺望の状況	
B案・②案 (煙突東側配置・ 煙突高さ59m)	 <p data-bbox="384 1861 1129 1895">建屋が視認されるとともに、建屋の隣に煙突が視認される。</p>

表 4.1.15(9) 眺望景観の予測結果

予測地点	3 宅野島橋歩道橋
現況の眺望の状況	
A案・①案 (煙突西側配置・ 煙突高さ80m)	 <p data-bbox="392 1861 1166 1895">建屋が視認されるとともに、建屋の手前に煙突が視認される。</p>

表 4.1.15(10) 眺望景観の予測結果

予測地点	3 宅野島橋歩道橋
現況の 眺望の状況	
A案・②案 (煙突西側配置・ 煙突高さ59m)	 <p data-bbox="392 1861 1166 1895">建屋が視認されるとともに、建屋の手前に煙突が視認される。</p>

表 4.1.15(11) 眺望景観の予測結果


予測地点	3 宅野島橋歩道橋
現況の眺望の状況	
B案・①案 (煙突東側配置・ 煙突高さ80m)	 <p data-bbox="392 1861 1219 1895">建屋が視認されるとともに、建屋の奥に煙突の一部が視認される。</p>

表 4.1.15(12) 眺望景観の予測結果

予測地点	3 宅野島橋歩道橋
現況の眺望の状況	
B案・②案 (煙突東側配置・ 煙突高さ59m)	 <p data-bbox="391 1861 1220 1895">建屋が視認されるとともに、建屋の奥に煙突の一部が視認される。</p>

第4章 計画段階配慮事項に関する内容

4.1 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果

予測地点からの仰角を算出した結果は、表 4.1.16(1)、(2)に示すとおりである。

予測地点から計画施設を望む仰角は、A案では①案（煙突高さ80m）で5.7～9.5度、②案（煙突高さ59m）で4.2～7.0度、B案では①案（煙突高さ80m）で6.7～8.3度、②案（煙突高さ59m）で4.9～6.1度であり、いずれの対象計画案についても、すべての地点で圧迫感を受ける目安である10度（表 4.1.17 参照）を下回ると予測する。

表 4.1.16(1) 仰角の予測結果

予測地点	A案（煙突西側配置）					
	①案（煙突高さ80m）			②案（煙突高さ59m）		
	対象物高 ^{注)} (m)	水平距離 ^{注)} (m)	仰角 (度)	対象物高 ^{注)} (m)	水平距離 ^{注)} (m)	仰角 (度)
1 黄金堤	80	790	5.7	59	790	4.2
2 慶昌寺	80	600	7.5	59	600	5.5
3 宅野島橋歩道橋	80	470	9.5	59	470	7.0

注) 対象物高は煙突高さ、水平距離は予測地点と計画施設の煙突との距離とした。

表 4.1.16(2) 仰角の予測結果

予測地点	B案（煙突東側配置）					
	①案（煙突高さ80m）			②案（煙突高さ59m）		
	対象物高 ^{注)} (m)	水平距離 ^{注)} (m)	仰角 (度)	対象物高 ^{注)} (m)	水平距離 ^{注)} (m)	仰角 (度)
1 黄金堤	80	670	6.7	59	670	4.9
2 慶昌寺	80	540	8.3	59	540	6.1
3 宅野島橋歩道橋	80	580	7.7	59	580	5.7

注) 対象物高は煙突高さ、水平距離は予測地点と計画施設の煙突との距離とした。

表 4.1.17 垂直視角と鉄塔の見え方

視角	距離	鉄塔の場合の見え方
0.5°	8000m	輪郭がやっとわかる。季節と時間（夏の午後）の条件は悪く、ガスのせいもある。
1°	4000m	十分見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない。ガスがかかって見えにくい。
1.5°～2°	2000m	シルエットになっている場合にはよく見え、場合によっては景観的に気になり出す。シルエットにならず、さらに環境融和塗色がされている場合には、ほとんど気にならない。光線の加減によっては見えないこともある。
3°	1300m	比較的細部までよく見えるようになり、気になる。圧迫感を受けない。
5°～6°	800m	やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある（構図を乱す）。架線もよく見えるようになる。圧迫感はあまり受けない（上限か）。
10°～12°	400m	眼いっぱいになり、圧迫感を受けるようになる。平坦なところでは垂直方向の景観要素としては際立った存在になり、周囲の景観とは調和しえない。
20°	200m	見上げるような仰角になり、圧迫感も強くなる。

出典：「環境アセスメント技術ガイド自然とのふれあい」（2002年10月 財団法人自然環境研究センター）

② 予測の不確実性

計画段階であるため予測の不確実性はあるが、計画施設の大きさは現時点における最大条件で予測しており、今後、出来る限り影響を低減するように計画諸元を検討する。方法書以降の手続きにおいて、計画施設の計画諸元について十分検討したデータに基づいた予測を行う。

4.1.4.3 評価

(1) 評価方法

予測結果をもとに、対象計画案ごとに主要な眺望点、景観資源及び眺望景観への影響について、計画施設との位置関係等から比較整理し、重大な環境影響の程度について評価した。

(2) 評価結果

① 景観資源及び主要な眺望点の改変の状況

いずれの対象計画案においても景観資源及び主要な眺望点の直接改変はないことから、計画施設の存在が重大な環境影響を及ぼすことはないと評価する。

② 施設の存在による眺望景観への影響

予測地点からの眺望景観について、地点1については眺望景観の変化は小さく、地点2及び地点3については眺望景観の変化は大きいと予測する。

また、予測地点から計画施設を望む仰角は、A案では①案（煙突高さ80m）で5.7～9.5度、②案（煙突高さ59m）で4.2～7.0度、B案では①案（煙突高さ80m）で6.7～8.3度、②案（煙突高さ59m）で4.9～6.1度であり、いずれの対象計画案についても、すべての地点で圧迫感を受ける目安である10度を下回ると予測する。

施設の詳細な計画にあたっては、出来る限り影響を低減するように計画諸元を検討することから、いずれの対象計画案についても、眺望景観に重大な影響が生じることはないとして評価する。

4.1.5 総合評価

大気質及び景観に係る総合評価は、表 4.1.18 に示すとおりである。

4.1.5.1 大気質

大気質については、予測結果（寄与濃度）にバックグラウンド濃度を加えた将来濃度は、いずれの対象計画案においても概ね同等の値となり、すべての項目において環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じることはないと評価する。

4.1.5.2 景観

いずれの対象計画案においても景観資源及び主要な眺望点の直接改変はないことから、計画施設の存在が重大な環境影響を及ぼすことはないと評価する。

また、眺望景観への影響について、対象計画案を比較すると、配置の複数案では、地点1及び地点2では煙突西側配置の方が影響は小さくなる一方、地点3では煙突東側配置の方が影響は小さくなり、地点1及び地点2と地点3で影響の小さくなる配置案が異なる。煙突高さの複数案では、煙突高さの低い方が影響は小さい。

いずれの対象計画案についても、計画施設（煙突）を望む仰角は10度以下であることから、重大な影響が生じることはないと評価する。

第4章 計画段階配慮事項に関する内容

4.1 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果

表 4.1.18 総合評価

計画段階配慮事項	項目		予測結果				総合評価
			A案 (煙突西側配置)		B案 (煙突東側配置)		
			①案 (煙突高さ 80m)	②案 (煙突高さ 59m)	①案 (煙突高さ 80m)	②案 (煙突高さ 59m)	
大気質	最大着地濃度地点の将来濃度 (年平均値) (寄与濃度+バックグラウンド濃度)	窒素酸化物	0.0111	0.0117	0.0111	0.0117	【対象計画案による比較】 いずれの対象計画案においても、予測結果は概ね同等の値となる。 【重大な影響の有無】 環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じることはないと評価する。
		浮遊粒子状物質	0.0182	0.0183	0.0182	0.0183	
		ダイオキシン類	0.0125	0.0127	0.0125	0.0127	
景観	景観資源及び 主要な眺望点への影響		なし				【重大な影響の有無】 直接改変はないことから、計画施設の存在が重大な環境影響を及ぼすことはないと評価する。
	眺望景観への 影響(仰角)	1 黄金堤	5.7	4.2	6.7	4.9	【対象計画案による比較】 配置の複数案では、地点1及び地点2と地点3で影響の小さくなる配置案が異なる。また、煙突高さの低い方が影響は小さい。 【重大な影響の有無】 いずれの対象計画案についても、計画施設(煙突)を望む仰角は10度以下であることから、重大な影響が生じることはないと評価する。
		2 慶昌寺	7.5	5.5	8.3	6.1	
		3 宅野島橋 歩道橋	9.5	7.0	7.7	5.7	

4.2 配慮書の案についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

4.2.1 配慮書の案についての縦覧状況及び意見書の提出状況

4.2.1.1 縦覧状況

- ・縦覧期間：令和4年3月2日（水）～3月31日（木）
- ・意見書提出期限：令和4年3月31日（木）

表 4.2.1 計画段階環境配慮書の案についての縦覧状況

縦覧場所		閲覧者数
西尾市	環境部環境業務課	0
	都市整備部都市計画課	0
	西尾市役所一色支所	0
	西尾市役所吉良支所	0
	西尾市役所幡豆支所	8
幸田町	環境経済部環境課	1
合計		9

4.2.1.2 意見書の提出状況

計画段階環境配慮書の案を上記の期間において縦覧し、意見書提出期限までに提出された環境の保全の見地からの意見書は計1通（24件）であり、その意見書に記載された意見の分類は、表 4.2.2 に示すとおりである。

表 4.2.2 計画段階環境配慮書の案についての意見書の意見の分類

分類	意見数
第1章 都市計画決定権者の名称	0
第2章 都市計画配慮書対象事業の目的及び内容	12
第3章 配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況	8
第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法	1
第5章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果	1
第6章 総合評価	0
第7章 計画段階環境配慮書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	0
その他の事項	2
合計	24

4.2.2 配慮書の案についての意見の概要及び見解

計画段階環境配慮書の案についての環境の保全の見地からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解は、表 4.2.3(1)～(11)に示すとおりである。

表 4.2.3(1) 計画段階環境配慮書の案についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
第2章 都市計画配慮書対象事業の目的及び内容		
1	<p>*共通1 事業位置決定段階の複数案を配慮書で検討すべき</p> <p>p7「岡崎西尾地域広域化ブロック会議において、次期広域ごみ処理施設の建設予定地は、候補地のうち得点の最も高かった現西尾市クリーンセンター敷地(N3)とすることが決定され、西尾市ホームページなどで公表されている。」とあるが、この事業位置決定段階での複数案決定が配慮書の案でもっとも必要である。</p> <p>少なくとも、他と比べ点数の低い「道路混雑度との関係」、「河川氾濫による浸水に対する安全性」、「障害物等の有無」p8については、第3章配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況の中で詳細に示すべきである。</p> <p>また、「道路混雑度との関係」、「河川氾濫による浸水に対する安全性」に関連する項目を配慮書の案の評価項目に加えるべきである。</p>	<p>配慮書について、位置の複数案の設定が重要であると理解しておりますが、ごみ処理施設という性質上、建設候補地の選定は地元のご理解が非常に重要であり、選定段階で複数の候補地を公表することは、それぞれの地元に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。このため、候補地決定後に配慮書の手続きを実施することといたしました。</p> <p>また、ご意見のあった「道路混雑度との関係」、「河川氾濫による浸水に対する安全性」、「障害物等の有無」については、愛知県環境影響評価条例に基づく評価項目とは異なることから、配慮書の項目としては考えておりませんが、事業計画の検討にあたっては、これらの内容にも十分配慮してまいります。</p>
2	<p>*共通2 焼却処理能力は過大ではないか</p> <p>p10 ごみ焼却施設処理能力:約 310t/日は、過大ではないのか。岡崎市八帖クリーンセンター 100t 炉と西尾市クリーンセンター 195t (65t×3) 炉の焼却能力を集約しただけではなく、15t/日も増加する計画である。</p> <p>規模算定の根拠 p19 にしている岡崎西尾地域循環型社会形成推進地域計画(令和2年11月)では操業開始予定の2030(令和12)年の予測までしか行っていない。人口減少が顕著になる2030年以降の人口減少によるごみ排出量の減少を考慮すれば、過大設備となる可能性が高い。</p> <p>このため、位置はもちろん、規模についても現時点での人口予測、将来焼却ごみ量の再予測を行うべきである。</p> <p>現に、豊橋田原ごみ処理施設整備事業は、2015年の配慮書～2019年評価書まで済んでいたにもかかわらず、2010年に処理能力を見直し、旧計画の520t/日の8割の417t/日とすることとし、2021年10月には準備書の変更の意見を集めている。</p>	<p>ごみ焼却施設の処理能力約 310t/日は、「岡崎西尾地域循環型社会形成推進地域計画」において、稼働開始を予定している令和12年度の焼却処理量を基に、地震や水害等の災害に伴い発生する災害廃棄物処理分も考慮して算出したものです。</p> <p>なお、処理能力については、今年度策定する「廃棄物処理施設整備基本計画」において、再度検討を行っていく予定としております。</p>

表 4.2.3(2) 計画段階環境配慮書の案についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解																																																																																							
3	<p>*共通3 焼却施設数を明記すべき</p> <p>p12 ごみ焼却施設の緒元として、処理能力約310t/日、処理方式、処理対象ごみ、公害防止設備、煙突高さ、運転計画とあるが、焼却施設数を明記すべきである。まさか1基だけではないと思われるが、焼却施設の保守点検時期等、実際の焼却能力を検討するうえで重要な項目である。</p>	<p>焼却施設数(炉数)については、今年度策定する「廃棄物処理施設整備基本計画」において、検討を行ってまいります。</p>																																																																																							
4	<p>*共通4 自主規制値を早期に適切に</p> <p>p14「法令に基づく基準値に比べ厳しい自主規制値を今後設ける計画」とあるが、本来はこの配慮書の案で明記すべきであるが、次の段階の方法書では適切な値を設定すべきである。また、法規制値だけを記載するのではなく、法に基づき公表しているばい煙、ダイオキシン類の維持管理状況、及び悪臭、騒音、振動の自主測定結果をこの表に追加して分かり易くすべきである。</p>	<p>自主規制値については、今年度策定する「廃棄物処理施設整備基本計画」において、検討を行ってまいります。</p> <p>なお、本ページでは排ガス等の法規制値について示しているため、維持管理状況等は記載しておりませんが、方法書以降の図書において、既存施設の維持管理状況の記載について検討いたします。</p>																																																																																							
<p>表2.2.3 既存施設の法規制値等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">計画施設の 計画値</th> <th colspan="4">既存施設の法規制値</th> </tr> <tr> <th>西尾市 クリーン センター</th> <th>岡崎市 八幡クリー ンセンター</th> <th>岡崎市 中央クリー ンセンター</th> <th>岡崎市 東クリー ンセンター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">赤枠内は2020年度維持管理状況(最大値) SOx 岡崎市は適度公表</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">排ガス</td> <td>硫黄酸化物(SOx)</td> <td>—</td> <td>K値=17.5^{※1)}</td> <td>K値=17.5</td> <td>0.013</td> <td>[=17.5 K値=17.5</td> </tr> <tr> <td>ばいじん</td> <td>g/m³</td> <td>0.04</td> <td>0.15</td> <td>0.066</td> <td>0.08 0.024 0.06 <0.0002</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物(NOx)</td> <td>ppm</td> <td>250^{※2)}</td> <td>250</td> <td>83</td> <td>250 110 250 26</td> </tr> <tr> <td>揮発性有機化合物(HC)</td> <td>mg/m³</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>54</td> <td>700 140 700 43</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>ng-TEQ/m³</td> <td>0.1</td> <td>5</td> <td>0.041</td> <td>1 0.095 0.1 0.045</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">悪臭</td> <td>臭気指数</td> <td>—</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>昼(8時~19時)</td> <td>dB</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">騒音</td> <td>朝・夕(6時~8時、19時~22時)</td> <td>dB</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>夜(22時~5時)</td> <td>dB</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">振動</td> <td>昼間(7時~20時)</td> <td>dB</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間(20時~翌7時)</td> <td>dB</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>			項目	単位	計画施設の 計画値	既存施設の法規制値				西尾市 クリーン センター	岡崎市 八幡クリー ンセンター	岡崎市 中央クリー ンセンター	岡崎市 東クリー ンセンター	赤枠内は2020年度維持管理状況(最大値) SOx 岡崎市は適度公表						排ガス	硫黄酸化物(SOx)	—	K値=17.5 ^{※1)}	K値=17.5	0.013	[=17.5 K値=17.5	ばいじん	g/m ³	0.04	0.15	0.066	0.08 0.024 0.06 <0.0002	窒素酸化物(NOx)	ppm	250 ^{※2)}	250	83	250 110 250 26	揮発性有機化合物(HC)	mg/m ³	700	700	54	700 140 700 43	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.1	5	0.041	1 0.095 0.1 0.045	悪臭	臭気指数	—	18	18	18	18	昼(8時~19時)	dB	60	60	60	60	騒音	朝・夕(6時~8時、19時~22時)	dB	55	55	55	55	夜(22時~5時)	dB	50	50	50	50	振動	昼間(7時~20時)	dB	65	65	65	65	夜間(20時~翌7時)	dB	60	60	60	60
項目	単位	計画施設の 計画値				既存施設の法規制値																																																																																			
			西尾市 クリーン センター	岡崎市 八幡クリー ンセンター	岡崎市 中央クリー ンセンター	岡崎市 東クリー ンセンター																																																																																			
赤枠内は2020年度維持管理状況(最大値) SOx 岡崎市は適度公表																																																																																									
排ガス	硫黄酸化物(SOx)	—	K値=17.5 ^{※1)}	K値=17.5	0.013	[=17.5 K値=17.5																																																																																			
	ばいじん	g/m ³	0.04	0.15	0.066	0.08 0.024 0.06 <0.0002																																																																																			
	窒素酸化物(NOx)	ppm	250 ^{※2)}	250	83	250 110 250 26																																																																																			
	揮発性有機化合物(HC)	mg/m ³	700	700	54	700 140 700 43																																																																																			
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.1	5	0.041	1 0.095 0.1 0.045																																																																																			
悪臭	臭気指数	—	18	18	18	18																																																																																			
	昼(8時~19時)	dB	60	60	60	60																																																																																			
騒音	朝・夕(6時~8時、19時~22時)	dB	55	55	55	55																																																																																			
	夜(22時~5時)	dB	50	50	50	50																																																																																			
振動	昼間(7時~20時)	dB	65	65	65	65																																																																																			
	夜間(20時~翌7時)	dB	60	60	60	60																																																																																			
5	<p>*共通5 雨水は汚れているので処理して放流を</p> <p>p14「生活排水及び雨水は、処理を行ったのち、既存の水路等を通じて須美川へ放流する計画である」とあるが、ごみ焼却施設の場合内雨水は予想外に汚れており、有害物質で汚染されている場合もあるため、プラント系生活系排水と同様に処理し、須美川に放流することが望まれる。</p>	<p>ごみや焼却灰は建屋内で処理及び保管するとともに、焼却灰の運搬時には飛散防止措置を講じる計画であり、運搬時・保管時を含めて雨水との接触がないよう適切に運営・管理を行ってまいります。</p>																																																																																							
6	<p>*共通6 低公害型建設機械の使用は発注条件に</p> <p>p15「工事中の環境保全対策①排出ガス及び騒音・振動対策…建設機械は、可能な限り排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械を使用する。」とあるが、「可能な限り」では、努力さえすればいいことになる。また、低振動型建設機械が欠落している。発注条件に排出ガス対策型及び低騒音型・低振動型の建設機械使用を明記すべきである。さらに地球温暖化対策のため低炭素型建設機械の使用についても追加すべきである。</p>	<p>排出ガス対策型や低騒音型の建設機械は数多くありますが、特に低振動型について、使用するすべての種類の建設機械にはないため、このような記載としておりますが、排出ガス対策型建設機械、低騒音・低振動型建設機械及び低炭素型建設機械については、積極的な使用に努めてまいります。</p> <p>なお、発注条件への記載については、今後検討してまいります。</p>																																																																																							

表 4.2.3(3) 計画段階環境配慮書の案についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
7	<p>*共通7 粉じん対策は具体的に p15「工事中の環境保全対策②粉じん対策…工事中は建設機械の稼働等による砂の巻き上げや土砂等の飛散を防止するため、施工区域をフェンス等により仮囲いする。また、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。」とあるが、もっと具体的に記載すべきである。仮囲いの高さ、散水の頻度又は散水条件、また、工事車両のタイヤ等の洗浄を追加すべきである。</p>	<p>工事中の粉じん対策については、方法書以降の段階において、より具体的な内容の計画の検討を進めてまいります。 なお、粉じん対策を含む本事業での環境保全対策の具体的な方法については、今後工事の発注までに検討していきたいと考えており、環境影響評価の中では、基本的な対策の内容を記載したいと考えております。</p>
8	<p>*共通8 掘削土壌の場外持ち出しはないのか p15「工事中の環境保全対策⑤土壌汚染対策…本事業は「土壌汚染対策法」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」の対象となることから、法令に基づき必要な調査を今後実施する。」とあるが、調査深度についての考えが必要である。また、掘削した土壌を外部に持ち出すかどうかとも明記すべきである。</p>	<p>土壌調査の掘削深度については、今後、法令に基づき適切に設定していきます。また、掘削した土壌については、極力、外部に搬出しないようにしますが、具体的には今後検討してまいります。</p>
9	<p>*共通9 収集運搬車両の追加分を明記し計画段階配慮事項に追加すべき p16「また、令和2年度における西尾市クリーンセンターへのごみ収集車等の関係車両は、日平均で約560台である。」では不十分。今回の計画で、岡崎市八帖クリーンセンター100t 炉分を追加するのだから、その収集運搬車の台数を現在の西尾市クリーンセンター195t(65t×3) 炉分に加味しなければ意味がない。 図2.2.4 関係車両の主要走行経路p17のどの道路に、現状はどれだけで、岡崎市、幸田町のごみ処理追加分でどれぐらいの交通量増加が想定されるのかを示し、道路混雑度との関係が、3点と低かったp8 こともあり、混雑度がどうなるのか、また、関係車両走行による大気、騒音、振動がどうなるかを計画段階配慮事項に追加し、調査、予測、評価をすべきである。</p>	<p>配慮書においては、現況の収集運搬車両台数について記載しております。 なお、将来の収集運搬車両台数については、現在検討を行っているところです。このため、将来の収集運搬車両を含めた関係車両走行による大気質、騒音、振動の調査、予測、評価については準備書以降に記載します。</p>

表 4.2.3(4) 計画段階環境配慮書の案についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解																																													
10	<p>*共通10 位置、規模は配慮書の案で検討すべき p19「複数案の設定…位置及び規模に関する複数案の設定は行わず、施設の配置及び構造等について複数案を設定する。」とあるが、配慮書が法制化された経過からして、事業の位置、規模はもっとも重要な項目であり、本来はこの配慮書の案でこそ、検討内容とすべきである。</p> <p>事業位置については、「2.1.4 建設予定地の選定経緯」p6～p8 にそれなりにまとめてあるが、内容の分析は不十分である。</p> <p>規模については、「2.2.4 都市計画配慮書対象事業の諸元…ごみ焼却施設の処理能力約310t/日」P12とあるだけで、その根拠は「岡崎西尾地域循環型社会形成推進地域計画」で算出している、の一言しかない。しかし、その内容を見ると、主な焼却処理量は人口が基本になると考えており、岡崎市、幸田町で増加するために、西尾市は減少しても、全体として増加することになっており、現在の社会常識とは反対の結果となっている。さらに操業を開始する2030(令和12)年からは、どんどん人口が減少するにも拘わらず、その動向さえ検討していない。</p> <p>全国の自治体が将来構想等のために活用している「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)では、2015年から2045年の将来人口を予測しているが、操業を開始する2030(令和12)年はさらに過大になっている。人口減少が顕著になる2030年以降の予測は岡崎西尾地域循環型社会形成推進地域計画では行っていない。</p> <p>「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」</p> <table border="1" data-bbox="311 1467 901 1601"> <thead> <tr> <th></th> <th>2015</th> <th>2020</th> <th>2025</th> <th>2030</th> <th>2030</th> <th>2035</th> <th>2040</th> <th>2045</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岡崎市</td> <td>381,051</td> <td>387,405</td> <td>390,594</td> <td>391,187</td> <td>392,572</td> <td>389,094</td> <td>384,525</td> <td>378,254</td> </tr> <tr> <td>西尾市</td> <td>167,990</td> <td>169,878</td> <td>170,550</td> <td>170,351</td> <td>170,261</td> <td>169,369</td> <td>167,605</td> <td>165,308</td> </tr> <tr> <td>幸田町</td> <td>39,549</td> <td>40,867</td> <td>1,844</td> <td>42,573</td> <td>44,743</td> <td>43,027</td> <td>43,115</td> <td>43,012</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>588,590</td> <td>98,150</td> <td>02,988</td> <td>604,111</td> <td>607,586</td> <td>601,490</td> <td>595,245</td> <td>586,574</td> </tr> </tbody> </table> <p>赤字は岡崎西尾 地域循環型社会形成推進地域計画 p43-p45</p>		2015	2020	2025	2030	2030	2035	2040	2045	岡崎市	381,051	387,405	390,594	391,187	392,572	389,094	384,525	378,254	西尾市	167,990	169,878	170,550	170,351	170,261	169,369	167,605	165,308	幸田町	39,549	40,867	1,844	42,573	44,743	43,027	43,115	43,012	合計	588,590	98,150	02,988	604,111	607,586	601,490	595,245	586,574	<p>事業の位置の設定の考え方については、意見番号1で回答したとおりです。</p> <p>また、ごみ焼却施設の処理能力の設定の考え方については、意見番号2で回答したとおりです。</p>
	2015	2020	2025	2030	2030	2035	2040	2045																																							
岡崎市	381,051	387,405	390,594	391,187	392,572	389,094	384,525	378,254																																							
西尾市	167,990	169,878	170,550	170,351	170,261	169,369	167,605	165,308																																							
幸田町	39,549	40,867	1,844	42,573	44,743	43,027	43,115	43,012																																							
合計	588,590	98,150	02,988	604,111	607,586	601,490	595,245	586,574																																							

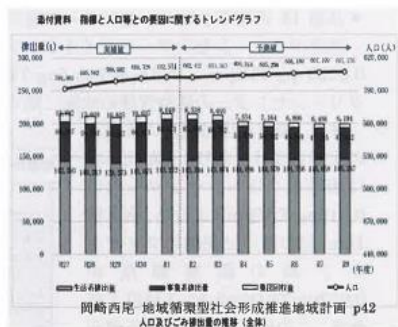


表 4.2.3(5) 計画段階環境配慮書の案についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解													
11	<p>*共通11 位置は配慮書の案で検討すべき</p> <p>p19「複数の都市計画の概略の案の設定…位置及び規模に関する複数案の設定は行わず、施設の配置及び構造等について複数案を設定する。」とあるが、「都市計画運用指針」p275「2. 廃棄物処理施設の計画に当たっての留意事項 廃棄物処理施設の設置に当たり、都市計画の観点として少なくとも以下の項目に留意することが望ましい。…(4)位置①主な搬出入のための道路が整備されているか、整備されることが確実であることが望ましい。②市街化区域及び用途地域が指定されている区域においては、工業系の用途地域に設置することが望ましい。③災害の発生するおそれの高い区域に設置することは望ましくない。④敷地の周囲は、緑地の保全又は整備を行い、修景及び敷地外との遮断を図ることが望ましい。…⑤ごみ焼却場等については、必要に応じ地域における熱供給源として活用することが望ましい。この場合は、関連する地域冷暖房施設等についても一体的に定めることが望ましい。」とあり、環境影響評価法で配慮書が法制化された経過からしても、事業の位置、規模はもっとも重要な項目であり、位置について本来はこの配慮書の案、構想段階評価書の案でこそ、検討内容とすべきである。</p>	<p>事業の位置の設定の考え方については、意見番号1で回答したとおりです。</p>													
12	<p>*共通12 複数案は煙突の配置と高さだけ</p> <p>複数案として重要な事業の位置、規模を事前に決めてしまっているためp19、複数案は煙突位置と煙突高さだけという、配慮書の手続きをしなくても結論は分かっていることだけである。「煙突の高い方が寄与濃度は低く最大着地濃度出現距離は遠くなる。」p173などでは、比較検討する意味がない。規模についての複数案を過大投資にならない観点からしっかり検討すべきである。</p> <div data-bbox="336 1391 874 1547" style="text-align: center;"> <p>表2.2.6 設定した複数案 配慮書の案 p20</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>複数案</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">施設の配置</td> <td>A案</td> <td>煙突西側配置</td> </tr> <tr> <td>B案</td> <td>煙突東側配置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">施設の構造 (煙突の高さ)</td> <td>①案</td> <td>80m</td> </tr> <tr> <td>②案</td> <td>59m</td> </tr> </tbody> </table> </div>	複数案	内容		施設の配置	A案	煙突西側配置	B案	煙突東側配置	施設の構造 (煙突の高さ)	①案	80m	②案	59m	<p>愛知県環境影響評価条例では、複数案の設定の考え方として、「位置・規模」、「配置・構造」の観点から設定することとされています。</p> <p>事業の位置、規模の設定の考え方については、意見番号1、意見番号2で回答したとおりです。</p> <p>このため、配慮書においては、「配置・構造」について、重大な環境影響を把握する観点から複数案を設定しております。</p>
複数案	内容														
施設の配置	A案	煙突西側配置													
	B案	煙突東側配置													
施設の構造 (煙突の高さ)	①案	80m													
	②案	59m													

表 4.2.3(6) 計画段階環境配慮書の案についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解																																																													
第3章 配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況																																																															
13	<p>*共通13 西尾市クリーンセンターの南東でのダイオキシン類濃度が最大なので注意を</p> <p>西尾市クリーンセンターのダイオキシン類排出濃度は、1号炉0.0059、2号炉0.0053、3号炉0.0029pg-TEQ/m³で排出基準の5pg-TEQ/m³以下であることをまず記載すべきである(西尾市クリーンセンターの維持管理の状況に関する記録、令和3年度(2021年度))。</p> <p>また、環境濃度は北西の卓越風の影響を受けており、令和元年度は西尾市クリーンセンター内の0.019pg-TEQ/m³よりも、南東側1km弱の瀬戸公民館のダイオキシン類の環境濃度が0.072pg-TEQ/m³と、3倍以上であり、この地点で最大となる傾向は毎年同じなのでp39、西尾市クリーンセンターの維持管理に十分注意すべきである。</p> <div data-bbox="300 884 790 1108" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">表 3.1.14 ダイオキシン類の測定結果(過去5年間) 単位: pg-TEQ/m³</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配慮書の案 p39 測定地点</th> <th>平成</th> <th>平成</th> <th>平成</th> <th>平成</th> <th>令和</th> <th rowspan="2">環境基準</th> </tr> <tr> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西尾市クリーンセンター内</td> <td>0.030</td> <td>0.013</td> <td>0.012</td> <td>0.016</td> <td>0.019</td> <td rowspan="7">年平均値が 0.6pg-TEQ/m³以下 であること。</td> </tr> <tr> <td>花蔵寺農林センター</td> <td>0.017</td> <td>0.015</td> <td>0.033</td> <td>0.008</td> <td>0.011</td> </tr> <tr> <td>宅野島農林センター</td> <td>0.0061</td> <td>0.012</td> <td>0.012</td> <td>0.009</td> <td>0.0084</td> </tr> <tr> <td>岡山県務センター</td> <td>0.022</td> <td>0.034</td> <td>0.029</td> <td>0.017</td> <td>0.034</td> </tr> <tr> <td>太田公民館</td> <td>0.030</td> <td>0.047</td> <td>0.033</td> <td>0.022</td> <td>0.037</td> </tr> <tr> <td>瀬戸公民館</td> <td>0.054</td> <td>0.098</td> <td>0.038</td> <td>0.059</td> <td>0.072</td> </tr> <tr> <td>笠西古墳公園(東条城跡)</td> <td>0.025</td> <td>0.041</td> <td>0.020</td> <td>0.016</td> <td>0.034</td> </tr> <tr> <td>津平老人憩いの家</td> <td>0.023</td> <td>0.024</td> <td>0.020</td> <td>0.016</td> <td>0.020</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">出典：「平成27年度～令和元年度の環境状況に関する環境報告書(西尾市)」</p> </div>	配慮書の案 p39 測定地点	平成	平成	平成	平成	令和	環境基準	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	西尾市クリーンセンター内	0.030	0.013	0.012	0.016	0.019	年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下 であること。	花蔵寺農林センター	0.017	0.015	0.033	0.008	0.011	宅野島農林センター	0.0061	0.012	0.012	0.009	0.0084	岡山県務センター	0.022	0.034	0.029	0.017	0.034	太田公民館	0.030	0.047	0.033	0.022	0.037	瀬戸公民館	0.054	0.098	0.038	0.059	0.072	笠西古墳公園(東条城跡)	0.025	0.041	0.020	0.016	0.034	津平老人憩いの家	0.023	0.024	0.020	0.016	0.020	<p>本ページでは周辺の環境の現況を示しているため、維持管理状況等については記載しておりませんが、ご指摘を踏まえ、方法書以降の図書において、既存施設の維持管理状況の記載について検討いたします。</p> <p>また、周辺のダイオキシン類の現況の濃度は、環境基準(0.6pg-TEQ/m³以下)に対して十分小さい値と考えておりますが、今後も施設の維持管理に十分注意して運営してまいります。</p>
配慮書の案 p39 測定地点	平成		平成	平成	平成	令和	環境基準																																																								
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度																																																										
西尾市クリーンセンター内	0.030	0.013	0.012	0.016	0.019	年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下 であること。																																																									
花蔵寺農林センター	0.017	0.015	0.033	0.008	0.011																																																										
宅野島農林センター	0.0061	0.012	0.012	0.009	0.0084																																																										
岡山県務センター	0.022	0.034	0.029	0.017	0.034																																																										
太田公民館	0.030	0.047	0.033	0.022	0.037																																																										
瀬戸公民館	0.054	0.098	0.038	0.059	0.072																																																										
笠西古墳公園(東条城跡)	0.025	0.041	0.020	0.016	0.034																																																										
津平老人憩いの家	0.023	0.024	0.020	0.016	0.020																																																										
14	<p>*共通14 道路騒音の環境基準のあてはめの明記を</p> <p>p40「道路交通騒音の調査結果…令和元年度は全地点で環境基準を達成していた。」とあるが、大気や水質の調査結果のように、環境基準値及びその根拠を追記すべきである。</p> <p>騒音に係る環境基準はp121～122では、「一般地域」、「道路に面する地域」、幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準(特例)の値が示してあるだけであり、どの様に適用するかが不明である。まず、「一般地域」で昼間は50～60dB(夜間も定めてあるが省略)と定められ、<u>ただし書きで「道路に面する地域」は昼間60～65dBと緩めてあり、地域の類型により異なる。</u>そのうえ、「<u>幹線交通を担う道路に近接する空間</u>」は特例としての基準値昼間70dBのとして更に緩い環境基準が定めてある。しかも、この幹線交通を担う道路の定義は中央環境審議会の答申に基づく環境基準の告示ではなく、環境省の通知で「高速道路、自動車専用道路、国・県道、4車線以上の市道」と定めている。</p> <p>これらを適正にあてはめるためには、幹線交通を担う道路である条件を満たすかを確認できるよう、県道、自動車専用道路、4車線以上の市道であるかどうかを記載しないといけない。番号1は名称から県道花蔵寺花ノ木線と判断できるが、番号2「主要地方道西尾幸田線」とあるが、測定場所の津平消防庫は2車線の道路に面しており、その場合の環境基準</p>	<p>ご指摘を踏まえて、環境基準及び要請限度の値、測定時間の時間区分及び測定場所はいずれも幹線交通を担う道路であることを示す内容を追記しました。</p> <p>なお、番号2(津平消防庫：吉良町津平大入 452)の測定地点は、主要地方道西尾幸田線(県道41号)から10m程度の位置にあり、「幹線交通を担う道路に近接する空間」の環境基準を当てはめることができる測定場所となっています。</p>																																																													

表 4.2.3(7) 計画段階環境配慮書の案についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解																								
14	<p>(続き)は「道路に面する地域」をあてはめることになっており、地域の類型指定がどうなっているかにもよるが、昼間の68dBは「道路に面する地域」の昼間60～65dBを超えていることになる。事実を確認されたい。その北側70mも離れた主要地方道西尾幸田線の騒音が主たる音源だとしても、環境省通知の20mを超えており、「幹線交通を担う道路に近接する空間」の環境基準をあてはめることはできない。(参考)騒音に係る環境基準の改正について:平成10年9月30日 環大企257号</p> <p>2 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。</p> <p>(1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。)</p> <p>(2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。</p> <p>地域の指定の周知に併せて、幹線交通を担う道路の定義を、都道府県の公報に掲載するなどにより、関係住民等に周知させるよう配慮されたい。</p> <p>3 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。</p> <p>(1)2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル</p> <p>(2)2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル</p> <div data-bbox="316 1240 874 1413" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">表 3.1.15 道路交通騒音調査結果(令和元年度) 配慮書の案 p40</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>測定場所</th> <th>測定日</th> <th>測定結果(昼間)</th> <th>環境基準の適合</th> <th>測定結果(夜間)</th> <th>環境基準の適合</th> <th>要請限度の適合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>県道花織寺花ノ木線 宮島町下田 22 (西尾市役所本庁舎)</td> <td>令和元年 5月29日</td> <td>63</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>56</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>主要地方道西尾幸田 線吉良町津平大入 452(津平酒蔵)</td> <td>6月4日</td> <td>68</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>64</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">出典:「令和元年度の環境状況に関する環境報告書」(令和3年2月 西尾市)</p> </div>	区分	測定場所	測定日	測定結果(昼間)	環境基準の適合	測定結果(夜間)	環境基準の適合	要請限度の適合	1	県道花織寺花ノ木線 宮島町下田 22 (西尾市役所本庁舎)	令和元年 5月29日	63	○	56	○	○	2	主要地方道西尾幸田 線吉良町津平大入 452(津平酒蔵)	6月4日	68	○	64	○	○	
区分	測定場所	測定日	測定結果(昼間)	環境基準の適合	測定結果(夜間)	環境基準の適合	要請限度の適合																			
1	県道花織寺花ノ木線 宮島町下田 22 (西尾市役所本庁舎)	令和元年 5月29日	63	○	56	○	○																			
2	主要地方道西尾幸田 線吉良町津平大入 452(津平酒蔵)	6月4日	68	○	64	○	○																			
15	<p>*共通15 要請限度は正確に、環境基準あてはめは重複 p124、自動車騒音要請限度の注1)の「…措置を執るべきことを要請する際の限度をいう。」という表現を、騒音規制法第17条に基づくこと及び「措置を執るべきことを要請するものとする。」と市長の責務として定められていることを正確に表現すべきである。</p> <p>また、「自動車騒音に係る要請限度」の、注2)「幹線交通を担う道路」の定義、注3)「幹線交通を担う道路に近接する区域」の定義は、自動車騒音に係る要請限度とは無関係である。この注は環境基準のあてはめについての環境庁通知であり、p122の注1)、注2)ですでに注記済みであり、重複記載する必要はない。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、要請限度に関する注釈の記載内容を修正しました。</p> <p>また、「自動車騒音に係る要請限度」の、注2)「幹線交通を担う道路」の定義、注3)「幹線交通を担う道路に近接する区域」の定義については、より分かりやすい図書とするため、表ごとに記載をすることとしました。</p>																								

表 4.2.3(8) 計画段階環境配慮書の案についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
16	<p>*共通16 道路交通振動の評価は要請限度では不十分 p40「道路交通振動の調査結果…いずれの地点も昼夜ともに要請限度と適合している。」とあるが、いくら環境基準がないとはいえ、要請限度は、振動規制法第16条で、市町村長は、道路交通振動が環境省令で定める限度(要請限度)を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。というものであり、このような値で評価するのは環境影響評価の精神から大きく離れる。人が振動を感じ始める値(振動感覚閾値55デシベル)を用いるべきである。</p> <p>現に、豊橋田原ごみ処理施設整備事業では、焼却処理能力を減少させて環境影響評価をやり直しているが、道路交通振動については「ア環境影響の回避・低減に係る評価…廃棄物等の搬入及び搬出に伴う振動レベルは、人が振動を感じ始める値(振動感覚閾値 55 デシベル)以下となるものと予測されるが、さらに、環境保全措置を実施することから、振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。」(変更準備書2021年10月p622)としている。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、令和元年度における道路交通振動調査の結果は、要請限度との対比による評価とともに、人が振動を感じ始める値である振動感覚閾値 (55デシベル) を下回っている旨の記載を追記しました。</p>
17	<p>*共通 17 道路交通振動に係る要請限度を正確に p126「道路交通振動に係る要請限度」の注)で「…措置を執るべきことを要請する際の限度をいう。」という表現を、振動規制法第16条に基づくこと及び「措置を執るべきことを要請するものとする。」と市長の責務として定められていることを正確に表現すべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、要請限度に関する注釈の記載内容を修正しました。</p>
18	<p>*共通 18 一律排水基準(生活環境項目)は適用されるのか p131「一律排水基準…特定事業場からの排水が50m³/日を超える場合には、表 3.2.33 に示す排水基準が適用される。」とあるが、他の大気、騒音などと同様に、特定事業場からの排水が 50m³/日を超えるかどうかを記載し、計画施設がこの排水基準が適用されるかどうかを判断できるようにすべきである。「生活排水及び雨水は、処理を行ったのち、既存の水路等を通じて須美川へ放流する」p14 とあるため、その排水量を明記すべきである。</p> <p>また、排水量を明記した上で、大気、悪臭、騒音、振動p8に加えて、厳しい自主規制値を設定すべきである。</p>	<p>施設排水については、プラント排水と生活排水があります。このうち、プラント排水については、場内利用し公共用水域には排水しません。このため、施設からの排水は生活排水のみとなりますが、現時点では排水量は未定となっております。今後、自主規制値の設定の有無についても、併せて検討してまいります。</p>

表 4.2.3(9) 計画段階環境配慮書の案についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
19	<p>*共通 19 西尾市の公害防止の指導基準は適用されるのか</p> <p>p135「西尾市では、新設の工場及び事業場については、公害防止法令に定める特定施設を有し法規制の対象となる工場及び事業場に対し表 3.2.37 に示す指導基準を定めている。」とあり、浄化槽からの排水基準として BOD、COD、SS が定められているが、他の大気、騒音などと同様に、計画施設が適用されるかどうかを示すとともに、自主規制値に追加することを記載すべきである。</p>	<p>施設排水については、意見番号 18 で回答したとおりです。</p>
20	<p>*共通 20 水量測定器設置義務はあるのか</p> <p>p136「西尾市は、「県民の生活環境の保全等に関する条例」による揚水規制の規制区域には該当していないが、水量測定器設置義務区域に該当することから、揚水設備のうち、揚水機の吐出口の断面積が 19 平方センチメートル(ふたつ以上ある場合はその断面積の合計)を超える揚水設備を設置している場合は、水量測定器を設置し、地下水の揚水量を測定し、その結果を知事に報告しなければならない。」とあるが、そもそも地下水揚水設備を設置する計画かどうかを記載し、水量測定器設置義務があるかどうかを判断できるようにすべきである。</p>	<p>地下水の利用の有無については、今年度策定する「廃棄物処理施設整備基本計画」において、検討を行ってまいります。</p>
<p>第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法</p>		
21	<p>*共通 21 大気質の予測手法プルーム・パフ式では、地形変化に対応できない</p> <p>p162「調査、予測及び評価の手法(大気質)…予測の基本的な手法:プルーム式等による簡易的な拡散計算により、年間の平均的な気象条件時における煙突からの寄与濃度について予測する。」(構想段階評価書の案 p178 「有風時寄与濃度計算…拡散式は以下の点煙源プルーム式を用いた。静穏時寄与濃度計算…拡散式は以下の簡易パフ式を用い、静穏時の寄与濃度を計算した。)」とあり、大気質の予測手法で“プルーム・パフ式”を用いることになっているが、この予測式は、「平坦地で風下に向かって連続して拡散される定常状態の汚染物質濃度の予測値を求めるのに適「平坦地」の予測に用いる“プルーム・パフ式”で対応できるかどうかの検討が必要である。</p> <p>横浜環状道路(圏央道)対策連絡協議会が、独自に現地で実験し「科学的にはもっと正しい方法がある」と公害調停を申請した結果、2017年2月20日に公害調停合意が成立し、「環境影響評価の大気汚染予測の方法について、科学的知見に基づき最適な予測手法を用いるものとする。」と、これまで大気拡散予測時に採用されている「プルーム・パフ」モデルではなく、3次元流体モデルなど最適な方法を採用すべきという合意がされた。国土交通省からは「合意内容については誠実に対応していく」とのコメントを引き出したものである。こうした点は愛知県でも明確になり、県環境影響評価条例に基づく尾張北部環境組合ごみ処理施設整備事業の配慮書に対し、</p>	<p>3次元流体モデル等の詳細な予測の手法については、対象地域が通常より拡散しにくい地形を有する場合で、かつ、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合に用いられます。対象事業実施区域周辺は、そのような地形にはなっていないことから、大気質の予測において実績のある手法である、プルーム・パフ式を用いて、予測・評価を行っています。</p>

表 4.2.3(10) 計画段階環境配慮書の案についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解																																																		
21	<p>(続き) 2019年7月5日に知事意見で“事業実施想定区域が木曾川沿いに位置しているため特異な風向・風速を有すると考えられること、煙突の高さが航空法の制限を受けるためダウンドラフト等により塩化水素等の短期濃度が高くなることが懸念されることから、大気質について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。”としている。</p>																																																			
<p>第5章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果</p>																																																				
22	<p>*共通22 年平均値と年間98%値等の関係式は正しいのか</p> <p>p173(構想段階評価書の案 p182)予測結果の将来濃度(年平均値)から、年間98%値または2%除外値を計算しているが、その関係式で試算(表の右端の赤字)すると、予測結果とはならないが、その理由を確認すべきである。</p> <table border="1" data-bbox="279 801 790 943"> <thead> <tr> <th colspan="2">配慮書の案 p173</th> <th colspan="2">表 5.1.4 予測結果</th> <th colspan="2">構想段階の案 p182</th> <th colspan="2">二酸化窒素</th> <th colspan="2">二酸化窒素</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>構想高さ</th> <th>バックグラウンド濃度(年平均値)①</th> <th>寄与濃度(年平均値)②</th> <th>将来濃度(年平均値)③=①+②</th> <th>将来濃度の2%除外値または年間98%値④</th> <th>年平均値の2%除外値または年間98%値</th> <th>濃度</th> <th>濃度</th> <th>濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素 [ppm]</td> <td>80m</td> <td>0.010</td> <td>0.0011</td> <td>0.0117</td> <td>0.0233</td> <td>約1.5%</td> <td>0.0282</td> <td>0.0297</td> <td>上式で計算</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 [mg/m³]</td> <td>80m</td> <td>0.002</td> <td>0.0022</td> <td>0.0042</td> <td>0.0084</td> <td>約1.5%</td> <td>0.0419</td> <td>0.0421</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類 [ng-TEQ/m³]</td> <td>80m</td> <td>0.012</td> <td>0.0005</td> <td>0.0125</td> <td>—</td> <td>約1.5%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	配慮書の案 p173		表 5.1.4 予測結果		構想段階の案 p182		二酸化窒素		二酸化窒素		項目	構想高さ	バックグラウンド濃度(年平均値)①	寄与濃度(年平均値)②	将来濃度(年平均値)③=①+②	将来濃度の2%除外値または年間98%値④	年平均値の2%除外値または年間98%値	濃度	濃度	濃度	二酸化窒素 [ppm]	80m	0.010	0.0011	0.0117	0.0233	約1.5%	0.0282	0.0297	上式で計算	浮遊粒子状物質 [mg/m ³]	80m	0.002	0.0022	0.0042	0.0084	約1.5%	0.0419	0.0421		ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³]	80m	0.012	0.0005	0.0125	—	約1.5%	—	—		<p>寄与濃度については、表記上は小数点第4位まで記載していますが、小数点第4位以降も数値が存在しており、それを含めて日平均値の2%除外値又は年間98%値への換算を行っております。</p>
配慮書の案 p173		表 5.1.4 予測結果		構想段階の案 p182		二酸化窒素		二酸化窒素																																												
項目	構想高さ	バックグラウンド濃度(年平均値)①	寄与濃度(年平均値)②	将来濃度(年平均値)③=①+②	将来濃度の2%除外値または年間98%値④	年平均値の2%除外値または年間98%値	濃度	濃度	濃度																																											
二酸化窒素 [ppm]	80m	0.010	0.0011	0.0117	0.0233	約1.5%	0.0282	0.0297	上式で計算																																											
浮遊粒子状物質 [mg/m ³]	80m	0.002	0.0022	0.0042	0.0084	約1.5%	0.0419	0.0421																																												
ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³]	80m	0.012	0.0005	0.0125	—	約1.5%	—	—																																												
<p>その他の事項</p>																																																				
23	<p>*共通23 現西尾市クリーンセンターの解体時期を明記すべき</p> <p>p18「工事計画の概要…新施設の建設工事前に現施設のうち新施設建設に支障となる一部施設の解体を行う可能性がある。」が、現西尾市クリーンセンターは、いつまで稼働するのか、本格的解体はいつからか、それらは今回の環境影響評価手続きにどう含まれるのかを示し、工事工程表に現施設の解体時期を追加すべきである。</p> <p>景観予測を見ると、現施設の煙突と、新施設の煙突と、2本の煙突があることになっているため、新施設稼働までは現施設を稼働したままということまでは理解できるが、新施設が完成すれば現(旧)施設は解体するはずであり、その解体工事に伴う環境影響評価を今回の環境影響評価手続きの中で行うべきである。その時期を、少なくともこの工事工程表に追加すべきである。</p> <p>なお、現施設の施設配置p11と、設定した複数案p21を比較すると、現施設の駐車場、管理棟、リサイクルプラザ棟の場所に新施設を計画しているが、これらの施設を解体するとは当然であるが、その代替施設をどこに建設するか、搬出入車両の動線・駐車場をどうするかを示し、現施設の正常稼働に影響がないことを確認できるようにすべきである。</p>	<p>本事業では、新施設の建設工事前に現施設のうち新施設建設に支障となる一部施設の解体を行う可能性がありますが、具体的には検討中の段階です。</p> <p>また、新たな施設が稼働した後に現施設を解体する予定ですが、具体的な解体時期は未定です。</p> <p>なお、駐車場については、現在、来客者と職員が利用していますが、新施設の工事中は来客用の駐車場利用を中止するとともに、職員用の駐車場は建設予定地以外の敷地内に確保する計画としております。また、現施設のうち新施設建設に支障となる一部施設の解体を行う場合にも、現施設の正常稼働には影響がないように検討してまいります。</p>																																																		

表 4.2.3(11) 計画段階環境配慮書の案についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
24	<p>* 配慮書の案と構想段階評価書の案で重複する部分は省略すべき</p> <p>配慮書の、第1章 都市計画決定権者の名称、第2章 都市計画配慮書対象事業(都市施設)の目的及び内容、第3章 配慮書対象事業実施想定(都市施設の)区域及びその周囲の概況までの158頁は構想段階評価書の案と同じ内容であり、作成・印刷の手間、読み取る手間を省くため、1章から3章までは共通文書として注記して省略すべきである。異なるのは、第4章 計画段階配慮事項並びに調査が、構想段階評価書の案では表題が「都市計画における評価項目及び評価の方法」となり、評価項目が配慮書より多くなっていることであるが、評価項目の大気質と景観は同一である。この意味で、配慮書への意見で代表するので、23項目「*共通1～*共通23」(ページ数が異なる場合は別記。)は、構想段階評価書の案への意見としても取り扱われたい。</p>	<p>配慮書と都市計画の構想段階評価書は、各法令に基づく個別の図書となるため、重複する内容があっても省略せずに記載しました。</p>

4.3 配慮書についての縦覧状況並びに愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

4.3.1 配慮書についての縦覧状況

・縦覧期間：令和4年5月11日（水）～6月9日（木）

表 4.3.1 計画段階環境配慮書についての縦覧状況

縦覧場所		閲覧者数
西尾市	環境部環境業務課	0
	都市整備部都市計画課	0
	西尾市役所一色支所	0
	西尾市役所吉良支所	2
	西尾市役所幡豆支所	0
幸田町	環境経済部環境課	0
合計		2

4.3.2 配慮書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

配慮書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解は、表 4.3.2(1)、(2)に示すとおりである。

表 4.3.2(1) 計画段階環境配慮書についての愛知県知事の意見
及び都市計画決定権者の見解

愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)以降の図書を作成する必要がある。	配慮書に関する愛知県知事意見を十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)以降の図書を作成します。
1 全般的事項	
(1) 配慮書において設定された複数案を単一案に絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。	配慮書において設定した複数案を単一案に絞り込んだ経緯及びその内容については、第2章に記載しました。
(2) 事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。	事業計画の検討に当たっては、高効率な排ガス処理設備の導入など、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減するよう努めます。
(3) 廃棄物の排出抑制に向けた取組を進めるとともに、計画施設の処理能力の算定根拠を分かりやすく示すこと。	廃棄物の排出抑制に向けた取組を進めてまいります。 また、計画施設の処理能力の算定根拠は第2章に記載しました。

表 4.3.2(2) 計画段階環境配慮書についての愛知県知事の意見
及び都市計画決定権者の見解

愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
1 全般的事項	
(4) 事業実施想定区域内の既存のごみ処理施設等について、本事業の一部として、解体又は撤去が行われることとなった場合には、その影響を含めて環境影響評価を適切に実施すること。	事業実施想定区域内の既存のごみ処理施設等について、新施設建設に支障となる一部施設（管理棟、リサイクルプラザ棟、車庫棟、洗車場）の解体を行うこととなったため、本事業の一部としてその影響を含めて環境影響評価を適切に実施します。
2 大気質	
事業実施想定区域南側に山地があり、風向・風速がその地形による影響を受けている可能性が考えられることから、大気質について適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	事業実施想定区域南側に山地があることから、大気質についての適切な予測・評価の手法として、地形を考慮した大気質の予測を行うことを検討し、その結果を第7章に記載しました。
3 騒音	
計画施設の試運転時には、既存のごみ処理施設と同時に稼働することが見込まれることから、施設からの騒音に対する適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	施設からの騒音については、既存のごみ処理施設稼働時の騒音の状況を把握するとともに、計画施設の試運転時も含めた影響の予測・評価を行います。
4 動物	
事業実施想定区域からの排水の放流先である須美川において、水生生物に対する適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	事業実施想定区域からの排水の放流先である須美川の上流及び下流における水生生物に対する調査、予測及び評価の手法を検討し、その結果を第7章に記載しました。
5 景観	
計画施設及び煙突の存在に伴う景観への影響が懸念されるため、これらの形状及び色彩に配慮した事業計画とするとともに、十分な現地踏査を実施した上で、適切な予測地点及び評価地点を検討すること。	周辺地域との調和を図るよう、建築物の色調、デザイン等について検討し、施設の形状及び色彩にも配慮した事業計画とします。 また、予測・評価地点については、十分な現地踏査を実施した上で検討し、その結果を第7章に記載しました。
6 温室効果ガス等	
発電効率の高い廃棄物発電設備の導入、焼却に伴う廃熱の有効利用など、温室効果ガスの低減に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	廃棄物発電設備の導入、焼却に伴う廃熱の有効利用など、温室効果ガスの低減に配慮した事業計画を検討してまいります。また予測・評価については、施設で使用するエネルギーにより発生する温室効果ガスとともに、廃棄物発電により発生する電力等による温室効果ガスの削減効果についても予測・評価を行うこととし、その結果を第7章に記載しました。
7 その他	
方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。	方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めます。

4.4 複数案を絞り込んだ経緯

本事業における計画案について、配慮書において施設の配置に関する2案（煙突西側配置、煙突東側配置）及び煙突高さに関する2案（80m、59m）を複数案として、環境面から「大気質」と「景観」について周辺環境への影響の比較検討を行った。

一方、都市計画手続きの一環として同時に公表した「西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業に係る都市計画の構想段階評価書」（以下「構想段階評価書」という。）においては、都市計画の観点から「都市計画の一体性・整合性の確保」や「適切な規模及び必要な位置への配置」などについても比較検討を行った。

4.4.1 配慮書の総合評価

計画段階配慮事項について、評価結果を整理した総合評価は、「4.1.5 総合評価」（4-35、36頁参照）に示したとおりである。

4.4.2 構想段階の評価結果

都市計画の観点から比較評価した結果は、表 4.4.1 に示すとおりである。

表 4.4.1 構想段階評価結果

評価分野	評価項目		評価結果				
			A案		B案		
			①案	②案	①案	②案	
都市計画の 一体性・総 合性の確保	農林漁業との健全な調和		○ 農業との健全な調和が図れる。				
	健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保	現況土地利用との整合性の観点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価	○ 周辺の居住環境や都市活動への影響は少ないと考えられる。				
		将来土地利用方針との整合性の観点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価	○ 周辺の居住環境や都市生活への影響は少ないと考えられる。				
		近接する居住地区・公益施設への影響	○ 近接する居住地区・公益施設への影響は少ないと考えられる。				
		周辺交通への影響	○ 廃棄物運搬車両の交通は、敷地内の進入路、待避所で処理できることから周辺交通への影響は少ないと考える。				
土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮		○ 当該施設の効果を十分に発揮できる。					
自然的環境の整備又は保全	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気質	窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等	○ 環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じない。			
	人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	景観資源及び主要な眺望点の改変の状況	○ 直接改変はないことから、計画施設の存在が重大な環境影響を及ぼすことはない。			
	施設の存在による眺望景観への影響		○ いずれの対象計画案についても、計画施設（煙突）を望む仰角は10度以下であることから、重大な環境影響を及ぼすことはない。				
円滑な都市活動の確保			「都市計画の一体性・総合性の確保」を参照				
良好な都市環境の保持	敷地内緑地の確保		○ 可能な限り緑地が配置できるように検討する。				
適切な規模及び必要な位置への配置	事業コストの適正		○	◎	○	◎	
	事業期間長期化リスク		○ 事業期間長期化リスクはないと考えられる。				
総合評価			○	◎	○	◎	

注) 各案の相対的な評価において、「優れている」を「◎」、「優れている案に比べて劣っている」を「○」とした。
また、各案が「同等」の場合は「○」とした。

4.4.3 複数案から単一案に絞り込む検討の結果

配慮書における複数案の比較では、大気質及び景観についてはいずれの対象計画案においても重大な影響は生じないことから、すべて同等の評価とした。

また、構想段階評価書の案における複数案の比較については、事業コストの適正に対しては煙突高さの低い方が事業コストは小さいと評価し、その他の項目については同等の評価とした。なお、構想段階評価書の案に対する一般からの意見では、「建設予定地の選定経緯」等について意見があった。

一方、配慮書では、「事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること」、「計画施設及び煙突の存在に伴う景観への影響が懸念されるため、これらの形状及び色彩に配慮した事業計画とするとともに、十分な現地踏査を実施した上で、適切な予測地点及び評価地点を検討すること」などの愛知県知事意見が通知された。

これらのことを勘案し、複数案から単一案への絞り込みにあたっては、敷地の有効活用等の観点も踏まえ、煙突の高さや施設の配置の検討を行った。

煙突の高さに係る大気質、景観の影響については、配慮書において①案、②案ともに重大な影響がないことを確認しているが、煙突の構造、敷地の有効活用の観点から、②案（煙突高さ 59m）の方が、工場棟と合わせて建築することで、敷地を有効に活用することが可能であり優位となることから、②案（煙突高さ 59m）を採用することとした。

なお、煙突高さを 59m としたことから、煙突と建屋は一体型とすることとした。

施設の配置に係る景観への影響については、配慮書において A 案、B 案ともに重大な影響がないことを確認しているが、敷地の有効活用、日影規制への対応の観点から、プラットホーム東側（A 案：煙突西側配置）の方が、プラットホームから退出するためのランプウェイが比較的短く、敷地の有効活用を図りやすいこと、また、日影規制への対応が優位となることから、A 案（煙突西側配置）を採用することとした。なお、最新の施設配置図は、図 2.2.4（2-18 頁参照）に示したとおりである。

以上の検討結果から、本事業の実施にあたり、敷地の有効活用等の観点からも優位であると考えられる「A 案：煙突西側配置」、「②案：煙突高さ 59m」を選定結果とした。

なお、参考として施設配置案を図 4.4.1 に示す。

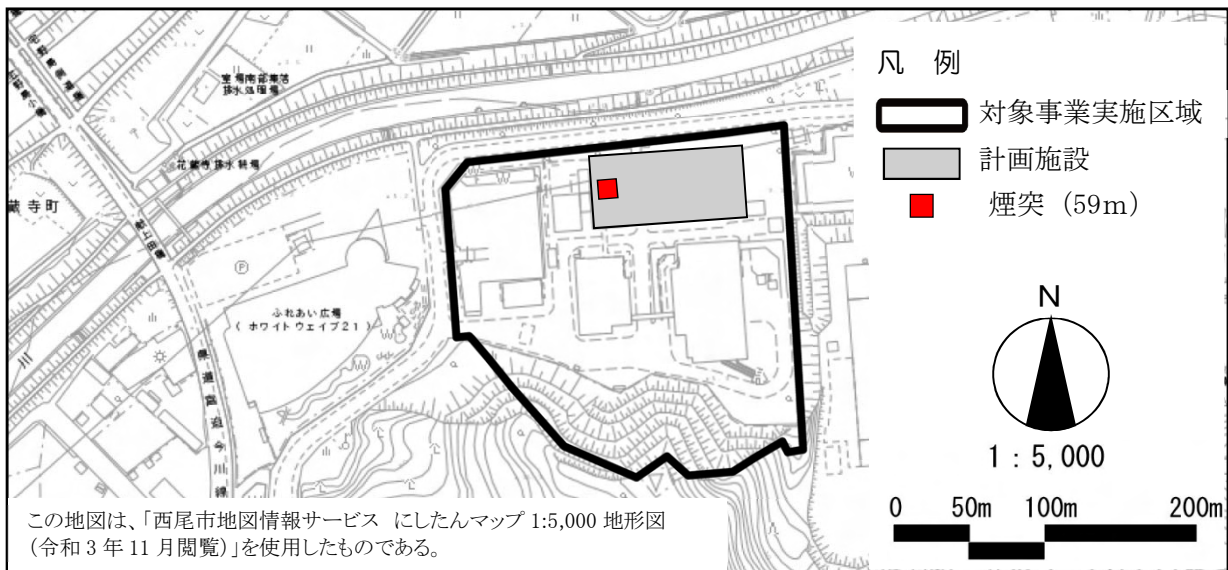


図 4.4.1 施設配置案（参考）

第5章 方法書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

第5章 方法書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

5.1 方法書についての縦覧状況及び意見書の提出状況

5.1.1 縦覧状況

- ・縦覧期間：令和4年11月1日（火）～11月30日（水）
- ・意見書提出期限：令和4年12月14日（水）

表 5.1.1 方法書についての縦覧状況

縦覧場所		閲覧者数
西尾市	環境部環境業務課	0
	都市整備部都市計画課	1
	西尾市役所一色支所	0
	西尾市役所吉良支所	0
	西尾市役所幡豆支所	0
幸田町	環境経済部環境課	0
合 計		1

5.1.2 意見書の提出状況

方法書を上記の期間において縦覧し、意見書提出期限までに提出された環境の保全の見地からの意見書は計4通（66件）であり、その意見書に記載された意見の分類は、表5.1.2に示すとおりである。

表 5.1.2 方法書についての意見書の意見の分類

分 類	意見数
第1章 都市計画決定権者の名称	0
第2章 都市計画対象事業の目的及び内容	10
第3章 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況	8
第4章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果	0
第5章 配慮書の案についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解	24
第6章 配慮書についての縦覧状況並びに愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解	4
第7章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	18
第8章 方法書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	0
その他の事項	2
合 計	66

5.2 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

方法書についての環境の保全の見地からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解は、表 5.2.1(1)～(23)に示すとおりである。

注) 意見中「*p●」は方法書の通しページ番号を示しており、意見書の意見の概要は、提出された意見書の原文を掲載している。

表 5.2.1(1) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解																																																		
第2章 都市計画対象事業の目的及び内容																																																				
1	<p>*p12 焼却能力 310t/日を 292t/日と減少させた事実と理由を</p> <p>ごみ処理施設の諸元で、3月の配慮書で焼却能力 310t/日としていたものが、11月の方法書p12では292t/日と縮小させている。まずこの事実を明記し、その理由を説明すべきである。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">配慮書 p12 2022年3月</td> </tr> <tr> <td colspan="3">表2.3.1 計画施設の諸元</td> </tr> <tr> <th>処理施設</th> <th>項目</th> <th>計画諸元</th> </tr> <tr> <td rowspan="5">ごみ焼却施設</td> <td>処理能力</td> <td>約 310 t/日</td> </tr> <tr> <td>処理方式</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>処理対象ごみ</td> <td>可燃ごみ、破砕選別可燃残渣、し尿汚泥、災害廃棄物</td> </tr> <tr> <td>公害防止設備</td> <td>適切な公害防止設備を備えた施設を整備する</td> </tr> <tr> <td>煙突高さ</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>運転計画</td> <td>24時間連続運転</td> </tr> <tr> <td>稼働目標年度</td> <td colspan="2">令和12年度</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">方法書 p12 2022年11月</td> </tr> <tr> <td colspan="3">表2.2.1 計画施設の諸元</td> </tr> <tr> <th>処理施設</th> <th>項目</th> <th>計画諸元</th> </tr> <tr> <td rowspan="5">ごみ焼却施設</td> <td>処理能力</td> <td>292 t/日</td> </tr> <tr> <td>処理方式</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>処理対象ごみ</td> <td>可燃ごみ、破砕選別可燃残渣、し尿汚泥、災害廃棄物</td> </tr> <tr> <td>公害防止設備</td> <td>適切な公害防止設備を備えた施設を整備する</td> </tr> <tr> <td>煙突高さ</td> <td>59m</td> </tr> <tr> <td>運転計画</td> <td>24時間連続運転</td> </tr> <tr> <td>稼働目標年度</td> <td colspan="2">令和12年度</td> </tr> </table>	配慮書 p12 2022年3月			表2.3.1 計画施設の諸元			処理施設	項目	計画諸元	ごみ焼却施設	処理能力	約 310 t/日	処理方式	未定	処理対象ごみ	可燃ごみ、破砕選別可燃残渣、し尿汚泥、災害廃棄物	公害防止設備	適切な公害防止設備を備えた施設を整備する	煙突高さ	未定	運転計画	24時間連続運転	稼働目標年度	令和12年度		方法書 p12 2022年11月			表2.2.1 計画施設の諸元			処理施設	項目	計画諸元	ごみ焼却施設	処理能力	292 t/日	処理方式	未定	処理対象ごみ	可燃ごみ、破砕選別可燃残渣、し尿汚泥、災害廃棄物	公害防止設備	適切な公害防止設備を備えた施設を整備する	煙突高さ	59m	運転計画	24時間連続運転	稼働目標年度	令和12年度		<p>計画施設の焼却処理想定量（令和12年度）について、配慮書時点では、岡崎市及び幸田町についてはごみ減量化を考慮した理想定量としていましたが、西尾市については現状推移を基に算定した推定量となっております。その後、ごみ減量・資源化の充実拡大を目指した、西尾市一般廃棄物処理基本計画の見直しに伴い、配慮書時点の 57,762t/年から方法書では 55,047t/年となりました。これに伴い、処理能力も配慮書時点の約 310t/日から方法書では 292t/日に変更しました。</p> <p>方法書 2-10 頁において、処理能力についてはごみ減量化の最新の状況を踏まえて見直しを行った旨を記載しています。</p> <p>なお、準備書では、ごみ減量化の最新の状況を踏まえ、266t/日としています。</p>
配慮書 p12 2022年3月																																																				
表2.3.1 計画施設の諸元																																																				
処理施設	項目	計画諸元																																																		
ごみ焼却施設	処理能力	約 310 t/日																																																		
	処理方式	未定																																																		
	処理対象ごみ	可燃ごみ、破砕選別可燃残渣、し尿汚泥、災害廃棄物																																																		
	公害防止設備	適切な公害防止設備を備えた施設を整備する																																																		
	煙突高さ	未定																																																		
運転計画	24時間連続運転																																																			
稼働目標年度	令和12年度																																																			
方法書 p12 2022年11月																																																				
表2.2.1 計画施設の諸元																																																				
処理施設	項目	計画諸元																																																		
ごみ焼却施設	処理能力	292 t/日																																																		
	処理方式	未定																																																		
	処理対象ごみ	可燃ごみ、破砕選別可燃残渣、し尿汚泥、災害廃棄物																																																		
	公害防止設備	適切な公害防止設備を備えた施設を整備する																																																		
	煙突高さ	59m																																																		
運転計画	24時間連続運転																																																			
稼働目標年度	令和12年度																																																			
2	<p>*p12～14 西尾市だけが焼却処理量想定を減少させたが岡崎市、幸田町は再検討すべき</p> <p>配慮書では令和12年度の焼却処理量の想定が西尾市 57,762+岡崎市 12,000+幸田町 4,077=73,839t/年、災害廃棄物 7,384 を加えて、81,223t/年÷365日=225.2t/日であり、実稼働率（補修等による年間停止 85日）、調整稼働率（故障修理等）を加味して 225.2÷0.767÷0.96=302.1≒310t/日、方法書では令和12年度の焼却処理量の想定が西尾市 55,047+岡崎市 12,000+幸田町 4,077=71,124t/年、災害廃棄物 7,112 を加えて、78,236t/年÷365日=214.3t/日であり、実稼働率、調整稼働率を加味して、214.3÷0.767÷0.96=291.1≒292t/日と変更されているが、西尾市の焼却処理量だけが縮小変更されている。</p> <p>つまり、西尾市の焼却処理量だけが 57,762t/年を 55,047t/年と減少させただけであり、残りの岡崎市、幸田町の焼却処理量は配慮書のままである。今年度策定する廃棄物処理施設整備基本計画で再検討し、それが決まるまでは、環境影響評価手続きを中断すべきである。処理能力の縮小が現実視されるのに、過大設備への投資、予測・評価をすべきではない。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">配慮書 表2.2.2 焼却処理量の想定（令和12年度）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">施設別処理量の想定（t/年）</td> </tr> <tr> <th>施設</th> <th>処理量</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>西尾市</td> <td>57,762</td> <td rowspan="4">73,839</td> </tr> <tr> <td>岡崎市</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>幸田町</td> <td>4,077</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>73,839</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">方法書 表2.2.2 焼却処理量の想定（令和12年度）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">施設別処理量の想定（t/年）</td> </tr> <tr> <th>施設</th> <th>処理量</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>西尾市</td> <td>55,047</td> <td rowspan="4">71,124</td> </tr> <tr> <td>岡崎市</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>幸田町</td> <td>4,077</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>71,124</td> </tr> </table>	配慮書 表2.2.2 焼却処理量の想定（令和12年度）			施設別処理量の想定（t/年）			施設	処理量	合計	西尾市	57,762	73,839	岡崎市	12,000	幸田町	4,077	計	73,839	方法書 表2.2.2 焼却処理量の想定（令和12年度）			施設別処理量の想定（t/年）			施設	処理量	合計	西尾市	55,047	71,124	岡崎市	12,000	幸田町	4,077	計	71,124	<p>処理能力の縮小の考え方については、意見番号1で回答したとおりです。</p> <p>岡崎市及び幸田町の焼却処理想定量についても、方法書時点で、変更がないことを確認しています。</p> <p>なお、準備書では、令和12年度の焼却処理量の想定は西尾市 54,131t/年、岡崎市 12,000t/年、幸田町 3,981t/年とし、西尾市及び幸田町については方法書時点の想定処理量から変更しています。詳細は準備書第2章(2-11頁)をご参照ください。</p>														
配慮書 表2.2.2 焼却処理量の想定（令和12年度）																																																				
施設別処理量の想定（t/年）																																																				
施設	処理量	合計																																																		
西尾市	57,762	73,839																																																		
岡崎市	12,000																																																			
幸田町	4,077																																																			
計	73,839																																																			
方法書 表2.2.2 焼却処理量の想定（令和12年度）																																																				
施設別処理量の想定（t/年）																																																				
施設	処理量	合計																																																		
西尾市	55,047	71,124																																																		
岡崎市	12,000																																																			
幸田町	4,077																																																			
計	71,124																																																			

表 5.2.1(2) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
3	<p>*p12～14 焼却の計画処理量の基の将来人口を 「処理能力については、ごみ減量化の最新の状況を踏まえて見直しを行い、以下のとおり算出している。」 p12 とあり、3月の配慮書で焼却能力 310t/日であったものが、11月の方法書 p12 では 292t/日と縮小している。まずこの事実とその理由を明記すべきである。 また、突然計画処理量がでてくるが、その主たる根拠となる将来人口を記載すべきである。人口減少が顕著になる 2030 年以降の人口減によるごみ排出量の減少を考慮すれば、過大設備となる可能性が高い。 全国の自治体が活用している「日本の地域別将来推計人口（平成 30(2018)年推計）」(国立社会保障・人口問題研究所)では、2015 年から 2045 年の将来人口を 5 年ごとに予測しており、人口減少が顕著になる 2030 年以降の予測は岡崎西尾地域循環型社会形成推進地域計画では行っていないが、操業を開始する 2030(令和 12)年は 607, 586 人と人口問題研究所の 604, 111 人より、さらに過大になっている。</p>	<p>処理能力の縮小の考え方については、意見番号 1 で回答したとおりです。 処理能力の設定については、計画年間処理量が最大となる令和 12 年度を計画目標年度とし、将来人口については、「日本の地域別将来推計人口（平成 30(2018)年推計）」(国立社会保障・人口問題研究所)の 5 年ごとの推計値ではなく、2 市 1 町それぞれの一般廃棄物処理基本計画において用いられている将来人口推計を基に設定しています。</p>
4	<p>*p16 西尾市の搬入予定台数を確定せよ 方法書 p16 では、「令和 2 年度における西尾市クリーンセンターへのごみ収集車等の関係車両は、日平均で約 560 台である。なお、<u>岡崎市からのごみ収集車両の搬入予定台数は、年間約 9, 430 台(約 31 台/日)、幸田町からのごみ収集車両の搬入予定台数は、年間約 1, 700 台(約 6 台/日)</u>である。」と、岡崎市、幸田町の搬入予定台数は配慮書になかったものを追記したが、西尾市の搬入予定台数はまだ、確定せず現況値だけが記載されていることを明記すべきである。いずれにしても、大気質、騒音、振動の調査、予測、評価をするというのに、将来の収集運搬車両台数が検討中では方法書とは言えない。 どの道路にどれぐらいの交通量増加が想定されるのかを示し、道路混雑度との関係が、3 点と低かった p8 こともあり、混雑度がどうなるのか、また、関係車両走行による大気、騒音、振動がどうなりそうか想定し、必要な地点をこの方法書で決めなければならない。利用道路別の将来交通量を追加した方法書に訂正するまでは環境影響評価手続きを中断すべきである。</p>	<p>西尾市のごみ収集車等の搬入予定台数は、現況と同程度と想定していることから、令和 2 年度における実績値を示しています。 準備書においては、主要走行経路上の代表地点について、現況交通量と将来の収集運搬車両台数を明記した上で、廃棄物等の搬入及び搬出に係る車両の大気質、騒音、振動への影響について、予測及び評価を行いました。 なお、準備書(7-64、65 頁)に示すとおり、主要走行経路上の主な交差点における交通量調査を実施し、道路混雑の状況についても把握しました。交通量調査結果は準備書 8-13-10～12 頁に記載しました。</p>
5	<p>*p17 関係車両の主要走行経路がどこかが判明しない 配慮書 p17 では両端の矢印があったが、方法書 p17 では、図 2.2.4 関係車両の主要走行経路で、凡例の主要走行経路の両端の矢印がなくなり、他の道路と区別がつかない。配慮書では市道瀬門 143 号線、50 号線、県道宮迫今川線、主要地方道西尾吉良線の 4 路線だけであったが、方法書では、このほかに県道蒲郡碧南線、市道木田岡山線も主要経路が追加された形となっている。これでは収集運搬車両の調査、予測をどこにすればいいかの意見が出せない。</p>	<p>ご意見も踏まえ、準備書以降においては、関係車両の主要走行経路の両端を矢印で示し、他の道路と区別がつかないように表現しました。 なお、県道蒲郡碧南線及び市道木田岡山線については、最新の事業計画を踏まえ、方法書において主要走行経路に追加したものであり、調査・予測地点については、これらの道路を踏まえて設定しております。</p>

表 5.2.1(3) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
6	<p>*p14 法令より厳しい自主規制値を今後設ける計画では意見がだせない</p> <p>公害防止及び環境保全の(1)基本的な考え方で「法令に基づく基準値に比べ厳しい自主規制値を今後設ける計画である。」p14 とあるが、配慮書でもこの表現であり、意見に対する見解は「今年度策定する「廃棄物処理施設整備基本計画」において、検討を行ってまいります。」というだけであり、どのような自主規制値とするかにより、調査・予測の方法、項目、頻度、地点などが異なってくるので、方法書としては成り立たず、意見も出せない。今年度策定する廃棄物処理施設整備基本計画が確定するまでは、環境影響評価手続きは中断すべきである。</p> <p>なお、排ガスの自主規制値を法規制値のままとする例がみられるが、NOx、塩化水素、水銀については、より厳しい値とするよう注意されたい。</p>	<p>計画施設に係る自主規制値については、方法書(15頁の表2.2.4)に記載のとおりです。自主規制値が記載されていることがわかりにくいため、準備書においては、文章の表現を配慮いたします。</p> <p>自主規制値については、窒素酸化物(NOx)、ばいじん等の各項目について法規制値に比べ厳しい値を設定しています。なお、水銀については、他の項目と異なり、処理工程で生成されるものではなく、搬入ごみに混入されることにより発生するものであるため、法規制値と同等の値としており、水銀使用製品の分別回収の徹底等の混入防止対策により、水銀が排出されないよう努めてまいります。</p>
7	<p>*p14 雨水も処理するのか</p> <p>「生活排水及び雨水は、処理を行ったのち、既存の水路等を通じて須美川へ放流する計画である」p14 とあるが、図2.2.3給排水フロー図p15では、雨水は調整池に貯め須美川へ放流する形になっている。「雨水は、処理を行ったのち」という表現は間違いではないか。それとも調整池で排水処理をするのなら注記すべきである。</p> <p>なお、雨水も有害物質で汚染されている恐れがあるため、処理して放流するようにとの配慮書への意見に対し、「運搬時・保管時を含めて雨水との接触がないよう適切に運営・管理を行ってまいります」p203 との見解であったが、ごみ収集運搬車の汚れによる場内汚染が考慮されていない。</p>	<p>雨水については、調整池において貯留した後に、沈殿物を除いて須美川に放流します。生活排水と同様の処理ではないことから、準備書以降においては、生活排水と雨水を分けて記載いたします。</p> <p>また、ごみ収集運搬車の汚れによる場内汚染が生じないように、ごみ収集運搬車の定期的な清掃等の適切な運営・管理を行ってまいります。</p>
8	<p>*p16 西尾市の搬入予定台数がない</p> <p>2.2.4都市計画対象事業の諸元のうち、収集運搬関連で「また、令和2年度における西尾市クリーンセンターへのごみ収集車等の関係車両は、日平均で約560台である。なお、岡崎市からのごみ収集車両の搬入予定台数は、年間約9,430台(約31台/日)、幸田町からのごみ収集車両の搬入予定台数は、年間約1,700台(約6台/日)である。」p16 とある。配慮書にはなかった岡崎市、幸田町の搬入予定台数が追加されたのは当然として、令和2年度の約560台は西尾市だけのものであり、現状の台数しかない。もともになる西尾市分の将来の収集運搬車両台数が検討中では、方法書とは言えない。利用道路別の将来交通量を追加した方法書に訂正するまでは環境影響評価手続きを中断すべきである。</p>	<p>搬入予定台数の考え方については、意見番号4で回答したとおりです。</p>

表 5.2.1(4) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
9	<p>*p25 工事中に解体する現施設の一部の代替はどうするのか 工事日程で「現施設のうち新施設建設に支障となる一部施設（管理棟、リサイクルプラザ棟、車庫棟、洗車場）の解体を行う。」p25 とあるが、管理棟、リサイクルプラザ棟、車庫棟、洗車場の解体をすることはやむをえないが、その間の代替施設の必要性、必要施設の位置などを明記すべきである。現施設の解体時期さえ未定な段階で環境影響評価手続きに入るのは間違いである。解体工事があればそれはアセス対象となり、方法書でも調査対象に加える必要がある。</p> <p>なお、この点に関する意見への見解で「一部施設の解体を行う可能性があります、具体的には検討中の段階です。」p211 とあいまいな見解しかないのは問題である。見解でも方法書本文と同じ具体的な施設を明記すべきである。また「駐車場については、現在、来客者と職員が利用していますが、新施設の工事中は来客用の駐車場利用を中止するとともに、職員用の駐車場は建設予定地以外の敷地内に確保する計画としております。」とあるが、その旨及び確保用地の位置を方法書本文に明記すべきである。</p>	<p>現施設のうち、管理棟、リサイクルプラザ棟、車庫棟、洗車場については、計画施設の建設に伴い解体を行います。計画施設の工事中は、車庫棟、洗車場（現在は、いずれも備品置場として使用）の機能は停止し、代替施設は設けない計画です。管理棟では、既存施設の管理部門とそれ以外の部門がありますが、既存施設の管理部門は場内の別の場所に移って業務継続することとなりますが、それ以外の部門及びリサイクルプラザ棟の機能については場外の公共施設へ移転します。</p> <p>方法書では、これらの既存施設の解体工事についても考慮した上で環境影響評価項目を選定しています。</p> <p>なお、方法書 211 頁の見解については、計画段階配慮書の案についての意見に対する見解であり、その後の計画検討の状況を踏まえ、方法書段階では一部施設の解体を行うことが決定したことから、その旨を記載したものです。また、駐車場の具体的な位置については、現在検討中です。</p>
10	<p>*p26 低振動型・低炭素型建設機械の積極的使用を方法書本文に記載を 計画策定時における環境配慮事項として、工事中は「建設機械は、可能な限り排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械を使用する。」p26 とあるが、意見への見解として「排出ガス対策型建設機械、低騒音・低振動型建設機械及び低炭素型建設機械については、積極的な使用に努めてまいります。なお、発注条件への記載については、今後検討してまいります。」p203 とあり、低振動型建設機械及び低炭素型建設機械積極的使用にも触れたことは評価するが、方法書本文にこそ、この文章を記載すべきである。なお、発注条件への記載については、納得できるような検討をし、準備書には記載されたい。</p>	<p>工事中の建設機械については、可能な限り排出ガス対策型、低騒音型、低振動型及び低炭素型の建設機械を積極的に使用することとし、発注条件にも記載する予定です。</p>

表 5.2.1(5) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
第3章 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況		
11	<p>*p49, P57 水質・地下水調査結果は、大気調査と同じ最新年度にすべき 「3.1.18(2)河川の水質調査結果(愛知県:令和2年度)…出典:「2020年度公共用水域の水質等調査結果」(愛知県ホームページ)」p49、「表3.1.20(1)地下水調査結果(令和2年度概況調査)…出典:「2020年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」(愛知県ホームページ)」p57、「表3.1.20(2)地下水調査結果(令和2年度定期モニタリング)…出典:「2020年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」(愛知県ホームページ)」p58となっているが、大気(表3.1.9 二酸化窒素の測定結果(令和3年度)…出典:「2021年度大気汚染調査結果」(令和4年6月 愛知県) p41 など)のように令和3年度にすべきである。</p>	<p>方法書の作成にあたっては、作成時に公表されている最新の文献を使用しております。 準備書の作成においても、項目ごとに最新の文献を使用しました。</p>
12	<p>*p62 動物の確認文献で最新資料を追加し、確認件数が増加したことを記載すべき 動物相の概要の確認文献一覧で、「全国鳥類繁殖分布調査報告 日本の鳥の今を描こう 2016-2021年」(令和3年10月 鳥類繁殖分布調査会)が、配慮書から追加されているがp62、その旨及び、その結果、調査結果が増加していることを明記すべきである。</p>	<p>配慮書手続における愛知県環境影響評価審査会での意見を踏まえて「全国鳥類繁殖分布調査報告 日本の鳥の今を描こう 2016-2021年」を追加し、一部の調査結果が変更となっております。 準備書においても最新の文献等を使用しました。</p>
13	<p>*p74 鳥類の重要種が配慮書より11種も増えた理由は? 方法書では「鳥類の重要種は…14目28科78種である。」p74とあるが、配慮書では「鳥類の重要種は…13目22科67種である。」p671と異なり増えている。どこがどう変わったのか、その理由は何かを明記すべきである。 目名では、コウノトリ目、キツツキ目が追加され、カイツブリ目が削除されている。科名では、コウノトリ科、ブッポウソウ科、キツツキ科、ヤイロチョウ科、サンショウクイ科、キバシリ科、カワガラス科の7科が追加され、カイツブリ科が削除されている。配慮書はいい加減なものだったのか、新しく追加された「全国鳥類繁殖分布調査報告」によるものなのか。</p>	<p>確認文献に「全国鳥類繁殖分布調査報告 日本の鳥の今を描こう 2016-2021年」を追加したことにより重要種の数が増加しております。 なお、カンムリカイツブリについては再度精査を行った結果、愛知県内においては重要種扱いではなかったため削除しました。</p>
14	<p>*p83 植物の重要種が配慮書より減少した理由は? 方法書では「植物の重要種は…49科132種である。」p83とあるが、配慮書では「植物の重要種は…49科133種である。」p76と異なり1種減少している。オモダカ科のアギナシ、オモダカのうち、オモダケが減少している。その理由は何かを明記すべきである。</p>	<p>植物の重要種リストを再度精査した結果、重要種でない種が含まれていたため、減少しました。 準備書の作成時においても、最新の文献を使用し、精査しました。</p>

表 5.2.1(6) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解


番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
15	<p>*p150 土砂災害警戒区域の詳細を</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域が、対象事業実区域周辺で「該当あり」となっているため、その詳細を記載すべきである。愛知県の土砂災害情報マップでは、予定地南西に土石流の恐れのある崖地を通過して100～200mに土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)が指定されている。</p> 	<p>ご意見も踏まえ、準備書においては、対象事業実施区域周辺の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の詳細を準備書3-124、125頁に記載しました。</p>
16	<p>*p155 あいち地球温暖化防止戦略2030(改定版)(案)の内容で見直しを</p> <p>地球温暖化防止に関する取組状況で「あいち地球温暖化防止戦略2030」(平成30年2月)では、目指すべき低炭素社会を実現するために、2030年度における県内からの温室効果ガス削減量を2013年度比で26%削減という目標をかかげている。」p155とあるが、2020年10月に国が「2050年カーボンニュートラル」を宣言して以降、温室効果ガスの削減目標を引き上げるなど、地球温暖化問題を取り巻く社会情勢に大きな変化が起こっており、愛知県は、こうした状況に対応するため、「あいち地球温暖化防止戦略2030(改定版)」(案)の取りまとめ、県民意見提出制度(パブリック・コメント制度)に基づき、2022年11月12日から1カ月間、県民からの意見を募集している。この改定版(案)は、温室効果ガスの県内排出量を2030年に2013年比46%減にするというものである。この動きと内容を方法書でも明記し、地球温暖化対策をさらに強化する方向で今回の計画を見直すべきである。</p>	<p>方法書の作成にあたっては、作成時に公表されている最新の内容を記載しております。</p> <p>準備書の作成においても、公表されている最新の文献を踏まえて記載内容を検討しました。</p>
17	<p>*p157 西尾市、岡崎市、幸田町の地球温暖化対策実行計画も改定を</p> <p>西尾市地球温暖化対策実行計画 p157、岡崎市地球温暖化対策実行計画 p158、地球温暖化対策実行計画 p160も、それぞれの目標が定めてあるが、国、愛知県の取り組みを踏まえ、早急に改定作業を始めていると思われるが、その状況を加味した文章に変更すべきである。</p>	<p>方法書の作成にあたっては、作成時に公表されている最新の内容を記載しております。</p> <p>準備書の作成においても、公表されている最新の文献を踏まえて記載内容を検討しました。</p>
18	<p>*p163 岡崎市の廃棄物の状況は、今回計画施設での量を</p> <p>岡崎市の廃棄物の状況は、岡崎市一括の焼却処理量114,401t/年だけではなく、今回の計画に加える岡崎市八帖クリーンセンターでの焼却処理分を明記すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、準備書では岡崎市八帖クリーンセンターでの焼却処理分について準備書3-139頁に記載しました。</p> <p>なお、令和3年度の岡崎市八帖クリーンセンターでの焼却処分量は29,924tとなっています。</p>

表 5.2.1(7) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
第5章 配慮書の案についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解		
19	<p>*p202 配慮書への意見「共通1 事業位置決定段階の複数案を配慮書で検討すべき」に対する見解は「番号1…建設候補地の選定は地元のご理解が非常に重要であり、選定段階で複数の候補地を公表することは、それぞれの地元にも多大な影響を及ぼすことが懸念されます。このため、候補地決定後に配慮書の手続きを実施することといたしました。」p202とあるが、この文章はすでに配慮書p8で示してある。それでは不十分なため意見を提出したものであり、もっと丁寧で具体的な説明が必要である。</p> <p>「また、ご意見のあった「道路混雑度との関係」、「河川氾濫による浸水に対する安全性」、「障害物等の有無」については、愛知県環境影響評価条例に基づく評価項目とは異なることから、配慮書の項目としては考えておりませんが、事業計画の検討にあたっては、これらの内容にも充分配慮してまいります。」p202とあるが、事業計画の検討で充分配慮すると言いながら、方法書の周囲の概況の中で詳細に示すべきが解決されておらず配慮書のままである。この3項目は9地点のなかでも点数が低かったものであり、慎重な周囲調査、必要な対策が求められる。</p>	<p>方法書202頁の見解は、配慮書で示した見解を再掲しているものです。</p> <p>なお、繰り返しになりますが、「道路混雑度との関係」、「河川氾濫による浸水に対する安全性」、「障害物等の有無」については、愛知県環境影響評価条例に基づく評価項目と異なるため、方法書の周囲の概況に記載されていない内容がありますが、ご意見を踏まえ「洪水ハザードマップ」のほか、「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別区域」について、準備書の3-124、125、127頁に記載しました。</p> <p>また、「道路混雑度との関係」については、対象事業実施区域周辺の主要走行経路の交通量調査を実施し、交通量の状況を把握した上で、必要な配慮を検討してまいります。「河川氾濫による浸水に対する安全性」、「障害物等の有無」についての具体的な対応については、廃棄物処理施設整備基本計画の中で検討しております。</p>
20	<p>*p202 配慮書への意見「共通2 焼却処理能力は過大ではないか…岡崎市八帖クリーンセンター100t炉と西尾市クリーンセンター195t(65t×3)炉の焼却能力を集約しただけではなく、15t/日も増加する計画である。…人口減少が顕著になる2030年以降の人口減少によるごみ排出量の減少を考慮すれば、過大設備となる可能性が高い」に対する見解は「番号2…ごみ焼却施設の処理能力約310t/日は、「岡崎西尾地域循環型社会形成推進地域計画」において、稼働開始を予定している令和12年度の焼却処理量を基に、地震や水害等の災害に伴い発生する災害廃棄物処理分も考慮して算出したものです。なお、処理能力については、今年度策定する「廃棄物処理施設整備基本計画」において、再度検討を行っていく予定としております。」p202とあるが、3月の配慮書で焼却能力310t/日であったものが、11月の方法書p12,13では292t/日と縮小している。まずこの事実とその理由を明記すべきである。配慮書では令和12年度に西尾市57,762+岡崎市12,000+幸田町4,077=73,839t/年、災害廃棄物7,384を加えて、81,223t/年÷365日=225.2t/日、225.2÷0.767÷0.96=302.1≒310t/日、方法書では令和12年度に西尾市55,047+岡崎市12,000+幸田町4,077=71,124t/年、災害廃棄物7,112を加えて、78,236t/年÷365日=214.3t/日、214.3÷0.767÷0.96=291.1=292t/日と変更されているが、西尾市の焼却処理量だけが縮小変更されている。</p>	<p>処理能力の設定の考え方については、意見番号1、意見番号2、意見番号3で回答したとおりです。</p>

表 5.2.1(8) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
20	(続き) また、今年度策定する廃棄物処理施設整備基本計画が決まるまでは、環境影響評価手続きを中断すべきである。処理能力の縮小が確実視されるのに、過大設備への投資、予測・評価をすべきではない。	
21	*p203 配慮書への意見「共通3 焼却施設数を明記すべき」に対する見解は「焼却施設数(炉数)については、今年度策定する「廃棄物処理施設整備基本計画」において、検討を行ってまいります。」p203 とあるが、焼却能力と同じで、整備基本計画ができるまでは環境影響評価手続きを中断すべきである。	炉数については、廃棄物処理施設整備基本計画での結果を用いて、準備書において予測・評価を行いました。
22	*p203 配慮書への意見「共通4 自主規制値を早期に適切に」に対する見解は「自主規制値については、今年度策定する「廃棄物処理施設整備基本計画」において、検討を行ってまいります。なお、本ページでは排ガス等の法規制値について示しているため、維持管理状況等は記載していませんが、方法書以降の図書において、既存施設の維持管理状況の記載について検討いたします。」p203 とあるが、自主規制値を検討中である旨を注記するとともに、法規制値より厳しい自主規制値を配慮書や方法書の段階で約束できるようになるまでは、環境影響評価手続きを中断すべきである。 なお、方法書で、3.2.9.2 公害苦情の状況のあとに、3.2.9.3 維持管理の状況 p166 として、令和3年度の維持管理状況(ばい煙測定結果、ダイオキシン類濃度測定結果)が配慮書にはなかったものが、方法書に追加してあるのは評価するが、その旨を見解で明記すべきである。	計画施設に係る自主規制値については、意見番号6で回答したとおりです。 なお、方法書203頁の見解は、配慮書で示した見解を再掲しているものであり、維持管理状況については、方法書で記載を追加したものとなります。なお、準備書では、計画施設に係る自主規制値について2-20頁に記載しました。
23	*p203 配慮書への意見「共通5 雨水は汚れているので処理して放流を」に対する見解は「ごみや焼却灰は建屋内で処理及び保管するとともに、焼却灰の運搬時には飛散防止措置を講じる計画であり、運搬時・保管時を含めて雨水との接触がないよう適切に運営・管理を行ってまいります」p203 とあるが、ごみ焼却施設の場内、ごみ収集運搬車の汚れにより、雨水は予想外に汚れており、有害物質で汚染されている場合もあるため、プラント系生活系排水と同様に処理し、須美川に放流することが望まれるとの意見には対応していない。	ごみ収集運搬車の汚れによる場内汚染が生じないように、ごみ収集運搬車の定期的な清掃等の適切な運営・管理を行ってまいります。

表 5.2.1(9) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
24	<p>*p203 配慮書への意見「共通6 低公害型建設機械の使用は発注条件に」に対する見解は「排出ガス対策型や低騒音型の建設機械は数多くありますが、特に低振動型について、使用するすべての種類の建設機械にはないため、このような記載としておりますが、排出ガス対策型建設機械、低騒音・低振動型建設機械及び低炭素型建設機械については、積極的な使用に努めてまいります。なお、発注条件への記載については、今後検討してまいります。」p203 とあるが、<u>低振動型建設機械及び低炭素型建設機械の積極的使用を追加したことは評価できるが、その具体化には問題が残る。発注条件への記載を真剣に検討されたい。</u></p>	<p>工事中の建設機械については、可能な限り排出ガス対策型、低騒音型、低振動型及び低炭素型の建設機械を積極的に使用することとし、発注条件にも記載する予定です。</p>
25	<p>*p204 配慮書への意見「共通7 粉じん対策は具体的に」に対する見解は「工事中の粉じん対策については、方法書以降の段階において、より具体的な内容の計画の検討を進めてまいります。なお、粉じん対策を含む本事業での環境保全対策の具体的な方法については、今後工事の発注までに検討していきたいと考えており、環境影響評価の中では、基本的な対策の内容を記載したいと考えております。」p204 とあるが、方法書以降の段階で具体的な内容の検討ということは、方法書も含むが、どの部分が具体的な方法になったのか。方法書を見る限りではわからない。方法書以降」というのだから、方法書に記載されていないからではないのでは。 例えば、工事車両のタイヤ等の洗浄を追加することぐらいはできるはずである。 また、「環境保全対策の具体的な方法については、今後工事の発注までに検討」ということでは、環境影響評価制度に反する。たとえば、予測値が変わるような環境保全対策であれば、再予測を行い、対策として確定するので、環境影響評価が終了した後の発注段階で決めるようなことでは遅すぎるため、環境保全対策が具体化するまでは環境影響評価手続きを中断すべきである。</p>	<p>工事中の粉じん対策については、現地調査結果や予測・評価の結果も踏まえ、準備書(8-1-107頁)に記載しました。 また、予測の前提とした内容としては、粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時、強風時など、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止することとし、それを踏まえた予測・評価を行いました。</p>
26	<p>*p204 配慮書への意見「*共通8 掘削土壌の場外持ち出しはないのか」に対する見解は「土壌調査の掘削深度については、今後、法令に基づき適切に設定していきます。また、掘削した土壌については、極力、外部に搬出しないようにしますが、具体的には今後検討してまいります。」p204 とあるが、法令に基づき必要な調査を今後実施するのは当然であるが、調査深度についての考えが必要である。</p>	<p>土壌汚染調査については、「土壌汚染対策法」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づき実施することとしています。 地歴調査に基づき汚染の可能性のある地点について表土の調査を行い、汚染が確認された場合に深度方向の調査を行いますので、調査深度は、調査結果に基づき適切に設定してまいります。</p>

表 5.2.1(10) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
27	<p>*p204 配慮書への意見「共通9 収集運搬車両の追加分を明記し計画段階配慮事項に追加すべき…岡崎市八帖クリーンセンター100t 炉分を追加するのだから、その収集運搬車の台数を現在の西尾市クリーンセンター195t(65t×3)炉分に加味しなければ意味がない。」に対する見解は「配慮書においては、現況の収集運搬車両台数について記載しております。なお、将来の収集運搬車両台数については、現在検討を行っているところです。このため、将来の収集運搬車両を含めた関係車両走行による大気質、騒音、振動の調査、予測、評価については準備書以降に記載します。」p204とあるが、配慮書 p16 においては、現況の収集運搬車両台数について記載とあり「令和2年度における西尾市クリーンセンターへのごみ収集車等の関係車両は、日平均で約 560 台である。」とあったが、方法書 p16 では、西尾市の日平均 560 の後で「なお、岡崎市からのごみ収集車両の搬入予定台数は、年間約 9,430 台(約 31 台/日)、幸田町からのごみ収集車両の搬入予定台数は、年間約 1,700 台(約 6 台/日)である。」と、岡崎市、幸田町の搬入予定台数は追記し、あとは西尾市の搬入予定台数が未確定であることを明記すべきである。いずれにしても、大気質、騒音、振動の調査、予測、評価をするというのに、将来の収集運搬車両台数が検討中では、配慮書、方法書とは言えない。</p> <p>「方法書以降に」と言いながら方法書に記載されていない箇所があるが、「準備書以降」では、準備書にも記載しないと疑わざるを得ない。</p> <p>どの道路にどれぐらいの交通量増加が想定されるのかを示し、道路混雑度との関係が、3点と低かった p8 こともあり、混雑度がどうなるのか、また、関係車両走行による大気、騒音、振動がどうなりそうか想定し、必要な地点をこの方法書で決めなければならない。利用道路別の将来交通量を追加した方法書に訂正するまでは環境影響評価手続きを中断すべきである。</p>	<p>収集運搬車両の台数の考え方については、意見番号4で回答したとおりです。</p> <p>準備書においては、主要走行経路上の代表地点について、現況交通量と将来の収集運搬車両台数を明記した上で、車両の走行による大気質、騒音、振動への影響について、予測及び評価を行いました。</p>
28	<p>*p205 配慮書への意見「*共通10 位置、規模は配慮書の案で検討すべき」に対する見解は「事業の位置の設定の考え方については、意見番号1で回答したとおりです。また、ごみ焼却施設の処理能力の設定の考え方については、意見番号2で回答したとおりです。」p205とあるが、位置の設定については、それなりにまとめてあるがp6～8、内容の分析は不十分である。</p> <p>規模については、配慮書で「ごみ焼却施設の処理能力約310t/日」p12、方法書で約292t/日とあるだけで、主な焼却処理量は人口が基本になると考えており、岡崎市、幸田町で増加するために、西尾市は減少しても、全体として増加することになっており、現在の社会常識とは反対の結果となっている。さらに操業を開始する2030(令和12)年</p>	<p>ごみ処理施設の処理能力の設定等の考え方については、意見番号1、意見番号2、意見番号3で回答したとおりです。</p>

表 5.2.1(11) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解																																								
28	<p>(続き)からは、どんどん人口が減少するにも拘わらず、その動向さえ検討していない。規模（焼却能力）を再検討するまでは環境影響評価手続きを中断すべきである。</p> <p>全国の自治体が将来構想等のために活用している「日本の地域別将来推計人口（平成30(2018)年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）では、2015年から2045年の将来人口を予測しており、人口減少が顕著になる2030年以降の予測は岡崎西尾地域循環型社会形成推進地域計画では行っていないが、操業を開始する2030(令和12)年は607,586人と、人口問題研究所の604,111人よりさらに過大になっている。</p> <p>「日本の地域別将来推計人口（平成30(2018)年推計）」</p> <table border="1" data-bbox="248 674 871 786"> <thead> <tr> <th></th> <th>2015</th> <th>2020</th> <th>2025</th> <th>2030</th> <th>2035</th> <th>2040</th> <th>2045</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岡崎市</td> <td>381,051</td> <td>387,405</td> <td>390,594</td> <td>391,187</td> <td>392,572</td> <td>389,094</td> <td>384,525</td> </tr> <tr> <td>西尾市</td> <td>167,990</td> <td>169,878</td> <td>170,550</td> <td>170,351</td> <td>170,261</td> <td>169,369</td> <td>167,605</td> </tr> <tr> <td>幸田町</td> <td>39,549</td> <td>40,867</td> <td>41,844</td> <td>42,573</td> <td>44,743</td> <td>43,027</td> <td>43,115</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>588,590</td> <td>598,150</td> <td>602,988</td> <td>604,111</td> <td>607,586</td> <td>601,490</td> <td>595,245</td> </tr> </tbody> </table> <p>赤字は岡崎西尾 地域循環型社会形成推進地域計画 p43-p45</p>		2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	岡崎市	381,051	387,405	390,594	391,187	392,572	389,094	384,525	西尾市	167,990	169,878	170,550	170,351	170,261	169,369	167,605	幸田町	39,549	40,867	41,844	42,573	44,743	43,027	43,115	合計	588,590	598,150	602,988	604,111	607,586	601,490	595,245	
	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045																																			
岡崎市	381,051	387,405	390,594	391,187	392,572	389,094	384,525																																			
西尾市	167,990	169,878	170,550	170,351	170,261	169,369	167,605																																			
幸田町	39,549	40,867	41,844	42,573	44,743	43,027	43,115																																			
合計	588,590	598,150	602,988	604,111	607,586	601,490	595,245																																			
29	<p>*p206 配慮書への意見「共通 11 位置は配慮書の案で検討すべき…「都市計画運用指針」p275「2. 廃棄物処理施設の計画に当たっての留意事項 廃棄物処理施設の設置に当たり、都市計画の観点として少なくとも以下の項目に留意することが望ましい。…(4)位置①、②、③、④、⑤ごみ焼却場等については、必要に応じ地域における熱供給源として活用することが望ましい。…」とあり、環境影響評価法で配慮書が法制化された経過からしても、事業の位置、規模はもっとも重要な項目であり、位置について本来はこの配慮書の案、構想段階評価書の案でこそ、検討内容とすべきである。」に対する見解は「事業の位置の設定の考え方については、意見番号1で回答したとおりです。」p206 とあるが、都市計画運用指針の位置に関する留意点①搬入道路整備、②工業系用途地域が望ましい、③災害の発生の恐れが高いは望ましくない、④敷地周囲の整備、⑤地域における熱供給源として活用するについての、具体的な見解を示すべきである。少なくとも、地域冷暖房施設についての検討結果がでるまでは環境影響評価手続きを中断すべきである。</p>	<p>都市計画の概略の案にもお示ししているとおり、都市計画運用指針に示される留意点（①搬入道路整備、②工業系用途地域が望ましい、③災害の発生の恐れが高いは望ましくない、④敷地周囲の整備、⑤地域における熱供給源）を踏まえて、施設計画等を策定しております。</p> <p>なお、⑤地域における熱供給源については、「必要に応じ地域における熱供給源として活用することが望ましい。この場合は、関連する地域冷暖房施設等についても一体的に定めることが望ましい。」とされており、本施設では隣接するホワイトウェイブ 21(温水プール等)へ熱供給を行うこととしております。</p>																																								

表 5.2.1(12) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解																																																															
30	<p>*p206 配慮書への意見「共通 12 複数案は煙突の配置と高さだけ」に対する見解は「愛知県環境影響評価条例では、複数案の設定の考え方として、位置・規模」、「配置・構造」の観点から設定することとされています。事業の位置、規模の設定の考え方については、意見番号1、意見番号2で回答したとおりです。このため、配慮書においては、「配置・構造」について、重大な環境影響を把握する観点から複数案を設定しております。」p206 とあるが、複数案は煙突位置と煙突高さだけという、配慮書の手続きをしなくても結論は分かっていることだけである。「煙突の高い方が寄与濃度は低く最大着地濃度出現距離は遠くなる。」p173 などでは、比較検討する意味がない。規模についての複数案を過大投資にならない観点からしっかり検討すべきである。</p> <p style="text-align: center;">表2.2.6 設定した複数案 配慮書の案 p20</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">複数案</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">施設の配置</td> <td>A案</td> <td>煙突西側配置</td> </tr> <tr> <td>B案</td> <td>煙突東側配置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">施設の構造 (煙突の高さ)</td> <td>①案</td> <td>80m</td> </tr> <tr> <td>②案</td> <td>59m</td> </tr> </tbody> </table>	複数案		内容	施設の配置	A案	煙突西側配置	B案	煙突東側配置	施設の構造 (煙突の高さ)	①案	80m	②案	59m	<p>ごみ処理施設の処理能力（施設規模）の設定等の考え方については、意見番号1、意見番号2、意見番号3で回答したとおりです。</p>																																																		
複数案		内容																																																															
施設の配置	A案	煙突西側配置																																																															
	B案	煙突東側配置																																																															
施設の構造 (煙突の高さ)	①案	80m																																																															
	②案	59m																																																															
31	<p>*p207 配慮書への意見「共通 13 西尾市クリーンセンターの南東でのダイオキシン類濃度が最大なので注意を」に対する見解は「本ページでは周辺の環境の現況を示しているため、維持管理状況等については記載していませんが、ご指摘を踏まえ、方法書以降の図書において、既存施設の維持管理状況の記載について検討いたします。また、周辺のダイオキシン類の現況の濃度は、環境基準（0.6pg-TEQ/m³以下）に対して十分小さい値と考えておりますが、今後も施設の維持管理に十分注意して運営してまいります。」P207 とあるが、方法書以降の図書ということで、方法書では既存施設の維持管理状況を確認したが、記載されていない。なぜこんな当たり前で簡単なことが実行できないのか。「以降」であれば当然方法書も含まれる。また、環境濃度は北西の卓越風の影響を受け、令和元年度は西尾市クリーンセンター内よりも、南東側1km弱の瀬戸公民館のダイオキシン類の環境濃度が0.072pg-TEQ/m³と3倍以上、という指摘には答えていない。「環境基準に足して十分小さい値」だから問題ないという姿勢ではいけない。平成28年度は7倍以上であり、施設の維持管理に問題がなかったかを検証すべきである。</p> <p style="text-align: center;">表 3.1.14 ダイオキシン類の測定結果（過去5年間）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">配慮書の案 p39</th> <th colspan="5">単位：pg-TEQ/m³</th> <th rowspan="2">環境基準</th> </tr> <tr> <th>測定地点</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西尾市クリーンセンター内</td> <td>0.030</td> <td>0.013</td> <td>0.012</td> <td>0.015</td> <td>0.019</td> <td rowspan="8">年間平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であること。</td> </tr> <tr> <td>花塚寺公民センター</td> <td>0.017</td> <td>0.015</td> <td>0.033</td> <td>0.008</td> <td>0.011</td> </tr> <tr> <td>七野島公民センター</td> <td>0.0051</td> <td>0.012</td> <td>0.012</td> <td>0.009</td> <td>0.0081</td> </tr> <tr> <td>岡山集落センター</td> <td>0.022</td> <td>0.034</td> <td>0.029</td> <td>0.017</td> <td>0.034</td> </tr> <tr> <td>木田公民館</td> <td>0.030</td> <td>0.047</td> <td>0.033</td> <td>0.022</td> <td>0.037</td> </tr> <tr> <td>瀬戸公民館</td> <td>0.054</td> <td>0.098</td> <td>0.036</td> <td>0.059</td> <td>0.072</td> </tr> <tr> <td>駿馬古城公園（東条地跡）</td> <td>0.025</td> <td>0.041</td> <td>0.020</td> <td>0.016</td> <td>0.034</td> </tr> <tr> <td>藤平老人憩いの家</td> <td>0.023</td> <td>0.024</td> <td>0.020</td> <td>0.016</td> <td>0.020</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>出典：「平成27年度～令和元年度の環境状況に関する環境報告書」（西尾市）</small></p>	配慮書の案 p39		単位：pg-TEQ/m ³					環境基準	測定地点	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	西尾市クリーンセンター内	0.030	0.013	0.012	0.015	0.019	年間平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	花塚寺公民センター	0.017	0.015	0.033	0.008	0.011	七野島公民センター	0.0051	0.012	0.012	0.009	0.0081	岡山集落センター	0.022	0.034	0.029	0.017	0.034	木田公民館	0.030	0.047	0.033	0.022	0.037	瀬戸公民館	0.054	0.098	0.036	0.059	0.072	駿馬古城公園（東条地跡）	0.025	0.041	0.020	0.016	0.034	藤平老人憩いの家	0.023	0.024	0.020	0.016	0.020	<p>西尾市クリーンセンターの維持管理の状況については、方法書166頁に記載し、すべての項目で規制値を下回っている旨を記載しています。</p> <p>また、ダイオキシン類濃度は規制値に対して十分小さい値であり、施設の維持管理に問題ないものと考えます。</p>
配慮書の案 p39		単位：pg-TEQ/m ³					環境基準																																																										
測定地点	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度																																																												
西尾市クリーンセンター内	0.030	0.013	0.012	0.015	0.019	年間平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。																																																											
花塚寺公民センター	0.017	0.015	0.033	0.008	0.011																																																												
七野島公民センター	0.0051	0.012	0.012	0.009	0.0081																																																												
岡山集落センター	0.022	0.034	0.029	0.017	0.034																																																												
木田公民館	0.030	0.047	0.033	0.022	0.037																																																												
瀬戸公民館	0.054	0.098	0.036	0.059	0.072																																																												
駿馬古城公園（東条地跡）	0.025	0.041	0.020	0.016	0.034																																																												
藤平老人憩いの家	0.023	0.024	0.020	0.016	0.020																																																												

表 5.2.1(13) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
32	<p>*p208 配慮書への意見「共通 14 道路騒音の環境基準のあてはめの明記を」に対する見解は「ご指摘を踏まえて、環境基準及び要請限度の値、測定時間の時間区分及び測定場所はいずれも幹線交通を担う道路であることを示す内容を追記しました。なお、番号2(津平消防庫:吉良町津平大入 452)の測定地点は、主要地方道西尾幸田線(県道 41 号)から 10m 程度の位置にあり、「幹線交通を担う道路に近接する空間」の環境基準を当てはめることができる測定場所となっています。」p208 とあるが、「注 2)測定場所はいずれも幹線交通を担う道路に近接する空間にあたり、」と結論が書いてあるだけであり、「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうとして、①国道、県道、4 車線以上の市町村道、②自動車専用道路があるが、主要地方道西尾幸田線は、①国道、県道ではなく、2 車線なので 4 車線以上の市町村道には該当しない。また、②自動車専用道路でもない。このため、通常の道路に面する区域を適用すべきではないか。なお、これは単なる環境省の通知であることが記載されており、中央環境審議会の報告にはないことを拡大解釈しているだけである。</p>	<p>主要地方道とは、都道府県道及び市道のうち、主要な地方的幹線道路網を構成し、国としてもその整備を強力に促進する必要がある道路について、国土交通大臣が指定したものをいいます。</p> <p>主要地方道西尾幸田線は県道であることから、環境基準のあてはめは、幹線交通を担う道路に該当します。</p>
33	<p>*p209 配慮書への意見「共通 15 要請限度は正確に、環境基準あてはめは重複」に対する見解は「ご指摘を踏まえて、要請限度に関する注釈の記載内容を修正しました。また、「自動車騒音に係る要請限度」の、注 2)「幹線交通を担う道路」の定義、注 3)「幹線交通を担う道路に近接する区域」の定義については、より分かりやすい図書とするため、表ごとに記載をすることとしました。」p208 とあり、わかりやすくなったことは評価する。ただし、要請限度が騒音規制法第 17 条に基づくことを明記すべきである。また、「措置を執るべきことを要請するものとする。」を「措置を執るべきことを要請する際の限度」では、市長の責務をあいまいにする表現であり、再度修正すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、騒音の要請限度の表現(準備書 3-105 頁)を修正しました。</p>
34	<p>*p209 配慮書への意見「共通 16 道路交通振動の評価は要請限度では不十分」に対する見解は「ご指摘を踏まえて、令和元年度における道路交通振動調査の結果は、要請限度との対比による評価とともに、人が振動を感じ始める値である振動感覚閾値(55 デシベル)を下回っている旨の記載を追記しました。」p209 とあるが、振動感覚閾値(55 デシベル)を下回っている旨の記載を追記ではなく、豊橋田原ごみ処理施設整備事業(変更準備書 2021 年 10 月 p622)のように、評価の手法として用いるべきである。</p>	<p>道路交通振動の評価基準・目標について、道路交通振動の要請限度としておりますが、振動感覚閾値との比較についても準備書 8-3-14、37 頁に記載しました。</p>

表 5.2.1(14) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
35	<p>*p209 配慮書への意見「共通 17 道路交通振動に係る要請限度を正確に」に対する見解は「ご指摘を踏まえて、要請限度に関する注釈の記載内容を修正しました。」p209 とあるが、方法書 p134 には、注)要請限度とは、「道路交通振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が道路管理者に対し該当道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする」際の限度をいう。と正しく表現している。騒音の要請限度もこのように記載すべきである。ただし、振動規制法第 16 条に基づくことも追加すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、振動の要請限度の表現（準備書 3-107 頁）を修正しました。</p>
36	<p>*p209 配慮書への意見「共通 18 一律排水基準（生活環境項目）は適用されるのか」に対する見解は「番号 18 施設排水については、プラント排水と生活排水があります。このうち、プラント排水については、場内利用し公共用水域には排水しません。このため、施設からの排水は生活排水のみとなりますが、現時点では排水量は未定となっております。今後、自主規制値の設定の有無についても、併せて検討してまいります。」p209 とあるが、「施設からの排水は生活排水のみ」という判断は間違っているし、水質汚濁防止法第 2 条の「この法律において「排水」とは、特定施設…から公共用水域に排出される水をいう。」にも反している。排出される水には雨水も含まれる。いずれにしても、「現時点では排水量は未定」では方法書を作成する時点ではない。調査項目、調査頻度等に対する意見が出せない。また、排水量を明記した上で、大気、悪臭、騒音、振動 p8 に加えて、厳しい自主規制値を設定すべきである。</p>	<p>方法書 209 頁の見解は、配慮書で示した見解を再掲しているものです。その後の検討結果に基づき、排水としてプラント排水、生活排水及び雨水がある旨を方法書 15、16 頁及び準備書 2-22 頁に記載しております。</p> <p>また、排水のうち、プラント排水は場内で再利用し公共用水域への排水はありません。また、生活排水は公共用水域へ排水するものの、合併浄化槽で処理することから、排出先への負荷は小さいものと考えております。このため、自主規制値の設定は行っておりません。</p>
37	<p>*p210 配慮書への意見「共通 19 西尾市の公害防止の指導基準は適用されるのか」に対する見解は「施設排水については、意見番号 18 で回答したとおりです。」p210 とあるが、現時点では排水量は未定というだけであり、有害物質濃度などの公害防止の指導基準は決定できるはずである。</p>	<p>施設排水の考え方については、意見番号 36 で回答したとおりです。</p>
38	<p>*p210 配慮書への意見「共通 20 水量測定器設置義務はあるのか」に対する見解は「地下水の利用の有無については、今年度策定する「廃棄物処理施設整備基本計画」において、検討を行ってまいります。」p210 とあるが、廃棄物処理施設整備基本計画で検討するのではなく、地下水揚水設備を設置する計画かどうかを発注条件として示すべきである。設置するなら揚水機の吐出口の断面積が 19cm² を超えるかを記載し、水量測定器設置義務があるかどうかを判断できるまでは、環境影響評価手続きを中断すべきである。</p>	<p>方法書 210 頁の見解は、配慮書で示した見解を再掲しているものです。その後の検討の結果、地下水は利用しない計画としております。</p>

表 5.2.1(15) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
39	<p>*p210 配慮書への意見「共通 21 大気質の予測手法ブルーム・パフ式では、地形変化に対応できない」に対する見解は「3次元流体モデル等の詳細な予測の手法については、対象地域が通常より拡散しにくい地形を有する場合で、かつ、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合に用いられます。対象事業実施区域周辺は、そのような地形にはなっていないことから、大気質の予測において実績のある手法である、ブルーム・パフ式を用いて、予測・評価を行っています。」p210 とあるが、「ブルーム・パフ式を用いて、予測・評価を行っています。」は「行なう予定です。」の間違いである。この言葉を書くなら、準備書で予測し、それへの意見が出たときである。</p> <p>また、NO_x、SPM の予測について、〈施設の供用〉ばい煙の排出の予測の基本的な手法だけが、「ブルーム式等を用いた拡散シミュレーションによる予測…なお、対象事業実施区域南側に山地が存在することから、「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル（昭和61年 厚生省）」を参考とした CRSTER モデル等によるブルーム中心軸の補正による地形を考慮した予測を行う。」p231 とあるが、こうした変化を見解でも正確に記載すべきである。</p> <p>なお、尾張北部環境組合ごみ処理施設整備事業の配慮書に対し、2019年7月5日に知事意見で「事業実施想定区域が木曾川沿いに位置しているため特異な風向・風速を有すると考えられること、煙突の高さが航空法の制限を受けるためダウンドラフト等により塩化水素等の短期濃度が高くなることが懸念されることから、大気質について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。」と指摘されていることを念頭に置くべきである。</p>	<p>方法書 210 頁の見解は、配慮書で示した見解を再掲しているものです。配慮書の案及び配慮書における大気質の予測・評価では、ブルーム・パフ式を用いて、予測・評価を行っていることから、「ブルーム・パフ式を用いて、予測・評価を行っています。」と記載しました。</p> <p>また、方法書 231 頁は、方法書において設定した調査、予測及び評価の手法を記載したものあり、準備書において 8-1-72～81 頁に記載のとおり地形の影響を考慮した予測を行いました。</p>
40	<p>*p210 配慮書への意見「共通 22 年平均値と年間 98% 値等の関係式は正しいのか」に対する見解は「寄与濃度については、表記上は小数点第 4 位まで記載していますが、小数点第 4 位以降も数値が存在しており、それを含めて日平均値の 2% 除外値または年間 98% 値への換算を行っております。」p210 とあるが、これでは納得できない。換算式が省略してあるのか。小数点第 4 位以降第何位まで、どのような値としたのかを明記すべきである。この値が存在するなら換算値 y は大きくなるはずであり、例えば NO₂ の煙突高さ 59m は、示された換算式では 0.0297ppm となるが、小数点第 4 位以降があるなら、もっと大きな値となるはずなのに、なぜ 0.0296ppm と小さくなっているのか。</p>	<p>年平均値と日平均値の 2% 除外値または年間 98% 値への換算値は省略していません。寄与濃度については小数点第 4 位以降も数値が存在しており、その値を用いて計算をしておりますが、表記にあたっては小数点第 5 位の値を四捨五入して示しております。</p> <p>なお、煙突高さ 59m の二酸化窒素の寄与濃度は、小数点第 5 位までを示すと 0.00167ppm となり、小数点第 5 位の値を切り上げて 0.0017ppm と示していることから、換算後の値が 0.0296ppm となります。</p>

項目	煙突高さ	バックグラウンド濃度 (年平均値)		寄与濃度 (年平均値)		将来濃度 (年平均値)		日平均値の 2% 除外値 または 年間 98% 値		最大濃度 出現距離	二酸化窒素 : $y = 2.4966x + 0.0005$ 浮遊粒子状物質 : $y = 1.7686x + 0.0097$
		①	②	③	④	⑤	⑥				
二酸化窒素 (ppm)	80m		0.010	0.0011	0.0111	0.0283	約 1.5ka	0.0282	上式で計算		
	59m			0.0017	0.0117	0.0296	約 1.3ka	0.0297			
浮遊粒子状物質 (μg/m ³)	80m		0.018	0.0002	0.0182	0.0419	約 1.5ka	0.0419			
	59m			0.0003	0.0183	0.0420	約 1.3ka	0.0421			
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	80m		0.012	0.0005	0.0125	-	約 1.5ka				
	59m			0.0007	0.0127	-	約 1.3ka				

表 5.2.1(16) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解


番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
41	<p>*p211 配慮書への意見「共通 23 現西尾市クリーンセンターの解体時期を明記すべき」に対する見解は「本事業では、新施設の建設工事以前に現施設のうち新施設建設に支障となる一部施設の解体を行う可能性がありますが、具体的には検討中の段階です。また、新たな施設が稼働した後に現施設を解体する予定ですが、具体的な解体時期は未定です。なお、駐車場については、現在、来客者と職員が利用していますが、新施設の工事中は来客用の駐車場利用を中止するとともに、職員用の駐車場は建設予定地以外の敷地内に確保する計画としております。また、現施設のうち新施設建設に支障となる一部施設の解体を行う場合にも、現施設の正常稼働には影響がないように検討してまいります。」 p211 とあるが、現施設の解体時期さえ未定な段階で環境影響評価手続きに入るのは間違いである。解体工事があればそれはアセス対象となり、方法書でも調査対象に加える必要がある。</p> <p>また、来客用と職員が利用している駐車場がなくなるため、来客用の駐車場利用を中止し、職員用は別場所に確保とあるが、来客用の駐車はどうする計画で、このほか、搬出入車両の動線・駐車場をどうするかが不明である。</p> 	<p>現施設のうち新施設建設に支障となる一部施設（管理棟、リサイクルプラザ棟、車庫棟、洗車場）の解体工事の時期は、方法書 25 頁の表 2.2.10 及び準備書 2-24 頁の表 2.2.7 に示すとおりです。また、環境影響評価項目の選定にあたっては、これらの施設の解体工事についても考慮いたしました。</p> <p>また、駐車場については、意見番号 9 にお示ししたとおり、リサイクルプラザ棟の機能及び管理棟内の職員の一部は別の場所に移転することから、現在よりも少ない駐車台数で十分と考えております。なお、具体的な駐車場の位置は、現在検討中です。</p>
42	<p>*p212 配慮書への意見「配慮書の案と構想段階評価書の案で重複する部分は省略すべき」に対する見解は「配慮書と都市計画の構想段階評価書は、各法令に基づく個別の図書となるため、重複する内容があっても省略せずに記載しました。」 p212 とあるが、各法令に基づく個別の図書であることは当然であり、重複する部分が省略できなければ、知事意見「住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。」に従い、そうした注記ぐらいはすべきである。</p>	<p>法令に基づく個別の図書であるため、各図書への注記の記載は行っておりません。なお、今後も住民の皆様等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めてまいります。</p>

表 5.2.1(17) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
第6章 配慮書についての縦覧状況並びに愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解		
43	*p213 愛知県知事の配慮書への意見「1 全般的事項 (1) 配慮書において設定された複数案を単一案に絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。」に対する見解は「配慮書において設定した複数案を単一案に絞り込んだ経緯及びその内容については、第2章に記載しました。」p213 とあるが、方法書の第2章のどこを見ても(特に、2.1.4 建設予定地の選定経緯 p6~8) 絞り込んだ経緯及びその内容は配慮書と同じである。知事意見への見解は虚偽なのか。	方法書の18頁~24頁の「2.2.5 配慮書の複数案から単一案に絞り込んだ検討の経緯及びその内容」において、配慮書において設定された複数案を単一案に絞り込んだ経緯及びその内容について記載いたしました。
44	*p213 愛知県知事の配慮書への意見「(3) 廃棄物の排出抑制に向けた取組を進めるとともに、計画施設の処理能力の算定根拠を分かりやすく示すこと。」に対する見解は「廃棄物の排出抑制に向けた取組を進めてまいります。また、計画施設の処理能力の算定根拠は第2章に記載しました。」p213 とあるが、「排出抑制に向けた取組を進めてまいります。」ではなく、3月の配慮書で焼却能力310t/日であったものが、11月の方法書 p12,13 では292t/日と縮小している。とりあえず西尾市の焼却量を減少させたという事実とその理由を明記し、その旨を見解とすべきである。	処理能力の設定の考え方については、意見番号1、意見番号2、意見番号3で回答したとおりです。
45	*p214 愛知県知事の配慮書への意見「(4) 事業実施想定区域内の既存のごみ処理施設等について、本事業の一部として、解体又は撤去が行われることとなった場合には、その影響を含めて環境影響評価を適切に実施すること。」に対する見解は「事業実施想定区域内の既存のごみ処理施設等について、新施設建設に支障となる一部施設(管理棟、リサイクルプラザ棟、車庫棟、洗車場)の解体を行うこととなったため、本事業の一部としてその影響を含めて環境影響評価を適切に実施します。」p214 とあるが、本研究委員会の共通意見23 に対する見解 p211(一部施設の解体を行う可能性がありますが、具体的には検討中の段階) と異なるのはなぜか。	方法書211頁の見解は、配慮書で示した見解を再掲しているものです。 方法書の段階においては、対象事業実施想定区域内の既存のごみ処理施設等について、新施設建設に支障となる一部施設(管理棟、リサイクルプラザ棟、車庫棟、洗車場)の解体を行うことが決定したことからその旨を記載しました。
46	*p214 愛知県知事の配慮書への意見「事業実施想定区域南側に山地があり、風向・風速がその地形による影響を受けている可能性が考えられることから、大気質について適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。」に対する見解は「事業実施想定区域南側に山地があることから、大気質についての適切な予測・評価の手法として、地形を考慮した大気質の予測を行うことを検討し、その結果を第7章に記載しました。」p214 とあるが、第7章は検討した結果、プルーム・パフモデルを使うと、結果しか記載していない。検討内容を追記すべきである。 また、本研究委員会の共通意見21 に対する見解(通常より拡散しにくい地形で、かつ、環境影響の	愛知県環境影響評価審査会における審議や愛知県知事意見の内容を踏まえ、大気質についての予測・評価の手法は、プルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーションに、CRSTER モデル等によるプルーム中心軸の補正による地形を考慮した予測を行う旨を記載しております。なお、準備書8-1-72~81 頁に記載のとおり予測を行っております。

表 5.2.1(18) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
46	<p>(続き)程度が著しいものとなるおそれがある場合に用いられます。対象事業実施区域周辺は、そのような地形にはなっていないことから、大気質の予測において実績のある手法である、ブルーム・パフ式を用いて、予測・評価を行っています。)を記載していないのは、自信がないからか、具体的に証明できないからなのか。</p>	
<p>第7章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測評価の手法</p>		
47	<p>*p251 土壌環境の調査地点1地点では不十分、深さもピットまで。 土壌環境の調査地点(有害物質による汚染状況)は事業実施区域内の1地点 p251 だけであるが、地点数は少なすぎる。 また、その調査深度はどうするのか。通常はピット深さまでは深さ別に調査する。まさか表層だけではないはずだが。 さらに、堀削した土壌は「極力、外部に搬出しないようにしますが、具体的には今後検討」では、工事中運搬車両の台数にも影響するので、方法書段階で確定するまでは環境影響評価手続きを中断すべきである。</p>	<p>土壌環境の調査地点は、ごみピットが想定される1地点とし表土の調査を行いました。ごみピット深さについては、地下水の水質調査(地下水環境基準項目及びダイオキシン類)により状況を把握しました。 なお、対象事業実施区域全体の土壌環境調査については、別途、「土壌汚染対策法」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づき実施することとしております。 また、工事中の運搬車両台数についても、搬出する土量も含めて設定し、準備書資料編の1-3頁に記載しました</p>
48	<p>*p224, p225 大気の搬出入調査・予測地点は計画地に直結する道路追加を 大気の搬出入調査・予測の4地点は、①、③、④県道宮迫今川線、②主要地方道西尾吉良線となっているが p233、計画地に直結する市道瀬門 143 号線、市道瀬門 50 号線を追加する必要がある。 特に、市道瀬門 143 号線の西端は。余熱を提供しているホワイトウェイブ 21(温水プールを主とした総合型レジャー施設)の屋外プールに沿っており、その沿線の大気環境悪化は見過ごせない。 また、市道瀬門 50 号線の東端は喫茶 Reigen が立地しており、新しく追加される岡崎方面からの収集運搬経路にあたるため、大気環境悪化の状況を明らかにすべきである。</p>	<p>道路沿道の大気質の調査・予測地点については、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路沿道において、車両が集中し住宅等の保全対象がみられる代表的な4地点を設定しました。 なお、ご指摘いただいた追加地点について、ホワイトウェイブ 21については不特定の利用者が散発的に利用する施設であること、また、喫茶店は西尾吉良線に面した立地であることから方法書で示した地点で問題ないものと考えております。</p>



表 5.2.1(19) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
49	<p>*p230 大気のはい煙排出調査地点は確定を 大気のはい煙排出濃度の調査地点は「対象事業実施区域内1地点(地点1)、対象事業実施区域周辺4地点(地点2～5)…主風向の風上側(北西側)と風下側(南東側)、これに直行する方向(北東側、南西側)を基本として、学校や住居等の保全対象の分布状況等を考慮して設定:図7.2.2環境大気質及び気象の調査地点参照」p230とあるが、調査地点図p234では、周辺4地点は未確定で、それぞれ半径0.7kmの円で示している。学校や住居等の保全対象の分布状況等を考慮して設定するという点では方法書の意味がない。調査地点が確定するまでは環境影響評価手続きを中断すべきである。</p>	<p>環境大気質の調査地点については、機器設置スペースや電源等の確保が必要であり土地所有者との協議が必要であるため、方法書では調査地点の設定の考え方や調査地点の範囲を示しています。この範囲内で地点を設定すれば、適切な予測・評価を行うにあたって、問題ないと考えております。</p> <p>なお、方法書作成後、具体的な調査地点を決定し、準備書の7-27頁に記載しました。</p>
50	<p>*p231 南側山地のため、はい煙の排出だけ、プルーム中心軸の補正を行なう？ NOx、SPMの予測について、〈施設の供用〉はい煙の排出の予測の基本的な手法だけが、「プルーム式等を用いた拡散シミュレーションによる予測…なお、対象事業実施区域南側に山地が存在することから、「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル(昭和61年厚生省)」を参考としたCRSTERモデル等によるプルーム中心軸の補正による地形を考慮した予測を行う。」p231とあるが、〈工事の実施〉資材等の搬入及び搬出・〈施設の供用〉廃棄物等の搬入及び搬出p225、〈工事の実施〉建設機械の稼働等p227の予測の基本的な手法では、単純に「プルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーションによる年平均値、1時間値の予測」とあるだけだが、なぜ同じ大気予測なのに予測方法が異なるのか。</p> <p>また、「大気質の予測手法プルーム・パフ式では、地形変化に対応できない」に対する見解は「3次元流体モデル等の詳細な予測の手法については、対象地域が通常より拡散しにくい地形を有する場合で、かつ、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合に用いられます。対象事業実施区域周辺は、そのような地形にはなっていないことから、大気質の予測において実績のある手法である、プルーム・パフ式を用いて、予測・評価を行っています。」p210は不十分な表現であり、方法書本文では、供用時のはい煙だけは、プルーム中心軸の補正による地形を考慮した予測を行なうとなっており、虚偽の見解となる。</p> <p>なお、「CRSTERモデル等によるプルーム中心軸の補正」では、有効煙突高さの補正を行うだけであり、流線の曲がりや考慮できないはずである。それでも問題ないかを十分検討すべきである。</p>	<p>工事の実施に伴う資材等の搬入及び搬出、建設機械の稼働等、施設の供用に伴う廃棄物等の搬入及び搬出による影響については、煙突排ガスとは排出源高さや影響範囲が異なり、対象事業実施区域南側の地形による影響は受けないと考えられることから、CRSTERモデル等によるプルーム中心軸の補正による地形を考慮した予測は行っておりません。</p>

表 5.2.1(20) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
51	*p235 建設機械の騒音予測は敷地境界に近い場合を「予測対象時期等:建設機械の稼働に伴う騒音に係る環境影響が最大となる時期」p235 とあるが、具体的には、工事期間中の建設機械のパワーレベルを合計し、その最大時で予測することが多いが、騒音・振動の場合は、距離減衰により遠くの発生源はほとんど関係なく、大きな発生源が敷地境界に近い場合に規制基準さえ超えることが多い。このため、どの時期のどの建設機械が稼働するかが重要な要素となるので、工事工程（解体、土木・建築、プラント設備、外構）ごとに、主要建設機械名と規模・能力、騒音・振動発生量を示し、それぞれについて最悪ケースの予測をすべきである。	建設機械の稼働に伴う騒音の予測については、ご意見も踏まえ、影響の大きくなる時期を考慮の上、適切に予測・評価を実施しました。建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果は、準備書 8-2-23 頁に記載しました。
52	*p236 施設稼働の騒音評価の手法は自主規制値を施設稼働の騒音評価は「基準等と整合が図られているかどうか」として、環境基準、規制基準が記載してあるが p236、「法令に基づく基準値に比べ厳しい自主規制値を設ける計画」である公害防止基準 p15 では、騒音・振動についても法規制値だけではなく自主規制値を設定し、それを評価の基準に追加すべきである。	対象事業実施区域周辺の土地利用は工場等となっており、住宅等は存在しないことから、敷地境界における騒音については自主規制値を設けず、法規制値等を遵守することとしております。
53	*p237 道路交通騒音の調査は、舗装種類と縦断勾配も道路交通騒音の調査の基本的な手法は「現地調査・・・道路構造:メジャー等による計測、・交通量:カウンターによる計測、・走行速度:ストップウォッチによる計測」 p237 とあるが、予測の基本的な手法…ASJ RTN-Model2018(日本音響学会式)による予測」 p238 とあるため、舗装種類と縦断勾配も現地調査に追加すべきである。ASJ RTN-Model2018 では、密粒舗装、排水性舗装、高機能舗装Ⅱ型により、A特性音響パワーレベルが異なるため、予測条件のもとになる資料であり、現地調査等で確認する必要がある。 また、「十分長い上り勾配の道路を走行する大型車類にのみ適用」する縦断勾配も調査が必要である。	道路交通騒音の調査においては、舗装種類や道路の勾配の状況についても適切に把握しました。調査対象道路の状況は、準備書 8-2-9 頁に記載しました。
54	*p243 振動評価の手法は振動の感覚閾値施設稼働の評価は「基準等と整合が図られているかどうか」として、規制基準及び「振動の感覚閾値」p243 が記載してあるが、建設機械の稼働 p242 では規制基準だけであり、道路交通振動 p245 では道路交通振動の要請限度だけである。同じ振動の評価なので、施設稼働で用いる「振動の感覚閾値」を全て用いるべきである。 また、「法令に基づく基準値に比べ厳しい自主規制値を設ける計画」である公害防止基準 p15 では、騒音・振動についても法規制値だけではなく自主規制値を設定し、それを施設稼働の評価基準に追加すべきである。	規制基準が定められている建設機械の稼働の予測結果については規制基準との比較を行いました。規制基準の定めのない道路交通振動の予測結果については要請限度及び振動の感覚閾値との比較を行い、準備書 8-3-14、37 頁に記載しました。 また、対象事業実施区域周辺の土地利用は工場等となっており、住宅等は存在しないことから、敷地境界における振動については自主規制値を設けず、法規制値等を遵守することとしております。
55	*p246 施設稼働の悪臭評価の手法は自主規制値を施設稼働の悪臭評価は「基準値と整合が図られているかどうか」として、規制基準が記載してあるが p246、「法令に基づく基準値に比べ厳しい自主規制値を設ける計画」である公害防止基準 p15 では、についても法規制値だけではなく自主規制値を設定し、それを評価の基準に追加すべきである。	自主規制値については、方法書 15 頁の表 2.2.4 及び準備書 2-20 頁に記載のとおり、煙突排ガスの項目について設定しています。

表 5.2.1(21) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解


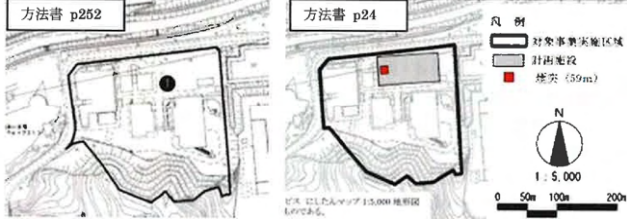
番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
56	<p>*p246 施設稼働の悪臭調査は風下側も 施設稼働の悪臭現地調査は「・特定悪臭物質、臭気指数：調査当日の風上、風下を考慮した事業実施区域敷地境界付近2地点（地点1、2）、臭気指数：周辺の住居を代表する2地点（地点3、4）」p246とあるが、調査地点図 p247 では、周辺の住居を代表する2地点が北西～北にしかない。臭気指数だけしか調査しないにしても、風下側の東南、南部にも集落は存在するので、大気と同様に風下側も調査すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、悪臭の調査地点は、対象事業実施区域の東側及び南側の地点も追加しました。悪臭の調査地点は準備書 7-40 頁に記載しました。</p>
57	<p>*p248, p249 工事による水質汚染の現地調査が現場から遠すぎる 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去による、水素イオン濃度 p248、水の濁り（浮遊物質）p249 の現地調査地点が「放流先となる須美川の2地点（図 7.2.6 水質の調査地点参照）」とあるが、調査地点図では、排水ルートの直上流と下流側約 350m の橋となっている。これでは排水ルートの影響は把握できない。上流部と同程度の距離の直下流に変更すべきである。</p> 	<p>下流側の調査地点については、須美川における施設排水合流後の標準的な状況を把握するため、施設排水と須美川の河水が混合した状態と考えられる地点で調査を行いました。水質の調査地点は準備書 7-43 頁に記載しました。</p>
58	<p>*p251 土壌環境の調査地点はピット部分を 土壌環境の調査地点は「対象事業実施区域内の1地点（図 7.2.7 土壌環境の調査地点参照）」p251 とあるが、焼却場建設で最も掘削土砂の多いのが、このピット部分であり、土壌汚染の恐れはこのピット部分の掘削土砂になるため、現地調査地点は区域中央のピット部分とすることはいいが、調査深度を追加すべきである。表層だけの調査では不十分である。掘削土砂そのものの土壌汚染を調査する必要がある。 また、地下水の「掘削深さが最も深くなると想定されるごみピット付近で1地点」p255 と同様の文章にして正確に表現すべきである。</p> 	<p>土壌環境の調査地点の考え方については、意見番号 26 で回答したとおりです。</p>

表 5.2.1(22) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
59	<p>*p258 日照の評価は法規制を上回るべき 日照の評価の手法が「基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。」として、〈基準・目標〉を・「建築基準法」及び「愛知県建築基準条例」に基づく日影規制 p258 としているが、これは最低限の値であり、これを守れなければ建築できない基準値である。基準等と整合が図られているかという言葉は、日影規制をさらに上回る基準を守ることを意味するはずである。地上4mでの基準を、地表面での基準にするというように、環境影響評価としての独自の目標を定めるべきである。</p>	<p>日照については、整合を図るべき国の基準等がないことから、参考値として建築基準法及び愛知県建築基準条例に基づく日影規制を用いました。</p>
60	<p>*p259 オオタカの事前調査は違法 鳥類の調査で「注2）事前踏査において、対象事業実施区域周辺でオオタカが生息及び繁殖している可能性が考えられたことから、マニュアルに基づき、1営巣期目の調査を令和4年2月から8月の期間で先行実施している。」p259 とあるが、こうした事前調査は環境影響評価法違反である。 環境影響評価法第31条は、(対象事業の実施の制限)として「事業者は、第27条の規定による公告(評価書縦覧)を行うまでは、対象事業を実施してはならない。」とある。方法書、準備書、評価書が確定してから、オオタカの調査を開始すべきであり、それまではこの事前調査を中止すべきである。</p>	<p>本事業は愛知県環境影響評価条例に基づき手続を実施しており、環境影響評価法の適用は受けません。 また、愛知県環境影響評価条例第25条に、評価書の公告を行うまでは対象事業を実施してはならないとの規定がありますが、ここでいう「対象事業の実施」とは対象事業の整備に係る建設工事を指しており、「オオタカの生息状況の調査」は「対象事業の実施」に含まれません。 なお、オオタカの事前調査は対象事業実施前の環境影響評価手続の一環であり、調査の実施・結果の公表にあたっては有識者へのヒアリングを実施した上で進めております。</p>
61	<p>*p260 フクロウの調査時期、時間を明確に 有識者への聞き取り結果概要で、地元研究会会員から「調査範囲周辺でフクロウが営巣していたことがあるため、方法書以降の現地調査の際には夜間調査を実施すること。」、聞き取り実施日が異なる(別?)の地元研究会会員から「調査範囲周辺でフクロウが営巣していたことがあるため、12月～1月頃に夜間調査を実施し、生息状況の把握に努めること。」p260 と指摘されたのだから、調査方法には、冬季の夜間調査を明記すべきである。</p>	<p>有識者へのヒアリング結果を踏まえて、鳥類の冬季調査においてフクロウの夜間調査を実施することとし、実施内容については、準備書7-52頁に記載しました。</p>
62	<p>①環境騒音・振動、低周波音の調査地点の増設を希望します。 理由：季節による風向きの変化があるため、現案の西側だけでなく、東側及び南側も追加してください。(地図添付)</p>	<p>ご意見を踏まえ、環境騒音・振動の調査地点を追加し、準備書7-33頁に記載しました。 なお、低周波音については、周辺に大きな発生源もないことから当初計画どおり対象事業実施区域4地点としました。</p>
63	<p>②悪臭の調査地点の増設を希望します。 理由：季節による風向きの変化があるため、現案の西側だけでなく、東側及び南側も追加してください。(地図添付)</p>	<p>ご意見を踏まえ、悪臭の調査地点を追加し、準備書7-40頁に記載しました。</p>
64	<p>③道路沿道大気質、道路交通騒音・振動等の観測時期の追加を希望します。 理由：夏休み期間中のホワイトウェイブ21利用者が増加することに伴う交通渋滞が発生している。</p>	<p>道路沿道大気質の調査は4季に実施し、夏季の状況も把握しました。 道路交通騒音・振動は、年間の代表的な時期として秋季に行い、夏休み期間中の渋滞の状況も別途把握しました。 道路沿道大気質の結果は準備書8-1-19～21頁に、道路交通騒音・振動の結果は8-2-6、8-3-5頁に記載しました。</p>



図 5.2.1(1) 意見書において提示された地点（環境騒音・振動、低周波音）



図 5.2.1(2) 意見書において提示された地点（悪臭）

表 5.2.1(23) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
その他の事項		
65	<p>新設されるごみ焼却場では焼却量だけではなく、ごみ収集車両の通行量も増え周辺環境が悪化するので、地元負担金額も相応に上げるべきだ。</p>	<p>ごみ収集車両の走行による影響については、現地調査の結果を基に予測・評価を行い、準備書に示しました。 ごみ収集車の走行による大気質の予測結果は準備書 8-1-104、105 頁に、騒音の予測結果は 8-2-42 頁に、振動の予測結果は 8-3-37 頁に記載しました。 なお、地元負担金については、今後も話し合いを行ってまいります。</p>
66	<p>①地元は建設同意を交わしていないので環境影響評価は必要ないと判断しています。 理由：令和元年 10 月に 4 自治会で説明会（一度だけ）を開催しただけその後同意に向けた会合無しで地元が承諾・同意したと判断されています。地元は建替えの必要性は確認したが、地元要望の条件提示無しで、事が運んでいることを不審に感じています。以上のことで一度リセットして改めて地元の意見・要望を検討して頂きたい。</p>	<p>本環境影響評価は、事業による環境への影響を事前に調査、予測及び評価し、その結果に応じて環境に配慮した事業計画を検討するために実施するものです。 地元要望については、今後も話し合いを行ってまいります。</p>

第6章 方法書についての愛知県知事の意見 及び都市計画決定権者の見解

第6章 方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解は、表 6.1(1)、(2)に示すとおりである。

表 6.1(1) 方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
<p>都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成する必要がある。</p>	<p>方法書に関する愛知県知事意見を十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ、準備書を作成しました。</p>
1 全般的事項	
<p>(1) 事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。</p>	<p>事業計画の具体化にあたっては、環境の保全に関する最新の知見等も踏まえ、周辺環境への影響を可能な限り低減するため、計画施設における公害防止基準の検討を行いました。</p> <p>その結果、排ガスについて、法令等よりも厳しい自主規制値を定めることとし、これを遵守し運転を行っていく計画としました。</p> <p>また、工事計画については、現時点では施工業者が決まっておりませんが、本環境影響評価の予測・評価結果を踏まえ、より一層の環境影響の低減について検討してまいります。</p>
<p>(2) 新たなごみ処理施設の処理能力を 292 トン/日としているが、その算定根拠をわかりやすく示すこと。</p>	<p>方法書の公表後、新たなごみ処理施設の処理能力を 266 t/日に見直しを行いました。</p> <p>処理能力の算定の根拠となる計画処理量及び処理能力の算定方法は、「第2章」に示しました。</p>
<p>(3) 新たなごみ処理施設の処理方式については、今後検討して決定するとしているが、決定に係る比較検討の経緯及び内容をわかりやすく示すこと。</p> <p>なお、準備書作成までに処理方式が決定していない場合には、処理方式ごとに排出ガス等の諸元を適切に設定の上、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>計画施設の処理方式の検討の経緯については、「第2章」に示しました。なお、本事業では、新たなごみ処理施設の事業方式をDBO方式とし、民間事業者による設計・建設を性能規定により一括発注することにより、民間のノウハウを活かした事業コストの削減と、より質の高い公共サービスの提供を目指すこととしました。このため、準備書段階においては、3つの処理方式から1つの方式に絞り込んでおりません。</p> <p>環境影響評価の実施にあたっては、評価項目ごとに処理方式による影響の差異の有無を検討の上、原則として影響が最も大きくなると推定される方式について予測及び評価を行いました。</p> <p>予測評価の対象とした処理方式の設定方法等は、環境影響評価の項目ごとに整理し、「第7章」に示しました。</p>
<p>(4) 調査地点及び予測地点について、その設定理由をわかりやすく示すこと。</p>	<p>調査地点及び予測地点については、事業計画や現地の状況、住民意見等を勘案し設定しました。設定理由については、「第8章」の各項目に示しました。</p>

表 6.1(2) 方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
(5)環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、環境影響評価の項目及び手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。	現地調査を実施する中で、希少猛禽類であるオオタカの飛翔や対象事業実施区域内でヒメタイコウチの生息が確認されたことから、専門家へのヒアリングを行い、環境保全措置の検討を行った上で、予測及び評価を行いました。
2 悪臭	
悪臭の現地調査については、梅雨期及び夏季に1日1回行うとしているが、対象事業実施区域の南側に山地が存在することを踏まえ、冬季の弱風時にも悪臭の現地調査を実施すること。	ご意見を踏まえ、悪臭の現地調査については、冬季の弱風時にも調査(1日1回)を実施しました。調査結果は「第8章」に示しました。
3 動物、植物及び生態系	
(1)動物の生息状況及び植物の生育状況等に係る文献調査については、方法書に記載されている文献等も含め最新の文献等により適切に実施すること。	動物の生息状況及び植物の生息状況等に係る文献調査については、方法書に記載している文献等を含め「全国鳥類越冬分布調査報告 2016-2022年」等最新の文献等により実施しました。使用文献及び文献調査結果は「第3章」に示しました。
(2)対象事業実施区域周辺において、オオタカが営巣している可能性があることから、オオタカの繁殖に影響を与える可能性が高い時期に動植物の現地調査を行う場合には、できる限り影響が小さい手法により調査を行うこと。	オオタカの営巣地付近における動植物の現地調査の実施にあたっては、オオタカの繁殖に影響を与えないよう、踏査ルート及び調査地点を適切に設定した上で、調査を実施しました。
(3)対象事業実施区域周辺において、フクロウが営巣している可能性があることから、夜間調査を実施すること。	ご意見を踏まえ、コールバック法によるフクロウ調査を実施し、生息を確認しました。調査概要及び結果は「第8章」に示しました。
(4)対象事業実施区域周辺において、ヒメタイコウチが生息している可能性があることから、調査地点等を適切に設定の上、調査を実施すること。	対象事業実施区域周辺において小さな水路脇や水深の浅い湿地等ヒメタイコウチが生息している可能性がある地点について任意調査を実施しました。調査概要及び結果は「第8章」に示しました。
(5)方法書に記載されている植生図は、対象事業実施区域及びその周辺における現在の土地利用の状況を反映していない可能性があることから、現在の土地利用の状況を把握し植生図を適宜修正した上で、適切に予測及び評価を実施すること。	動物・植物・生態系の予測及び評価の実施にあたっては、植生調査結果や現在の土地利用の状況を踏まえて作成した現存植生図を使用しました。現存植生図及び予測・評価結果は「第8章」に示しました。
4 その他	
準備書の作成に当たっては、住民等の意見を十分に検討するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。	準備書の作成に当たっては、住民等の意見を十分に検討するとともに、わかりやすい図書となるよう努めました。 なお、方法書についての住民等の意見の概要及びそれに対する見解は「第5章」に示しました。

第7章

都市計画対象事業に係る環境影響評価の 項目並びに調査、予測及び評価の手法

第7章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目 並びに調査、予測及び評価の手法

本章は、方法書に対する知事意見等を踏まえ、最終的に選定した調査、予測及び評価の手法を示したものである。

7.1 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目の選定及び選定理由

環境影響評価項目は、指針の別表第1の参考項目を勘案しつつ、事業特性及び地域特性を踏まえ選定した。

本事業に伴う一連の諸行為等のうち、影響要因を「工事の実施」(既存の工作物等の除去を含む。)、
「土地又は工作物の存在」(以下「施設の存在」という。)及び「土地又は工作物の供用」(以下「施設の供用」という。)の各段階について抽出し、環境要素のうち、抽出した影響要因により影響を受けるおそれがあり、調査、予測及び評価を行う必要があると考えられる項目として、大気質、騒音及び超低周波音、振動、悪臭、水質、地盤・土壌、地下水の状況及び地下水質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等を選定した。

影響要因と環境要素の関連及び環境影響評価の項目は表 7.1.1 に、環境影響評価の項目を選定した理由及び指針の参考項目であっても非選定とした理由は、表 7.1.2(1)～(5)に示すとおりである。

表 7.1.1 環境影響評価の項目の選定

環境要素の区分		影響要因の区分	工事の実施		施設 の存在	施設の供用				
			資材等の搬入及び搬出	建設機械の稼働等		掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	地形改変並びに施設 の存在	ばい煙の排出	機械等の稼働	汚水の排出
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫酸酸化物				○				
		窒素酸化物	○	○		◎				○
		浮遊粒子状物質	○	○		◎				○
		粉じん等	○	○	○					
		有害物質等					◎			
	騒音及び超低周波音	建設作業等騒音		○						
		施設からの騒音						○		
		道路交通騒音	○							○
		低周波音						○		
	振動	建設作業等振動		○						
		施設からの振動						○		
		道路交通振動	○							○
	悪臭	特定悪臭物質、臭気指数								○
	水質	水素イオン濃度			○					
		水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)								
		水の濁り(浮遊物質質量)			○					
		富栄養化								
		有害物質等								
	地形及び地質	重要な地形及び地質								
	地盤・土壌	土壌環境			○					
地下水の状況及び地下水質	地下水の状況			○	○					
	地下水質			○						
	日照阻害				○					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地		○	○	○				
	植物	重要な種及び群落			○	○				
	生態系	地域を特徴付ける生態系		○	○	○				
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的・文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観				◎				
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○						○	
		地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況								
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物				○	○			
		残土その他の副産物			○					
	温室効果ガス等	温室効果ガス等	○	○			○	○	○	

注1) 表中の「○」は選定した項目、「◎」は配慮書においても選定した項目を示す。

注2) 工事の実施には、既存施設の解体工事を含む。

注3) 網掛けは指針別表第1(点的開発)の参考項目を示す。

表 7.1.2(1) 環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目		選定 非選定	選定する理由又は選定しない理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
大 気 質	硫黄酸化物	ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる硫黄酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	窒素酸化物	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行に伴い排出される排出ガス中に含まれる窒素酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる窒素酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる窒素酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の運行に伴い排出される排出ガス中に含まれる窒素酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	浮遊粒子状物質	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行に伴い排出される排出ガス中に含まれる浮遊粒子状物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる浮遊粒子状物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる浮遊粒子状物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の運行に伴い排出される排出ガス中に含まれる浮遊粒子状物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	粉じん等	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行に伴い発生する粉じん等が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い発生する粉じん等が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	○	工事の実施において、掘削・盛土の土工及び既存の工作物等の除去に伴い発生する粉じん等が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。

注) 表中の「○」は選定した項目を、「－」は非選定とした項目を示す。

表 7.1.2(2) 環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目		選定 非選定	選定する理由又は選定しない理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
大気質	有害物質等	ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる有害物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	建設作業等騒音	建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い発生する騒音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
騒音及び超低周波音	施設からの騒音	機械等の稼働	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い発生する機械等の騒音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行に伴い発生する道路交通騒音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	道路交通騒音	廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の運行に伴い発生する道路交通騒音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		低周波音	機械等の稼働	○
振動	建設作業等振動	建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い発生する振動が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		施設からの振動	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い発生する機械等の振動が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	道路交通振動	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行に伴い発生する道路交通振動が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の運行に伴い発生する道路交通振動が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
悪臭	特定悪臭物質、臭気指数	施設からの悪臭の漏洩	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い施設から漏洩する悪臭が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。

注) 表中の「○」は選定した項目を、「－」は非選定とした項目を示す。

表 7.1.2(3) 環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目		選定 非選定	選定する理由又は選定しない理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
水質	水素イオン濃度	掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	○	工事の実施において、コンクリート工事に伴い発生するアルカリ性排水が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)	汚水の排出	—	場内で発生するプラント系排水については、排水処理を行ったのち場内で使用する計画であり、公共用水域への排水は行わない。 また、生活排水については合併浄化槽で処理した後、雨水については一旦調整池にて貯留した後、対象事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する計画であり、排水先に対する本事業における負荷量はわずかであり、本事業による影響は小さいと考えられるため。
	水の濁り	掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	○	工事の実施において、掘削、盛土等の土工に伴い降雨時に発生する水の濁り(浮遊物質量)が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	富栄養化	汚水の排出	—	水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)の項目と同様に、本事業による影響は小さいと考えられるため。
	有害物質等	汚水の排出	—	水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)の項目と同様に、本事業による影響は小さいと考えられるため。
地形及び地質	重要な地形及び地質	地形改変並びに施設 の存在	—	事業実施区域内に重要な地形及び地質が存在しないため。
地盤・土壌	土壌環境	掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	○	工事の実施において、掘削工事に伴い発生する発生土が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
地下水の状況及び地下水質	地下水の状況	掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	○	工事の実施において、ごみピット等の掘削工事に伴い、地下水位が影響を受けるおそれがあるため。
		地形改変並びに施設 の存在	○	ごみピット等地下構造物の設置に伴い、地下水位が影響を受けるおそれがあるため。
	地下水質	掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	○	本事業実施以前に起因する現地土壌等の汚染があった場合、地下水質が掘削工事の影響を受けるおそれがあるため。
		地形改変並びに施設 の存在	—	ごみピット等の地下構造物はごみ汚水が土壌中へ浸透、流出しない構造とする計画であり、地下水質に影響を及ぼす要因はないと考えられるため。
日照障害	地形改変並びに施設 の存在	○	施設の存在に伴い周辺環境が日照障害の影響を受けるおそれがあるため。	

注) 表中の「○」は選定した項目を、「—」は非選定とした項目を示す。

表 7.1.2(4) 環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目		選定 非選定	選定する理由又は選定しない理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
動物	重要な種及び注目すべき生息地	建設機械の稼働等	重要な種及び注目すべき生息地が、建設機械の稼働、掘削・盛土等の土工及び地形改変並びに施設の存在に伴い影響を受けるおそれがあるため。 また、工事の実施において、工事中の排水による影響を受けるおそれがあるため。	
		掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去		
		地形改変並びに施設の存在		
		汚水の排出	—	場内で発生するプラント系排水については、排水処理を行ったのち場内で使用する計画であり、公共用水域への排水は行わない。 また、生活排水については合併浄化槽で処理した後、雨水については一旦調整池にて貯留した後、対象事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する計画であり、排水先に対する本事業における負荷量はわずかであり、本事業による影響は小さいと考えられるため。
植物	重要な種及び群落	掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	重要な種及び群落が、掘削・盛土等の土工及び地形改変並びに施設の存在に伴い影響を受けるおそれがあるため。	
		地形改変並びに施設の存在		
		汚水の排出	—	動物の項目と同様に、本事業による影響は小さいと考えられるため。
生態系	地域を特徴付ける生態系	建設機械の稼働等	地域を特徴付ける生態系が、建設機械の稼働、掘削・盛土等の土工及び地形改変並びに施設の存在に伴い影響を受けるおそれがあるため。	
		掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去		
		地形改変並びに施設の存在		
		汚水の排出	—	動物の項目と同様に、本事業による影響は小さいと考えられるため。
景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観	地形改変並びに施設の存在	○	地形改変並びに施設の存在に伴い景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観に影響を及ぼすおそれがあるため。
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行に伴い主要な人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼすおそれがあるため。
		地形改変並びに施設の存在	—	地形改変並びに施設の存在により影響を及ぼすような主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在しないため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の運行に伴い主要な人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼすおそれがあるため。

注) 表中の「○」は選定した項目を、「—」は非選定とした項目を示す。

表 7.1.2(5) 環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目		選定 非選定	選定する理由又は選定しない理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況	資材等の搬入及び搬出	—	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行により影響を及ぼすような文化財等が存在しないため。
	地形改変並びに施設が存在	—	地形改変並びに施設の存在により影響を及ぼすような文化財等が存在しないため。
廃棄物等	ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、集じん装置によって捕集される排出ガス中の飛灰(ばいじん)等、処理の過程で廃棄物が発生するため。
	機械等の稼働	○	ごみ処理施設の供用時において、機械等の稼働に伴い廃棄物(焼却灰等)が発生するため。
	汚水の排出	—	場内で発生するプラント系排水については、排水処理を行ったのち場内で使用する計画であり、処理の際に発生する廃棄物(汚泥)は焼却処分するため場外に排出しない。 また、生活排水については合併浄化槽で処理した後、対象事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する計画であり、処理の際に廃棄物(汚泥)が発生するものの少量であり、本事業による影響は小さいと考えられるため。
残土その他の副産物	掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	○	工事の実施において、掘削工事に伴う残土、建設工事及び既存の工作物等の除去に伴う副産物が発生するため。
温室効果ガス等	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行に伴うエネルギーの使用により二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するため。
	建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴うエネルギーの使用により二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するため。
	ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、ごみの焼却に伴い二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するため。
	機械等の稼働	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴うエネルギーの使用により二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するため。
	廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の運行に伴うエネルギーの使用により二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するため。

注) 表中の「○」は選定した項目を、「—」は非選定とした項目を示す。

7.2 環境影響評価項目ごとの予測評価の対象とした処理方式及び選定理由

計画施設の処理方式については、これまでの検討結果を踏まえ、以下の3処理方式を候補としている。

- ストーカ式焼却方式
- シャフト炉式ガス化熔融方式
- 流動床式ガス化熔融方式

今後実施する民間事業者の選定は、「廃棄物処理施設整備基本計画」（令和5年9月 西尾市）での策定事項を基本条件とし、上記3処理方式を対象に実施する予定であり、準備書公表段階において、処理方式は1つに決定しない。

そのため、「第8章 環境影響の調査、予測及び評価」においては、「廃棄物処理施設整備基本計画」の内容や、プラントメーカーへのヒアリング（以下「メーカーヒアリング」という。）結果等をもとに、環境影響評価の項目ごとに環境への影響の大きい処理方式の諸元を用いることを基本として予測・評価を行うこととする。

環境影響評価の項目ごとの予測・評価の対象とする処理方式についての考え方と設定については次頁以降に示すとおりである。

7.2.1 全般に係る設定

7.2.1.1 工事計画

建築物の形状は各処理方式を包含するものとすることや、設備機器の構成はいずれの処理方式でも焼却炉本体以外は基本的に同様であること、また、基本的な工事種類（造成工事、土木建築工事、プラント設備工事等）は処理方式によらないことから、工事工程等は、処理方式によって変わらないと考える。したがって、予測の条件となる既存の工作物等の撤去、掘削・盛土等の土工の区域、工事用車両台数、建設機械の種類及び台数は、処理方式によらず同様とする。

このため、工事の実施に係る影響の予測・評価については、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通とする。

7.2.1.2 建築物の形状及び配置

建築物の形状は各処理方式を包含する形状とし、「廃棄物処理施設整備基本計画」（令和5年9月 西尾市）で作成した施設配置図を基本とする。なお、建築物の外観、色調は処理方式によって変わることはない。

7.2.1.3 廃棄物運搬車両等

廃棄物運搬車両等の台数は基本的に搬入する廃棄物の量によって決定することから、予測の条件となる廃棄物運搬車両等の台数は各処理方式で同様となる。

このため、廃棄物等の搬入及び搬出による影響の予測・評価については、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通とする。

7.2.2 環境影響評価項目ごとの設定

7.2.2.1 大気質（ばい煙の排出）

ばい煙の排出による影響の予測・評価については、排出ガス量（湿り、乾き）、排出ガス温度、酸素濃度等の違いにより拡散の状況が変わることから、メーカーヒアリング結果をもとに大気汚染物質の排出量を試算し、汚染物質量が最大となる処理方式の諸元で行うこととする。

なお、排出ガス濃度は、いずれの処理方式を採用した場合でも遵守する値である公害防止基準値（自主規制値）を用いるものとし、処理方式による違いはない。

排出ガスの諸元比較は表 7.2.1 に、各諸元に基づき算出した汚染物質量の比較は表 7.2.2 に示すとおりである。比較結果より、予測・評価にあたっては排出する汚染物質の量が最大となるC社（シャフト炉式ガス化溶融方式）の諸元を用いることとする。

表 7.2.1 排出ガス諸元の比較

項目	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	
湿り排出ガス量 (m ³ _N /時)	34,500	30,500	52,000	31,270	31,900	29,383	33,010	
乾き排出ガス量 (m ³ _N /時)	28,800	24,410	44,000	25,050	25,310	25,627	26,750	
酸素濃度 (%)	6.7	4.8	10.2	5.5	4.8	4.72	5.8	
排出ガス温度 (°C)	165	160	174	174	174	174	169	
煙突高さ (m)	59m							
排出ガス濃度 注1、2	硫黄酸化物	30ppm以下						
	ばいじん	0.006g/m ³ 以下						
	窒素酸化物	50ppm以下						
	塩化水素	30ppm以下						
	ダイオキシン類	0.06ng-TEQ/m ³ 以下						
	水銀	30μg/m ³ 以下						

注1) 自主規制値。酸素濃度12%換算の値。

注2) 気体の体積は温度零度及び圧力1気圧の状態に換算したものである。

表 7.2.2 汚染物質量の比較（1炉あたり）

項目	単位	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社
硫黄酸化物排出量	m ³ /h	1.3728	1.3181	1.5840	1.2943	1.3667	1.3907	1.3553
ばいじん排出量	kg/h	0.2746	0.2636	0.3168	0.2589	0.2733	0.2781	0.2711
窒素酸化物排出量	m ³ /h	2.2880	2.1969	2.6400	2.1571	2.2779	2.3178	2.2589
塩化水素排出量	m ³ /h	1.3728	1.3181	1.5840	1.2943	1.3667	1.3907	1.3553
ダイオキシン類排出量	μg/h	2.7456	2.6363	3.1680	2.5885	2.7335	2.7814	2.7107
水銀排出量	g/h	1.3728	1.3181	1.5840	1.2943	1.3667	1.3907	1.3553

7.2.2.2 騒音、振動（機械等の稼働）

機械等の稼働による影響の予測・評価について、敷地境界における騒音の予測結果は、どの処理方式においても共通となる蒸気復水器や破砕機、蒸気タービンなどの騒音レベルの大きい機器の諸元や配置、吸音処理の内容等により左右されることから、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通とする。

諸元は、各処理方式共通となる騒音発生機器を抽出し、機器ごとにメーカーヒアリングの中で最大となる騒音レベルを設定する。なお、各処理方式を包含できるように、設定した諸元の合成騒音レベルとメーカーヒアリング結果の合成騒音レベルを比較し、同等以上であることを確認する。

抽出した機器の配置は、メーカーヒアリング結果を参考に設定する。なお、吸音処理の内容についてはごみ処理施設において一般的に実施する内容を基本とする。

また、振動についても騒音と同様の方法により諸元を設定する。

メーカーヒアリング結果等をもとに設定した各設備機器等の諸元及び合成騒音・振動レベルの算定結果は、表 7.2.3(1)、(2)に示すとおりである。

表 7.2.3(1) 設定した設備機器の諸元及び合成騒音レベル

No.	機器名	台数	騒音 レベル ^{注1)} (デシベル)	設置場所		
				階数	部屋	吸音 処理 ^{注2)}
1	誘引送風機	2	109	1	炉室	
2	機器冷却水揚水ポンプ	2	83	1		
3	脱気器給水ポンプ	2	88	1		
4	ボイラ給水ポンプ	3	100	1		
5	駆動用油圧装置	1	89	1		
6	計装用空気圧縮機	2	88	1	空気圧縮機室	○
7	雑用空気圧縮機	2	88	1		
8	排ガス再循環送風機	2	95	2	炉室	
9	薬剤搬送ブロワ	3	89	1		
10	蒸気タービン	1	100	2	蒸気タービン発電機室	○
11	蒸気タービン発電機	1	93	2		
12	可燃性粗大ごみ破砕機	1	115	2	プラットホーム	
13	灰クレーン	1	95	3	灰ピット上部	
14	押込送風機	2	100	1	炉室	
15	二次送風機	2	97	1		
16	蒸気復水器	4	99	4	蒸気復水器室(屋外)	○
17	脱臭用送風機	1	86	4	炉室	
18	環境集じん機送風機	1	90	3		
19	機器冷却水冷却塔	1	99	5	機器冷却水機塔置場 (屋外)	
20	ごみクレーン	2	80	塔屋階	ごみピット上部	
合成騒音レベル		—	118	—	—	—

注1) 騒音レベルは機器1台当たりの機側1mの値であり、メーカーヒアリングをもとに設定した。

注2) 吸音処理の内容は、各部屋ともグラスウール50mmとする。

表 7.2.3(2) 設定した設備機器の諸元及び合成振動レベル

No.	機器名	台数	振動 レベル ^{注)}	設置場所	
				階数	部屋
1	誘引送風機	2	70	1	炉室
2	機器冷却水揚水ポンプ	2	70	1	
3	脱気器給水ポンプ	2	60	1	
4	ボイラ給水ポンプ	3	60	1	
5	計装用空気圧縮機	2	57	1	空気圧縮機室
6	雑用空気圧縮機	2	57	1	
7	排ガス再循環送風機	2	70	1	炉室
8	蒸気タービン	1	70	2	蒸気タービン発電機室
9	可燃性粗大ごみ破砕機	1	70	2	プラットホーム
10	押込送風機	2	70	3	炉室
11	二次送風機	2	70	3	
12	蒸気復水器	4	73	4	蒸気復水器室(屋外)
合成振動レベル		—	89	—	—

注) 振動レベルは機器1台当たりの機側1mの値であり、メーカーヒアリングをもとに設定した。

7.2.2.3 悪臭（施設の供用）

施設の供用による悪臭の予測・評価については、いずれの処理方式についても同様の悪臭防止対策を講じることから、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通とする。

7.2.2.4 地下水の状況、地盤・土壌、日照障害、動物、植物、生態系、景観（施設の存在）

施設の存在による影響の予測・評価については、各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通とする。

7.2.2.5 廃棄物等（施設の供用）

施設の供用による廃棄物の予測・評価については、処理方式によって発生する廃棄物の種類が異なり、発生量により一概に比較することができないことから、処理方式ごとに行うものとし、メーカーヒアリング結果をもとに記載する。

7.2.2.6 温室効果ガス等（施設の供用）

施設の供用による温室効果ガスの予測・評価については、処理方式によって温室効果ガスの要因となる電力の消費量や燃料等の種類や消費量が異なるため、処理方式ごとに行うものとする。

なお、ばい煙の排出による温室効果ガスについては、予測の条件となる廃棄物の質、焼却量はいずれの処理方式についても同様であることから、処理方式による違いはない。

7.2.3 予測評価の対象とした処理方式

「7.2.1 全般に係る設定」及び「7.2.2 環境影響評価項目ごとの設定」を踏まえて、環境影響評価の項目ごとの予測・評価の対象とした処理方式及び選定理由については、表 7.2.4(1)～(3)に示すとおりである。

表 7.2.4(1) 環境影響評価の項目ごとの予測評価の対象とした処理方式及び選定理由

環境要素、影響要因の区分			処理方式			選定理由	
			ストーカ式焼却方式	シャフト炉式ガス化溶融方式	流動床式ガス化溶融方式		
大気質	工事の実施	資材等の搬入及び搬出	○			処理方式によって工事の種類、工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。	
		建設機械の稼働等					
		掘削・盛土等の土工					
	施設の供用	ばい煙の排出		○			大気汚染物質の排出量試算結果が最大となる諸元とする。
廃棄物等の搬入及び搬出			○		廃棄物運搬車両等台数は、搬入する廃棄物の量によって決定するため、いずれの処理方式でも同様となることから、特定の処理方式を対象としない。		
騒音及び超低周波音 ^{注)} 振動	工事の実施	資材等の搬入及び搬出	○			処理方式によって工事の種類、工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。	
		建設機械の稼働等					
	施設の供用	機械等の稼働		○			騒音等の発生機器については、各処理方式を包含する騒音レベル等、配置、吸音処理等を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
		廃棄物等の搬入及び搬出		○			廃棄物運搬車両等台数は、搬入する廃棄物の量によって決定するため、いずれの処理方式でも同様となることから、特定の処理方式を対象としない。
悪臭	施設の供用	施設からの悪臭の漏洩		○		いずれの処理方式についても同様の悪臭防止対策を講じることから、特定の処理方式を対象としない。	
水質	工事の実施	掘削・盛土等の土工		○		処理方式によって工事の種類、工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。	
地盤・土壌	工事の実施	掘削・盛土等の土工		○		処理方式によって工事の種類、工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。	

注) 超低周波音は機械等の稼働のみ対象。

表 7.2.4(2) 環境影響評価の項目ごとの予測評価の対象とした処理方式及び選定理由

環境要素、影響要因の区分			処理方式			選定理由
			ストリーカ式焼却方式	シャフト炉式ガス化溶融方式	流動床式ガス化溶融方式	
地下水の状況	工事の実施	掘削・盛土等の土工	○			処理方式によって工事の種類、工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
	施設が存在	地形改変並びに施設が存在	○			各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
地下水質	工事の実施	掘削・盛土等の土工	○			処理方式によって工事の種類、工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
日照障害	施設が存在	地形改変並びに施設が存在	○			各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
動物	工事の実施	建設機械の稼働等	○			処理方式によって工事の種類、工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
		掘削・盛土等の土工	○			
	施設が存在	地形改変並びに施設が存在	○			各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
植物	工事の実施	掘削・盛土等の土工	○			処理方式によって工事の種類、工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
	施設が存在	地形改変並びに施設が存在	○			各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
生態系	工事の実施	建設機械の稼働等	○			処理方式によって工事の種類、工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
		掘削・盛土等の土工	○			
	施設が存在	地形改変並びに施設が存在	○			各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
景観	施設が存在	地形改変並びに施設が存在	○			建築物の外観、色調は処理方式によって変わらないこと、各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。

表 7.2.4(3) 環境影響評価の項目ごとの予測評価の対象とした処理方式及び選定理由

環境要素、影響要因の区分			処理方式			選定理由
			ストーカ式焼却方式	シャフト炉式ガス化溶融方式	流動床式ガス化溶融方式	
人と自然との 触れ合いの活 動の場	工事の実施	資材等の搬入及び搬出	○			処理方式によって工事の種類、工事工程等是不変ることから、特定の処理方式を対象としない。
	施設が存在	廃棄物等の搬入及び搬出	○			廃棄物運搬車両等台数は、搬入する廃棄物の量によって決定するため、いずれの処理方式でも同様となることから、特定の処理方式を対象としない。
廃棄物等	工事の実施	掘削・盛土等の土工	○			処理方式によって工事の種類、工事工程等是不変のことから、特定の処理方式を対象としない。
	施設の供用	ばい煙の排出 ^{注)}	○	○	—	処理方式によって廃棄物の種類及び量は異なるため、処理方式ごととする。
機械等の稼働 ^{注)}		○	○	—		
温室効果 ガス等	工事の実施	資材等の搬入及び搬出	○			処理方式によって工事の種類、工事工程等是不変のことから、特定の処理方式を対象としない。
		建設機械の稼働等	○			
	施設の供用	ばい煙の排出	○			処理する廃棄物の質、量はいずれの処理方式でも同様であることから、特定の処理方式を対象としない。
		機械等の稼働	○	○	○	処理方式によって温室効果ガスの発生量は異なるため、処理方式ごととする。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○			廃棄物運搬車両等台数は、搬入する廃棄物の量によって決定するため、いずれの処理方式でも同様となることから、特定の処理方式を対象としない。

注) メーカーヒアリングによる回答を得られた処理方式を対象とした。

7.3 調査、予測及び評価の手法の選定並びに選定理由

調査及び予測の手法は、配慮書の内容を踏まえるとともに、配慮書についての知事意見及び指針別表第2に掲げられている参考手法を勘案しつつ、事業特性及び地域特性を踏まえ、選定した。また、評価の手法は、指針第21の規定に留意し選定した。

調査、予測及び評価の手法は、表 7.3.1～表 7.3.9 及び表 7.3.11～表 7.3.18 に示すとおりである。

また、猛禽類調査の手法等については、有識者からの意見聴取を実施した。有識者からの意見の概要は、表 7.3.10 に示すとおりである。

なお、方法書についての愛知県知事意見や意見書の内容を踏まえ、方法書から変更した部分について、下線を付けて示した。

表 7.3.1(1) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
窒素酸化物 浮遊粒子状物質	<工事の実施> 資材等の搬入及び搬出 <施設の供用> 廃棄物等の搬入及び搬出	調査すべき情報	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 (2) 資材等及び廃棄物等の運搬に使用される道路の状況、交通量及び走行速度の状況 (3) 気象の状況 ① 地上気象 ・風向・風速（地上10m） ・気温（地上1.5m） ・湿度（地上1.5m） ・日射量（地上6.5m） ・放射収支量（地上1.5m）
		調査の基本的な手法	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 大気汚染常時監視測定局等における測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 環境基準に規定する測定の方法 (2) 道路の状況、交通量及び走行速度の状況 ① 文献その他の資料調査 「道路交通センサス」における調査結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 ・道路の状況：メジャー等による計測 ・交通量：カウンターによる計測 ・走行速度：ストップウォッチによる計測 (3) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 岡崎観測所等における気象観測結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 「地上気象観測指針」（平成14年 気象庁）に準拠した方法
		調査地域	窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺で、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路沿道

表 7.3.1(2) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
窒素酸化物 浮遊粒子状物質 (続き)	<工事の実施> 資材等の搬入及 び搬出 <施設の供用> 廃棄物等の搬入 及び搬出 (続き)	調査地点	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 大気汚染常時監視測定局等 ② 現地調査 資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道4地点(地点1～4) (図7.3.1 道路沿道大気質の調査地点参照) (2) 道路の状況、交通量及び走行速度の状況 ① 現地調査 資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道4地点(地点1～4) (図7.3.1 道路沿道大気質の調査地点参照) (3) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 岡崎観測所等 ② 現地調査 対象事業実施区域内1地点(地点1) (図7.3.2 環境大気質及び気象の調査地点参照)
		調査期間等	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 4季に各7日間連続測定 (2) 道路の状況、交通量及び走行速度の状況 ① 現地調査 平日1日及び休日1日の計2日(各24時間) (3) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 1年間連続測定

表 7.3.1(3) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
窒素酸化物 浮遊粒子状物質 (続き)	<工事の実施> 資材等の搬入及 び搬出	予測の基本的な手法	プルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーションによる年平均値、1時間値の予測
		予測地域	窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺で、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道
	<施設の供用> 廃棄物等の搬入 及び搬出 (続き)	予測地点	二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況の現地調査地点と同じ4地点（地点1～4）
		予測対象時期等	(1) 工事の実施 資材等運搬車両等の運行による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大となる時期 (2) 施設の供用 施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の運行による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、環境基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「二酸化窒素に係る環境基準について」 ・「大気の汚染に係る環境基準について」 ・「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」（昭和53年3月22日付け中公審第163号）に基づく短期暴露指針値

表 7.3.1(4) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項 目		調査、予測及び評価の手法		
環境要素の区分	影響要因の区分			
窒素酸化物 浮遊粒子状物質	<工事の実施> 建設機械の稼働 等	調査すべき 情報	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 (2) 気象の状況 ① 地上気象 風向・風速（地上10m） 気温（地上1.5m） 湿度（地上1.5m） 日射量（地上6.5m） 放射収支量（地上1.5m）	
		調査の基本的な手法	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 大気汚染常時監視測定局等における測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 環境基準に規定する測定の方法 (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 岡崎観測所等における気象観測結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 「地上気象観測指針」（平成14年 気象庁）に準拠した方法	
		調査地域	窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺	
		調査地点	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 大気汚染常時監視測定局等 ② 現地調査 対象事業実施区域内1地点（地点1） （図7.3.2 環境大気質及び気象の調査地点参照） (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 岡崎観測所等 ② 現地調査 対象事業実施区域内1地点（地点1） （図7.3.2 環境大気質及び気象の調査地点参照）	
		調査期間等	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 1年間連続測定 (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 1年間連続測定	

表 7.3.1(5) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
窒素酸化物 浮遊粒子状物質 (続き)	<工事の実施> 建設機械の稼働等 (続き)	予測の基本的な手法	プルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーションによる年平均値、1時間値の予測
		予測地域	窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域における面的な影響濃度分布及び最大着地濃度出現地点
		予測対象時期等	建設機械の稼働による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大となる時期
		評価の手法	建設機械の稼働による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、環境基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「二酸化窒素に係る環境基準について」 ・「大気の汚染に係る環境基準について」 ・「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」に基づく短期暴露指針値

表 7.3.1(6) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項 目		調査、予測及び評価の手法		
環境要素の区分	影響要因の区分			
粉じん等	<工事の実施> 資材等の搬入及び搬出 建設機械の稼働等 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	調査すべき情報	(1) 降下ばいじん量の状況 (2) 気象の状況 ① 地上気象 風向・風速（地上10m）	
		調査の基本的な手法	(1) 降下ばいじん量の状況 ① 現地調査 「衛生試験法・注解2015」（日本薬学会）に基づく方法 (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 岡崎観測所等における気象観測結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 「地上気象観測指針」（平成14年 気象庁）に準拠した方法	
		調査地域	粉じんに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺	
		調査地点	(1) 降下ばいじん量の状況 ① 現地調査 対象事業実施区域内1地点（地点1） （図7.3.2 環境大気質及び気象の調査地点参照） (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 岡崎観測所等 ② 現地調査 対象事業実施区域内1地点（地点1） （図7.3.2 環境大気質及び気象の調査地点参照）	
		調査期間等	(1) 降下ばいじん量の状況 ① 現地調査 4季に各1ヵ月間 (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 1年間連続測定	
		予測の基本的な手法	調査結果及び工事計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測	
		予測地域	資材等運搬車両等の運行、建設機械の稼働等、掘削・盛土等の土工及び既存の工作物等の除去による粉じんに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺	
		予測地点	予測地域に同じ	
		予測対象時期等	資材等運搬車両等の運行、建設機械の稼働等、掘削・盛土の土工及び既存の工作物等の除去による粉じんに係る環境影響が最大となる時期	
		評価の手法	資材等運搬車両等の運行、建設機械の稼働等、掘削・盛土の土工及び既存の工作物等の除去による粉じんに係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内ではできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。	

表 7.3.1(7) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等	<施設の供用> ばい煙の排出	調査すべき 情報	(1) 二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び有害物質（水銀、塩化水素、ダイオキシン類）の濃度の状況 (2) 気象の状況 ① 地上気象 風向・風速（地上10m） 気温（地上1.5m） 湿度（地上1.5m） 日射量（地上6.5m） 放射収支量（地上1.5m） ② 上層気象 風向・風速及び気温 （地上1,000mまでの範囲）の鉛直分布
		調査の基本的な手法	(1) 二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び有害物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 大気汚染常時監視測定局等における測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 ・二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質：環境基準に規定する測定の方法 ・水銀：「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成23年 環境省）に準拠した方法 ・塩化水素：「大気汚染物質測定法指針」（昭和62年 環境庁）に準拠した方法 ・ダイオキシン類：「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（令和4年 環境省）に準拠した方法 (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 岡崎観測所等における気象観測結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 ア 地上気象 「地上気象観測指針」（平成14年 気象庁）に準拠した方法 イ 上層気象 「高層気象観測指針」（平成16年 気象庁）に準拠した方法
		調査地域	硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及び対象事業実施区域から半径約3kmの範囲

表 7.3.1(8) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査地点	
硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等 (続き)	<施設の供用> ばい煙の排出 (続き)	調査地点	(1) 二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び有害物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 大気汚染常時監視測定局等 ② 現地調査 対象事業実施区域内1地点(地点1) 対象事業実施区域周辺4地点(地点2～5) ※微小粒子状物質については対象事業実施区域1地点 (調査地域において主風向の風上側(北西側)と風下側(南東側)、これに直行する方向(北東側、南西側)を基本として、学校や住居等の保全対象の分布状況等を考慮して設定：図7.3.2 環境大気質及び気象の調査地点参照) (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 岡崎観測所等 ② 現地調査 ア 地上気象 対象事業実施区域内1地点(地点1) イ 上層気象 対象事業実施区域内1地点(地点1) (地上1,000mまでの範囲) (図7.3.2 環境大気質及び気象の調査地点参照)

表 7.3.1(9) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等 (続き)	<施設の供用> ばい煙の排出 (続き)	調査期間等	(1) 二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 対象事業実施区域内1年間連続測定 対象事業実施区域周辺4季に各7日間連続測定 (2) 微小粒子状物質及び有害物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 4季に各7日間連続測定 (塩化水素、水銀は4季に各7日間(1検体/日)、ダイオキシン類は4季に各7日間(1検体/7日)) (3) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 ア 地上気象 対象事業実施区域内1年間連続測定 イ 上層気象 4季に各7日間(8回/日)
		予測の基本的な手法	(1) 長期予測(年平均値) プルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーションによる予測 (2) 短期予測(高濃度出現条件下における1時間値) 高濃度発生の可能性のある次の条件を対象とし、プルーム式等を用いた拡散シミュレーションによる予測 ・大気安定度不安定時 ・上層逆転時 ・接地逆転層崩壊時 ・ダウンウォッシュ時(煙突後流) ・ダウンドラフト時(建物後流) なお、対象事業実施区域南側に山地が存在することから、「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル(昭和61年 厚生省)」を参考としたCRSTERモデル等によるプルーム中心軸の補正による地形を考慮した予測を行う。
		予測地域	硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域における面的な影響濃度分布及び最大着地濃度出現地点
		予測対象時期等	施設の稼働が定常の状態となる時期

表 7.3.1(10) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等 (続き)	<施設の供用> ばい煙の排出 (続き)	評価の手法	ばい煙の排出による硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び有害物質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、環境基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「大気の汚染に係る環境基準について」 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」 ・「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」に基づく短期暴露指針値 ・「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」（環境庁大気保全局長通達（昭和52年6月16日環大規第136号））による塩化水素の目標環境濃度 ・「[今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）]について」（平成15年環境省通知 環管総発第03090004号）による水銀の指針値 ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」

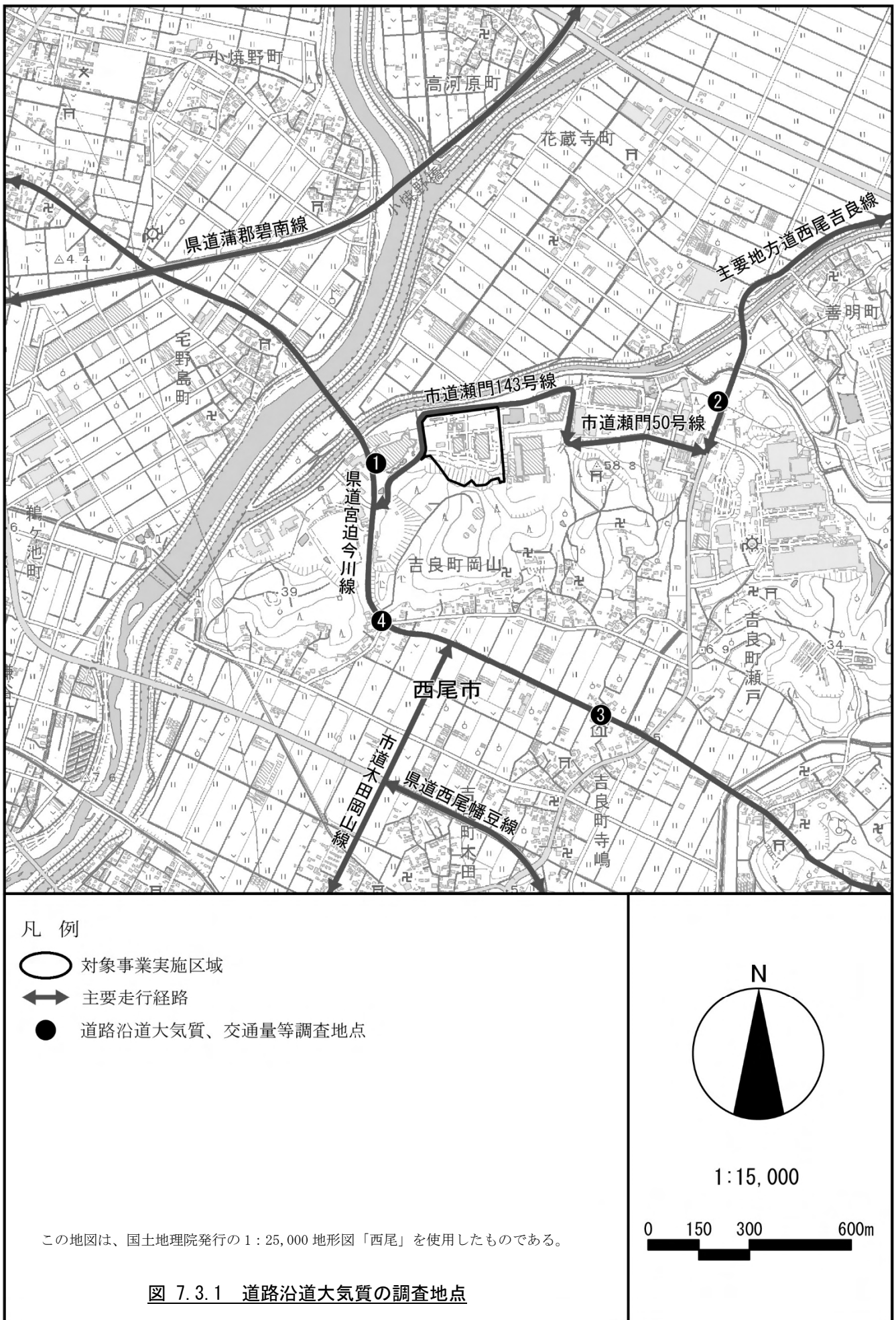
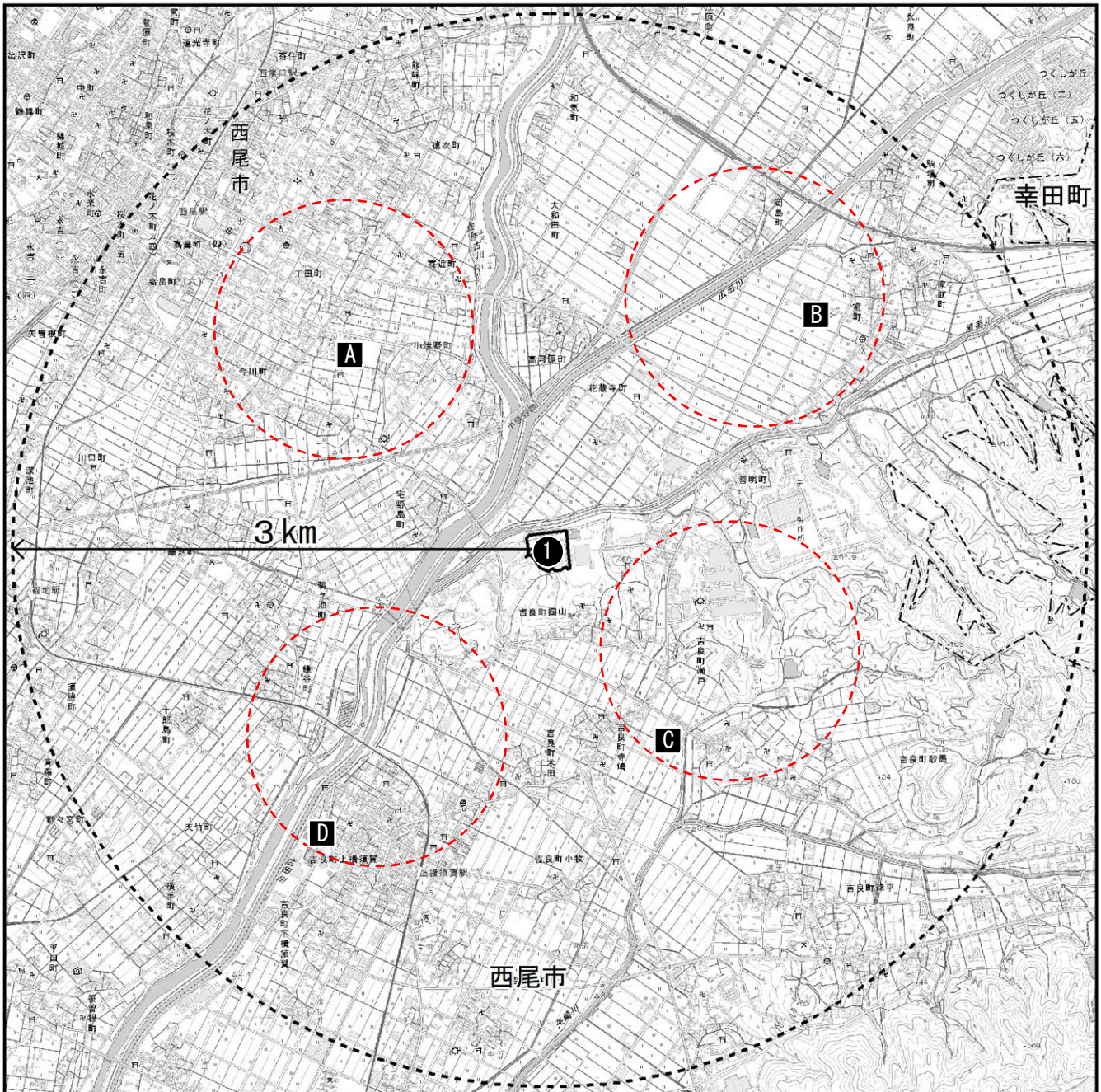





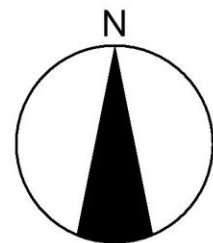


図 7.3.1 道路沿道大気質の調査地点



凡 例

-  対象事業実施区域
-  市町境
-  環境大気質、地上気象、上層気象調査地点
-  環境大気質調査地点（方法書）
-  環境大気質調査地点



1:35,000

0 350m 700m 1.4km

この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「西尾」「吉田」を使用したものである。

図 7.3.2 環境大気質及び気象の調査地点

表 7.3.2(1) 調査、予測及び評価の手法（騒音及び超低周波音）

項 目		調査、予測及び評価の手法		
環境要素の区分	影響要因の区分			
建設作業等騒音	<工事の実施> 建設機械の稼働等	調査すべき情報	(1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況	
		調査の基本的な手法	(1) 騒音の状況 ① 現地調査 JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に基づく方法 (2) 地表面の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	
		調査地域	建設機械の稼働に伴う騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺	
		調査地点	(1) 騒音の状況 対象事業実施区域敷地境界付近4地点（地点1～4）及び周辺の住宅地を代表する4地点（地点5～8）の計8地点 （図7.3.3 環境騒音、低周波音、環境振動の調査地点参照） (2) 地表面の状況 騒音の状況の調査地点の周辺	
		調査期間等	(1) 騒音の状況 ① 現地調査 平日1日及び休日1日の計2日（24時間） (2) 地表面の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 騒音の状況の現地調査時	
		予測の基本的な手法	ASJ CN-Model 2007（日本音響学会式）による予測	
		予測地域	音の伝搬特性を考慮して、建設機械の稼働による騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺	
		予測地点	予測地域における面的な騒音レベルの分布及び敷地境界上の最大地点	
		予測対象時期等	建設機械の稼働に伴う騒音に係る環境影響が最大となる時期	
		評価の手法	建設機械の稼働に伴う騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「騒音に係る環境基準について」 ・「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」 ・「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」	

表 7.3.2(2) 調査、予測及び評価の手法（騒音及び超低周波音）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
施設からの騒音	<施設の供用> 機械等の稼働	調査すべき情報	騒音の状況
		調査の基本的な手法	「建設作業等騒音、建設機械の稼働等」の手法に同じ
		調査地域	機械等の稼働に伴う騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		調査地点	「建設作業等騒音、建設機械の稼働等」の地点に同じ
		調査期間等	「建設作業等騒音、建設機械の稼働等」の期間に同じ
		予測の基本的な手法	騒音伝搬理論式による予測
		予測地域	音の伝搬特性を考慮して、機械等の稼働による騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域における面的な騒音レベルの分布及び敷地境界上の最大地点
		予測対象時期等	施設の稼働が定常の状態となる時期 なお、既存施設と計画施設が同時に稼働する試運転の時期も参考として予測する。
		評価の手法	機械等の稼働に伴う騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについても見解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「騒音に係る環境基準について」 ・「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」 ・「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」

表 7.3.2(3) 調査、予測及び評価の手法（騒音及び超低周波音）

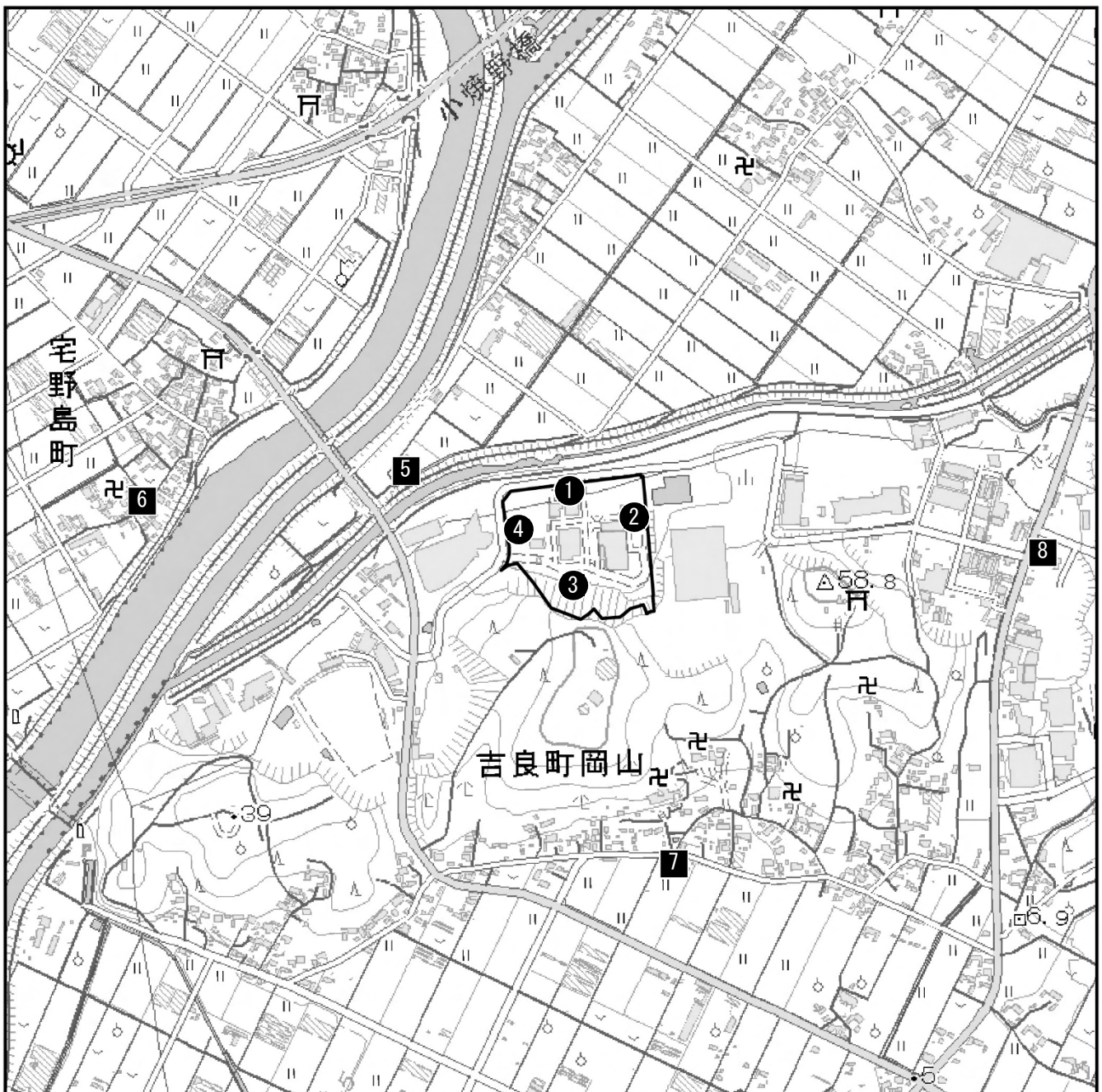
項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
道路交通騒音	＜工事の実施＞ 資材等の搬入及び搬出	調査すべき情報	(1) 道路交通騒音の状況 (2) 沿道の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況
		調査の基本的な手法	(1) 道路交通騒音の状況 ① 文献その他の資料調査 愛知県等による測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 環境基準に規定する測定の方法 (2) 沿道の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況 ① 文献その他の資料調査 「道路交通センサス」における調査結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 ・道路構造：メジャー等による計測 ・交通量：カウンターによる計測 ・走行速度：ストップウォッチによる計測
	調査地域	資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の運行に伴う騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域周辺で、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道	
	調査地点	(1) 道路交通騒音の状況 ① 文献その他の資料調査 愛知県等の実施の調査地点 ② 現地調査 資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の走行により交通量が相当程度変化すると考えられる主要走行経路のうち、住居等の分布状況等を勘案した4地点（地点1～4） （図7.3.4 道路交通騒音、振動の調査地点参照） (2) 沿道の状況 道路交通騒音の状況の調査地点の周辺 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況 ① 現地調査 資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の走行により交通量が相当程度変化すると考えられる主要走行経路のうち、住居等の分布状況等を勘案した4地点（地点1～4） （図7.3.4 道路交通騒音、振動の調査地点参照）	

表 7.3.2(4) 調査、予測及び評価の手法（騒音及び超低周波音）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
道路交通騒音 (続き)	<工事の実施> 資材等の搬入及 び搬出 <施設の供用> 廃棄物等の搬入 及び搬出 (続き)	調査期間等	(1) 道路交通騒音の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 平日1日及び休日1日の計2日(16時間: 6時~22時) (2) 沿道の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 道路交通騒音の状況の現地調査時 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び 走行速度の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 道路交通騒音の状況の現地調査時
		予測の基本的な手法	ASJ RTN-Model 2018 (日本音響学会式) による予測
		予測地域	音の伝搬特性を踏まえて、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の運行に伴う騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域周辺で、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道住居付近
		予測地点	道路交通騒音の状況の現地調査地点と同じ4地点(地点1~4)
		予測対象時期等	(1) 工事の実施 資材等運搬車両等の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期 (2) 施設の供用 施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の運行による騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「騒音に係る環境基準について」

表 7.3.2(5) 調査、予測及び評価の手法（騒音及び超低周波音）

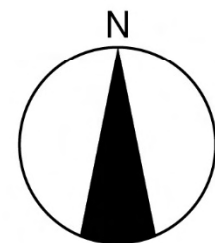
項 目		調査、予測及び評価の手法		
環境要素の区分	影響要因の区分			
低周波音	<施設の供用> 機械等の稼働	調査すべき情報	(1) 低周波音の状況 (2) 地表面の状況	
		調査の基本的な手法	(1) 低周波音の状況 ① 現地調査 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年 環境庁)に準拠した方法 (2) 地表面の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	
		調査地域	機械等の稼働に伴う低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺	
		調査地点	(1) 低周波音の状況 対象事業実施区域敷地境界付近4地点 (地点1～4) (図7.3.3 環境騒音、低周波音、環境振動の調査地点参照) (2) 地表面の状況 低周波音の状況の調査地点の周辺	
		調査期間等	(1) 低周波音の状況 ① 現地調査 平日1日(24時間) (2) 地表面の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 低周波音の状況の現地調査時	
		予測の基本的な手法	事業計画における環境配慮事項及び類似事例による定性的予測	
		予測地域	低周波音の伝搬特性を考慮して、機械等の稼働による低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺	
		予測地点	予測地域と同じ	
		予測対象時期等	施設の稼働が定常の状態となる時期	
		評価の手法	機械等の稼働による低周波音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。	



凡 例

- 対象事業実施区域
- 環境騒音・振動、低周波音調査地点
- 環境騒音・振動調査地点

注) 地点7及び地点8は、方法書に対する意見書の内容を踏まえ、方法書時点から追加したものである。

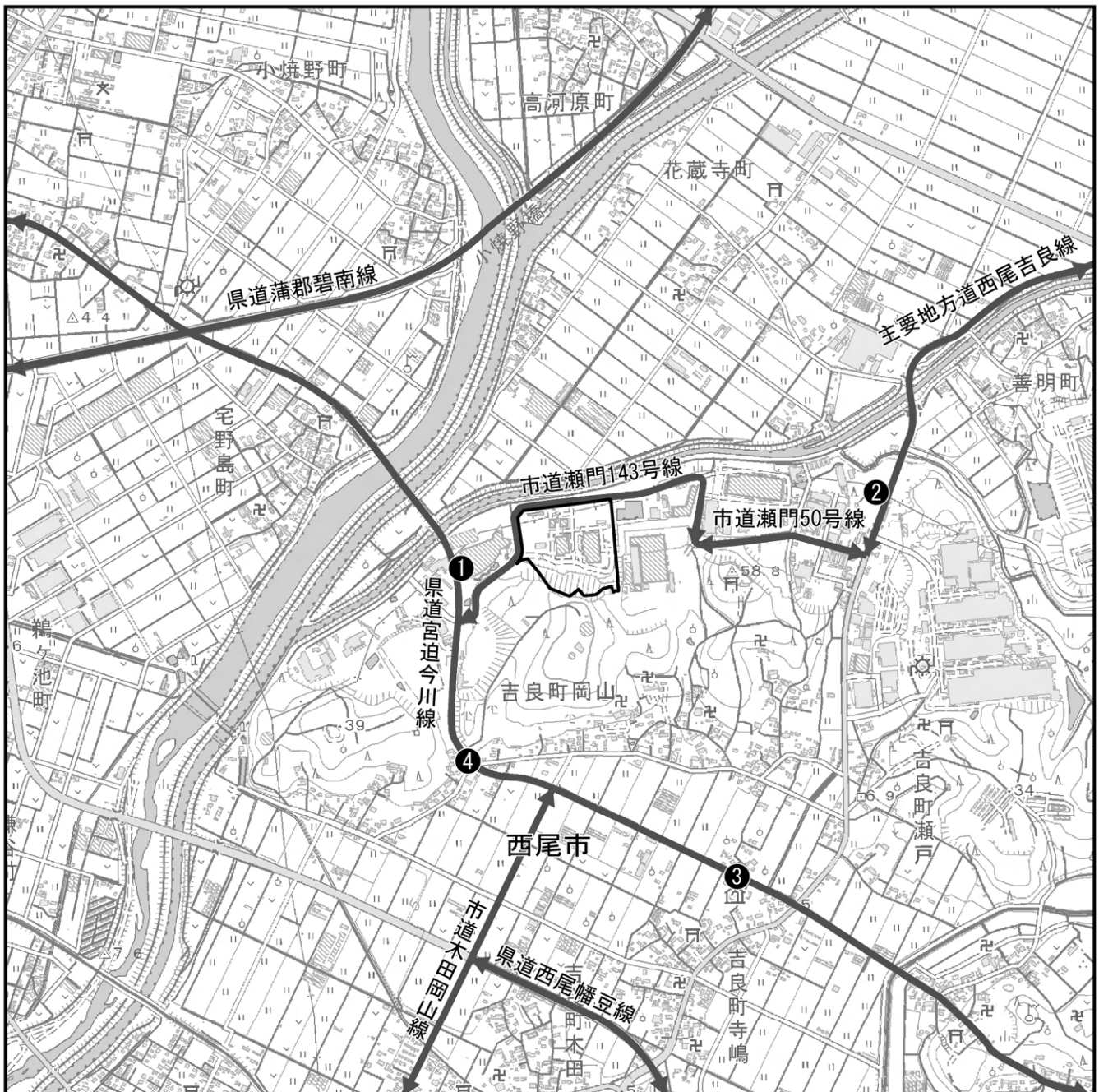


1:10,000






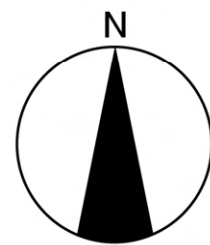
この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「西尾」を使用したものである。

図 7.3.3 環境騒音、低周波音、環境振動の調査地点

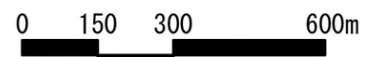


凡例

-  対象事業実施区域
-  主要走行経路
-  道路交通騒音・振動、交通量等調査地点



1:15,000



この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「西尾」を使用したものである。

図 7.3.4 道路交通騒音、振動等の調査地点

表 7.3.3(1) 調査、予測及び評価の手法（振動）

項 目		調査、予測及び評価の手法		
環境要素の区分	影響要因の区分			
建設作業等振動	<工事の実施> 建設機械の稼働等	調査すべき情報	(1) 振動の状況 (2) 地盤の状況	
		調査の基本的な手法	(1) 振動の状況 ① 現地調査 JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に基づく方法 (2) 地盤の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	
		調査地域	建設機械の稼働に伴う振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺	
		調査地点	(1) 振動の状況 対象事業実施区域敷地境界付近4地点（地点1～4）及び周辺の住宅地を代表する4地点（地点5～8）の計8地点 （図7.3.3 環境騒音、低周波音、環境振動の調査地点参照） (2) 地盤の状況 振動の状況の調査地点の周辺	
		調査期間等	(1) 振動の状況 ① 現地調査 平日1日及び休日1日の計2日（24時間） (2) 地盤の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 振動の状況の現地調査時	
		予測の基本的な手法	振動の伝搬理論式による予測	
		予測地域	振動の伝搬特性を踏まえて、建設機械の稼働による振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺	
		予測地点	予測地域における面的な振動レベルの分布及び敷地境界上の最大地点	
		予測対象時期等	建設機械の稼働に伴う振動に係る環境影響が最大となる時期	
		評価の手法	建設機械の稼働に伴う振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「振動規制法施行規則」 ・「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」	

表 7.3.3(2) 調査、予測及び評価の手法（振動）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
施設からの振動	<施設の供用> 機械等の稼働	調査すべき情報	(1) 振動の状況 (2) 地盤の状況
		調査の基本的な手法	「建設作業等振動、建設機械の稼働等」の手法に同じ
		調査地域	機械等の稼働に伴う振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		調査地点	「建設作業等振動、建設機械の稼働等」の地点に同じ
		調査期間等	「建設作業等振動、建設機械の稼働等」の期間に同じ
		予測の基本的な手法	「建設作業等振動、建設機械の稼働等」の手法に同じ
		予測地域	振動の伝搬特性を踏まえて、機械等の稼働に伴う振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域における面的な振動レベルの分布及び敷地境界上の最大地点
		予測対象時期等	施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	機械等の稼働に伴う振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」 ・「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」 ・振動の感覚閾値

表 7.3.3(3) 調査、予測及び評価の手法（振動）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
道路交通振動	<工事の実施> 資材等の搬入及び搬出 <施設の供用> 廃棄物等の搬入及び搬出	調査すべき情報	(1) 道路交通振動の状況 (2) 沿道の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況 (4) 地盤の状況
		調査の基本的な手法	(1) 道路交通振動の状況 ① 文献その他の資料調査 愛知県等による測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 振動規制法施行規則に定める測定方法に準拠した方法 (2) 沿道の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況 ① 現地調査 ・道路構造：メジャー等による計測 ・交通量：カウンターによる計測 ・走行速度：ストップウォッチによる計測 (4) 地盤の状況 ① 文献その他の資料調査 文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ② 現地調査 「道路環境整備マニュアル」に準拠した方法
	調査地域	資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の運行に伴う振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域周辺で、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道	
		調査地点	(1) 道路交通振動の状況 ① 文献その他の資料調査 愛知県等の実施の調査地点 ② 現地調査 資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の走行により交通量が相当程度変化すると考えられる主要走行経路の沿道のうち、住居等の分布状況等を勘案した4地点（地点1～4） （図7.3.4 道路交通騒音、振動の調査地点参照） (2) 沿道の状況 道路交通振動の状況の調査地点の周辺 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況 ① 現地調査 資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の走行により交通量が相当程度変化すると考えられる主要走行経路の沿道のうち、住居等の分布状況等を勘案した4地点（地点1～4） (4) 地盤の状況 道路交通振動の状況の調査地点の周辺

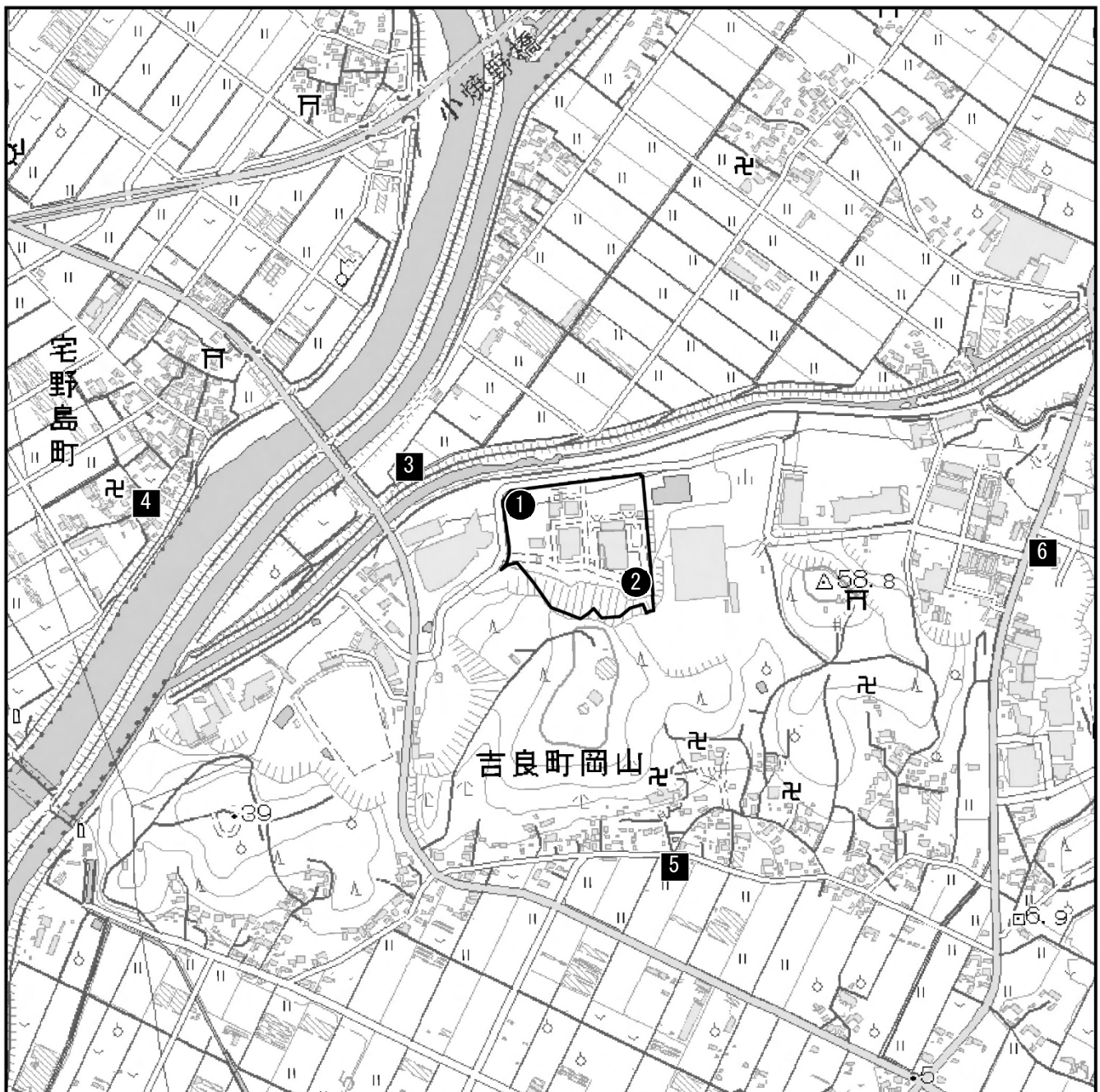
表 7.3.3(4) 調査、予測及び評価の手法（振動）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
道路交通振動 (続き)	<工事の実施> 資材等の搬入及び搬出 <施設の供用> 廃棄物等の搬入及び搬出 (続き)	調査期間等	(1) 道路交通振動の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 平日1日及び休日1日の計2日(12時間:7時~19時(毎正時後10分間)) (2) 沿道の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 道路交通振動の状況の現地調査時 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 道路交通振動の状況の現地調査時 (4) 地盤の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 道路交通振動の状況の現地調査時のうち、いずれか1日
		予測の基本的な手法	旧建設省土木研究所提案式による予測
		予測地域	振動の伝搬特性を踏まえて、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の運行に伴う振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域周辺で、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道住居付近
		予測地点	道路交通振動の状況の現地調査地点と同じ4地点(地点1~4)
		予測対象時期等	(1) 工事の実施 資材等運搬車両等の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期 (2) 施設の供用 施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の運行による振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「道路交通振動の要請限度」

表 7.3.4 調査、予測及び評価の手法（悪臭）

項 目		調査、予測及び評価の手法		
環境要素の区分	影響要因の区分			
特定悪臭物質 臭気指数	<施設の供用> 施設からの悪臭 の漏洩	調査すべき 情報	(1) 悪臭（特定悪臭物質、臭気指数）の状況 (2) 気象（風向・風速、気温、湿度）の状況	
		調査の基本 的な手法	(1) 悪臭の状況 ① 現地調査 ・特定悪臭物質：「特定悪臭物質の測定方法」 に準拠した方法 ・臭気指数：三点比較式臭袋法 (2) 気象の状況 ① 現地調査 「地上気象観測指針」（平成14年 気象 庁）に準拠した方法	
		調査地域	悪臭の拡散の特性を踏まえて、悪臭に係る環 境影響を受けるおそれがあると認められる地域 として、対象事業実施区域及びその周辺	
		調査地点	(1) 悪臭の状況 ・特定悪臭物質、臭気指数 調査当日の風上、風下を考慮した事業実 施区域敷地境界付近2地点（地点1、2） ・臭気指数 周辺の住居を代表する4地点 （地点3～6） （図7.3.5 悪臭の調査地点参照） (2) 気象の状況 対象事業実施区域1地点（地点1） （図7.3.2 環境大気質及び気象の調査地 点参照）	
		調査期間等	(1) 悪臭の状況 梅雨期、夏季及び冬季 ^{注)} に各1日1回 (2) 気象の状況 1年間連続測定	
		予測の基本 的な手法	事業計画における環境配慮事項及び類似事例 による定性的予測	
		予測地域	悪臭の拡散の特性を踏まえ、悪臭に係る環 境影響を受けるおそれがあると認められる地域と して、対象事業実施区域及びその周辺	
		予測地点	予測地域に同じ	
		予測対象時 期等	施設の稼働が定常の状態となる時期	
		評価の手法	施設からの悪臭の漏洩による悪臭に係る環 境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限 り回避又は低減されているかどうかについて見 解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうか についても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「悪臭防止法施行規則」による敷地境界におけ る規制基準	

注) 冬季は事業実施区域敷地境界付近2地点での特定悪臭物質、臭気指数を対象とした。

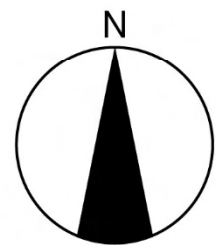


凡 例

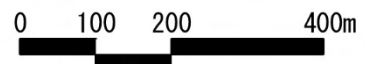
○ 対象事業実施区域

● 悪臭調査地点（特定悪臭物質、臭気指数）
 注）調査地点は図中の地点を基本とし、調査日の風向の状況に応じて風上、風下となる地点を設定した。

■ 悪臭調査地点（臭気指数）
 注）地点5及び地点6は、方法書に対する意見書の内容を踏まえ、方法書時点から追加したものである。



1:10,000



この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「西尾」を使用したものである。

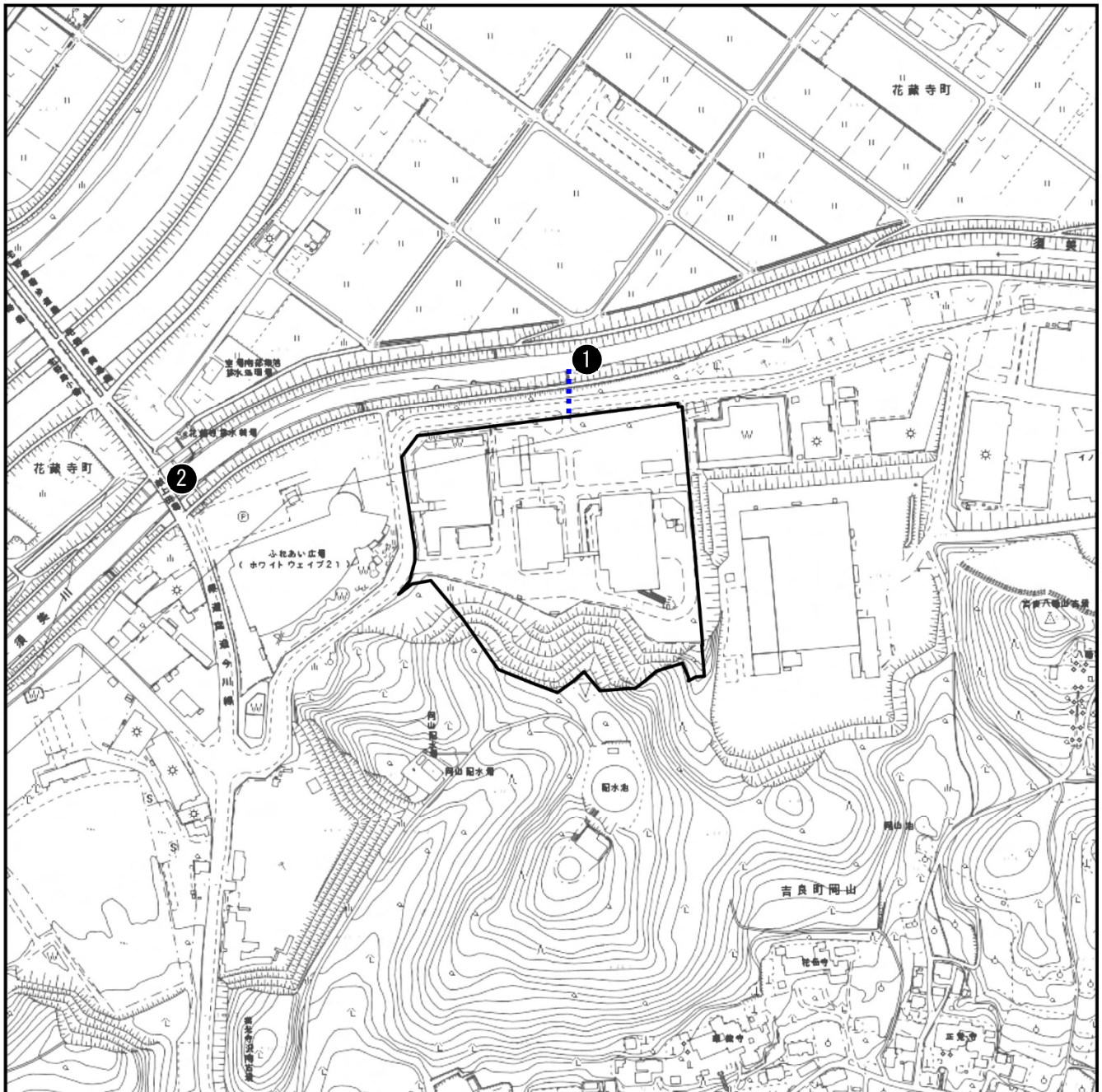
図 7.3.5 悪臭の調査地点

表 7.3.5(1) 調査、予測及び評価の手法（水質）




項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
水素イオン濃度	<工事の実施> 掘削・盛土等の土工又は既存の工 作物等の除去	調査すべき 情報	水素イオン濃度及びその調査時における流量 の状況
		調査の基本 的な手法	(1) 文献その他の資料調査 公共用水域の測定結果の収集、整理及び解 析 (2) 現地調査 ・水素イオン濃度：環境基準に規定する測定 の方法 ・流量：JIS K 0094
		調査地域	コンクリート打設等による水素イオン濃度に 係る環境影響を受けるおそれがあると認められ る地域として、対象事業実施区域及びその周辺 で、予測・評価に必要な情報を把握できる地域
		調査地点	(1) 文献その他の資料調査 公共用水域の水質汚濁調査地点 (2) 現地調査 放流先となる須美川の2地点 (図7.3.6 水質の調査地点参照)
		調査期間等	(1) 文献その他の資料調査 過去5年間程度 (2) 現地調査 4季に各1日1回
		予測の基本 的な手法	調査結果及び工事計画における環境配慮事項 を踏まえた定性的予測
		予測地域	流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性 を踏まえて、コンクリート打設等による水素イ オン濃度に係る環境影響を受けるおそれがある と認められる地域として、対象事業実施区域及 びその周辺
		予測地点	現地調査地点と同じ
		予測対象時 期等	コンクリート打設等による公共用水域の水素 イオン濃度に係る環境影響が最大となる時期
		評価の手法	コンクリート打設等による水素イオン濃度に 係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で できる限り回避又は低減されているかどうか について見解を明らかにする。 また、環境基準と整合が図られているかどう かについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「水質汚濁に係る環境基準」

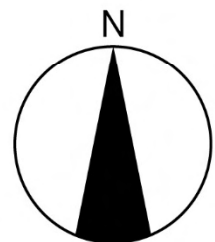
表 7.3.5(2) 調査、予測及び評価の手法（水質）

項 目		調査、予測及び評価の手法		
環境要素の区分	影響要因の区分			
水の濁り (浮遊物質量)	<工事の実施> 掘削・盛土等の土工又は既存の工 作物等の除去	調査すべき 情報	(1) 水の濁り（浮遊物質量）、濁度及びその調査 時における流量の状況 (2) 土質の状況	
		調査の基本 的な手法	(1) 浮遊物質量、濁度及び流量の状況 ① 文献その他の資料調査 公共用水域の測定結果の収集、整理及び 解析 ② 現地調査 ・浮遊物質量：環境基準に規定する測定の方 法 ・濁度：JIS K 0101 ・流量：JIS K 0094 (2) 土質の状況 沈降試験	
		調査地域	土砂による水の濁りに係る環境影響を受ける おそれがあると認められる地域として、対象事 業実施区域及びその周辺で、予測・評価に必要な 情報を把握できる地域	
		調査地点	(1) 浮遊物質量、濁度及び流量の状況 ① 文献その他の資料調査 公共用水域の水質汚濁調査地点 ② 現地調査 放流先となる須美川の2地点 (図7.3.6 水質の調査地点参照) (2) 土質の状況 対象事業実施区域の代表的な1地点	
		調査期間等	(1) 浮遊物質量、濁度及び流量の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 降雨時1回 (ピーク時を含む10回程度採水) (2) 土質の状況 1回	
		予測の基本 的な手法	調査結果及び工事計画における環境配慮事項 を踏まえた定性的予測	
		予測地域	流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の 特性を踏まえて、土砂による水の濁りに係る環 境影響を受けるおそれがあると認められる地域 として、対象事業実施区域及びその周辺	
		予測地点	浮遊物質量、濁度及び流量の状況については 放流先となる須美川、土質の状況については対 象事業実施区域の代表的な地点	
		予測対象時 期等	工事の実施による公共用水域の水の濁りに係 る環境影響が最大となる時期	
		評価の手法	工事の実施による水の濁りに係る環境影響 が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回 避又は低減されているかどうかについて見解を 明らかにする。	

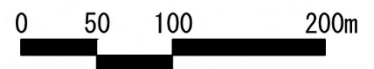


凡 例

-  対象事業実施区域
-  水質調査地点
-  排水ルート



1:5,000

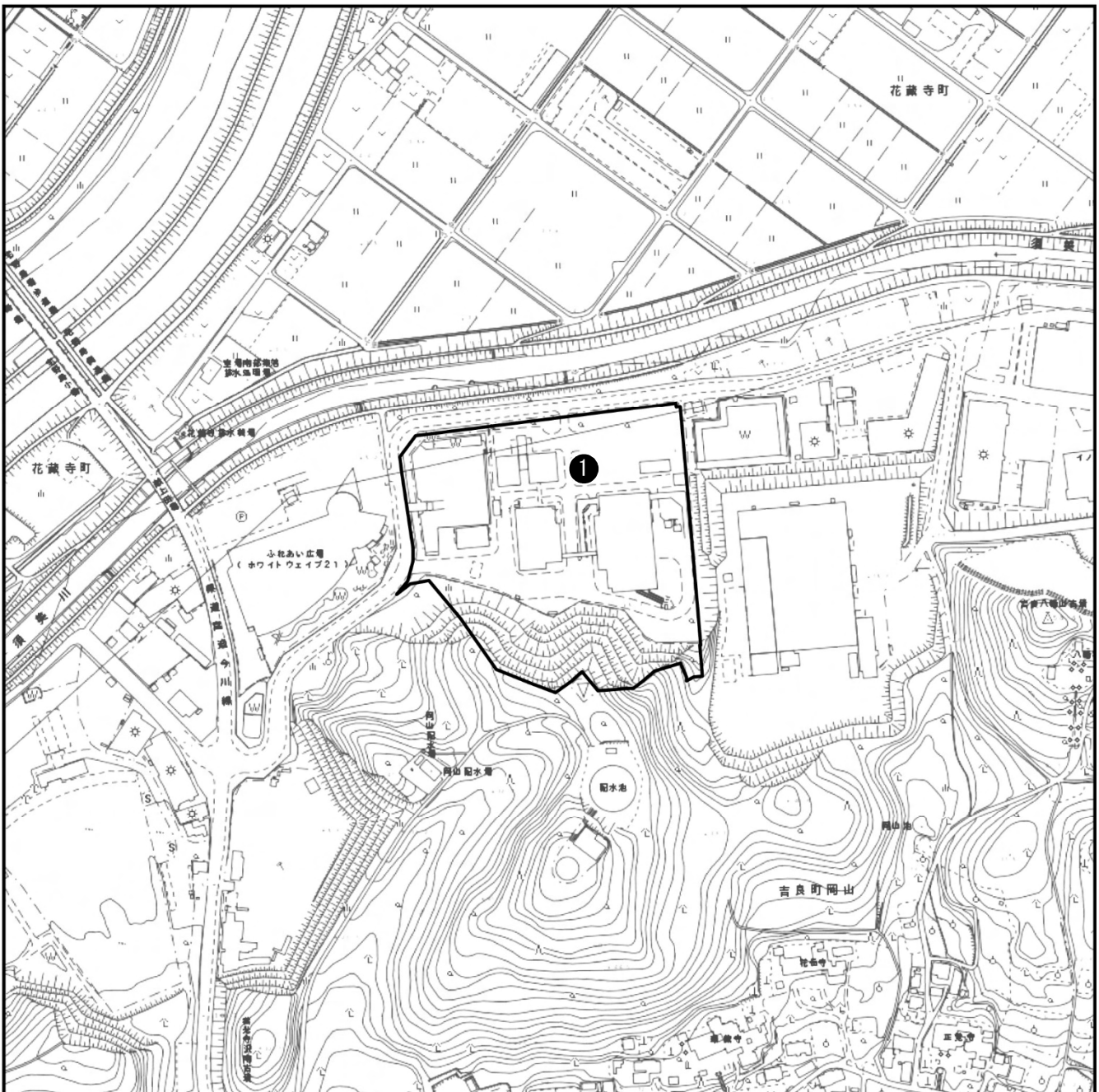


この地図は、「西尾市地図情報サービス にしたんマップ 1:5,000 地形図（令和3年11月閲覧）」を使用したものである。

図 7.3.6 水質の調査地点

表 7.3.6 調査、予測及び評価の手法（地盤・土壌）

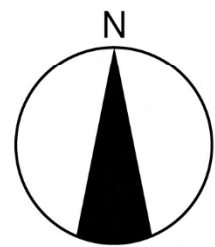
項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
土壌環境	<工事の実施> 掘削・盛土等の土工又は既存の工 作物等の除去	調査すべき 情報	(1) 土地利用及び居住状況 (2) 有害物質（土壌の汚染に係る環境基準項目 及びダイオキシン類）による汚染状況
		調査の基本 的な手法	(1) 土地利用及び居住の状況 文献その他の資料及び現地踏査による情報 の収集並びに当該情報の整理及び解析 (2) 有害物質による汚染状況 「土壌の汚染に係る環境基準について」、 「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニ ュアル」（令和4年 環境省）等に記載の方 法
		調査地域	掘削・盛土等の土工に伴う土壌汚染に係る環 境影響を受けるおそれがあると認められる地域 として、対象事業実施区域及びその周辺
		調査地点	(1) 土地利用及び居住状況 対象事業実施区域及びその周辺 (2) 有害物質による汚染状況 土地利用の状況等を考慮して設定した対象 事業実施区域内の1地点 (図7.3.7 土壌環境の調査地点参照)
		調査期間等	(1) 土地利用及び居住状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 有害物質による汚染状況の現地調査時 (2) 有害物質による汚染状況 ① 文献その他の資料調査 別途実施する土壌汚染対策法等に基づく 地歴調査等の結果の整理 ② 現地調査 1回
		予測の基本 的な手法	調査結果及び事業計画における環境配慮事項 を踏まえた定性的予測
		予測地域	工事計画を踏まえて、土壌汚染に係る環境影 響を受けるおそれがあると認められる地域とし て、対象事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域と同じ
		予測対象時 期等	掘削・盛土等の土工時期
		評価の手法	掘削・盛土等の土工による土壌環境に係る環 境影響が、事業者の実行可能な範囲内のできる 限り回避又は低減されているかどうかについて 見解を明らかにする。 また、環境基準と整合が図られているかどう かについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「土壌の汚染に係る環境基準について」 ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚 濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚 染に係る環境基準について」



凡 例

- 対象事業実施区域
- 土壌調査地点

この地図は、「西尾市地図情報サービス にしたんマップ 1:5,000 地形図 (令和 3 年 11 月 閲覧)」を使用したものである。



1:5,000

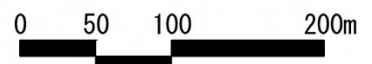


図 7.3.7 土壌環境の調査地点

表 7.3.7(1) 調査、予測及び評価の手法（地下水の状況及び地下水質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
地下水の状況	<工事の実施> 掘削・盛土等の土工又は既存の工 作物等の除去 <施設の存在> 地形改変並びに 施設の存在	調査すべき 情報	(1) 地形、地質及び地盤の状況 (2) 地下水の水位の状況 (3) 地下水の利用の状況
		調査の基本 的な手法	(1) 地形、地質及び地盤の状況 対象事業実施区域及びその周辺でのボーリ ング調査結果や既存資料を基にした当該情報 の整理及び解析 (2) 地下水の水位の状況 ① 文献その他の資料調査 対象事業実施区域でのボーリング調査結 果や既存資料を基にした当該情報の整理及 び解析 ② 現地調査 対象事業実施区域内1地点での測定 (3) 地下水の利用の状況 既存資料等による情報の収集による当該情 報の整理及び解析
		調査地域	地形、地質及び地盤の特性を踏まえて、掘削・ 盛土等の土工、施設の存在による地下水の水位 に係る環境影響を受けるおそれがあると認めら れる地域として、対象事業実施区域及びその周 辺
		調査地点	(1) 地形、地質及び地盤の状況 対象事業実施区域及びその周辺 (2) 地下水の水位の状況 ① 文献その他の資料調査 対象事業実施区域及びその周辺 ② 現地調査 対象事業実施区域のうち、掘削深さが最 も深くなると想定されるごみピット付近で 1地点 (図7.3.8 地下水位、地下水質の調査地 点参照) (3) 地下水の利用の状況 対象事業実施区域及びその周辺
		調査期間等	(1) 地形、地質及び地盤の状況 最近年について収集 (2) 地下水の水位の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 1年間に各月1回 (3) 地下水の利用の状況 過去5年間程度
		予測の基本 的な手法	調査結果及び工事計画・事業計画に基づいた 定性的予測
		予測地域	工事計画・事業計画を踏まえて、掘削・盛土等 の土工、施設の存在による地下水の水位に係る 環境影響を受けるおそれがあると認められる地 域として、対象事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域と同じ

表 7.3.7(2) 調査、予測及び評価の手法（地下水の状況及び地下水質）

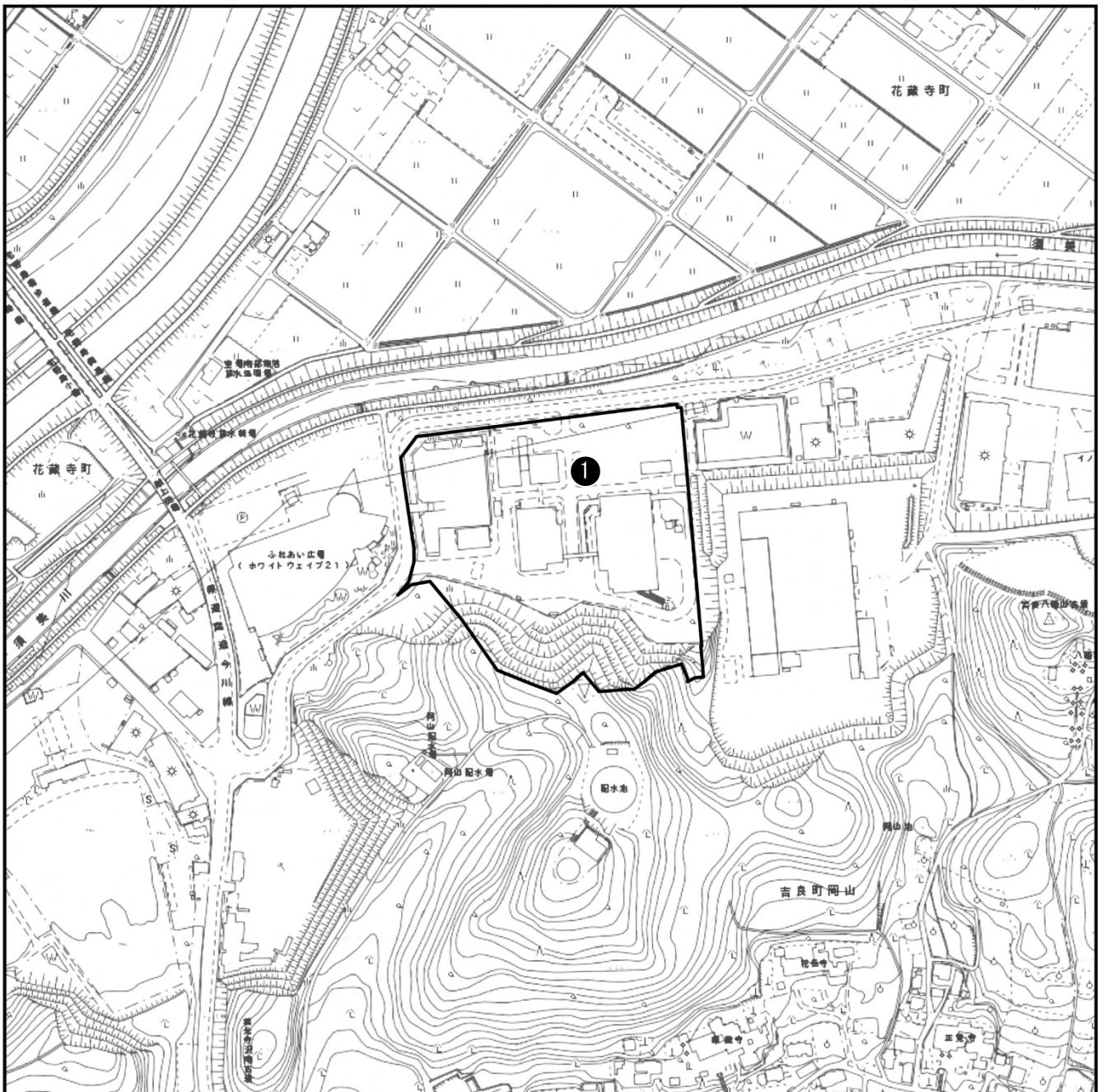
項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
地下水の状況 (続き)	<工事の実施> 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去 <施設の存在> 地形改変並びに施設の存在 (続き)	予測対象時期等	(1) 工事の実施 掘削工事による環境影響が最大となる時期 (2) 施設の存在 施設の存在による環境影響を的確に把握できる時期
		評価の手法	掘削・盛土等の土工、施設の存在に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

表 7.3.7(3) 調査、予測及び評価の手法（地下水の状況及び地下水質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
地下水質	<工事の実施> 掘削・盛土等の土工又は既存の工 作物等の除去	調査すべき 情報	(1) 地下水質（地下水環境基準項目及びダイオキシン類）の状況 (2) 地形、地質及び地盤の状況 (3) 地下水の利用の状況
		調査の基本的な 手法	(1) 地下水質の状況 ① 文献その他の資料調査 文献その他の資料による当該情報の整理及び解析 ② 現地調査 ・地下水環境基準項目：環境基準に規定する測定の方法 ・ダイオキシン類：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準に規定する測定の方法 (2) 地形、地質及び地盤の状況 対象事業実施区域及びその周辺でのボーリング調査結果や既存資料を基にした当該情報の整理及び解析 (3) 地下水の利用の状況 既存資料等による情報の収集による当該情報の整理及び解析
		調査地域	地形、地質及び地盤の特性を踏まえて、掘削・盛土等の土工による地下水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		調査地点	(1) 地下水質の状況 ① 文献その他の資料調査 対象事業実施区域及びその周辺 ② 現地調査 対象事業実施区域のうち、掘削深さが最も深くなると想定されるごみピット付近で1地点 (図7.3.8 地下水位、地下水質の調査地点参照) (2) 地形、地質及び地盤の状況 対象事業実施区域及びその周辺 (3) 地下水の利用の状況 対象事業実施区域及びその周辺
		調査期間等	(1) 地下水質の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 4季に各1日1回 (2) 地形、地質及び地盤の状況 最近年について収集 (3) 地下水の利用の状況 過去5年間程度

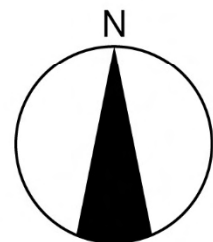
表 7.3.7(4) 調査、予測及び評価の手法（地下水の状況及び地下水質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
地下水質 (続き)	<工事の実施> 掘削・盛土等の土工又は既存の工 作物等の除去 (続き)	予測の基本的な手法	調査結果及び工事計画に基づいた定性的予測
		予測地域	工事計画・事業計画を踏まえて、掘削・盛土等の土工による地下水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測範囲と同じ
		予測対象時期等	掘削工事による環境影響が最大となる時期
		評価の手法	掘削・盛土等の土工に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

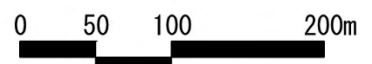


凡 例

- 対象事業実施区域
- 地下水位・地下水質調査地点



1:5,000



この地図は、「西尾市地図情報サービス にしたんマップ 1:5,000 地形図 (令和 3 年 11 月 閲覧)」を使用したものである。

図 7.3.8 地下水位・地下水質の調査地点

表 7.3.8 調査、予測及び評価の手法（日照阻害）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
日照阻害	<施設の存在> 地形改変並びに 施設の存在	調査すべき 情報	(1) 土地利用及び居住の状況 (2) 地形の状況
		調査の基本 的な手法	文献その他の資料及び現地踏査による情報の 収集並びに当該情報の整理及び解析
		調査地域	土地利用の状況及び地形の状況を踏まえて日 照阻害に係る環境影響を受けるおそれがあると 認められる地域として、対象事業実施区域及び その周辺
		調査地点	対象事業実施区域及びその周辺
		調査期間	土地利用及び居住の状況並びに地形の状況を 適切に把握できる時期
		予測の基本 的な手法	時刻別日影図及び等時間日影図の作成による 予測
		予測地域	調査地域のうち、土地利用の状況及び地形の 状況を踏まえて日照阻害に係る環境影響を受け るおそれがあると認められる地域として、対象 事業実施区域及びその周辺
		予測地点	土地利用の状況及び地形の状況を踏まえて予 測地域における日照阻害に係る環境影響を的確 に把握できる地点
		予測対象時 期等	施設の設置が完了した時期の冬至日
		評価の手法	施設の存在による日照阻害に係る環境影響 が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回 避又は低減されているかどうかについて見解を 明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうか についても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「建築基準法」及び「愛知県建築基準条例」に 基づく日影規制

表 7.3.9(1) 調査、予測及び評価の手法（動物）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
重要な種及び注目すべき生息地	<p><工事の実施> 建設機械の稼働等 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去</p> <p><施設の存在> 地形改変並びに施設の存在</p>	調査すべき情報	<p>(1) 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況</p> <p>(2) 動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>(3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>(4) 代償措置を検討する場合における対象となる動物の特性や現生息地及び代償措置実施場所の環境条件、類似事例等の状況</p>
		調査の基本的な手法	<p>(1) 文献その他の資料調査 文献、既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理・解析</p> <p>(2) 現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・哺乳類：目撃法、フィールドサイン法、トラップ法、自動撮影法 ・鳥類：任意観察法、ラインセンサス法、ポイントセンサス法、<u>コールバック法（フクロウを対象とした夜間調査）</u>^{注1)} ・猛禽類：<u>定点調査、林内踏査</u>^{注2)} ・昆虫類：任意採集法、<u>ベイトトラップ法、ライトトラップ法</u> ・両生類、爬虫類：任意観察法、トラップ法 ・魚類：任意採集法、<u>トラップ法</u>^{注3)} ・底生動物：任意採集法、<u>トラップ法</u>^{注3)} ・クモ類：任意観察法 ・陸産貝類：任意採集法
		調査地域	動物の生息の特性を踏まえて、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及び周囲約300mの範囲
		調査地点	動物の生息の特性を踏まえて、調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 ^{注4)} （表7.3.13 調査地点設定根拠（動物）及び図7.3.9～図7.3.11 動物の調査地点参照）
		調査期間等	<p>(1) 文献その他の資料調査 最近年について収集</p> <p>(2) 現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・哺乳類：春季、夏季、秋季、冬季に各1回 ・鳥類：<u>早春季</u>^{注5)}、春季、繁殖期、夏季、秋季、冬季に各1回 ・猛禽類：2営巣期（令和4年2月～8月及び令和5年2月～8月に各月1回、2日） ・昆虫類：春季、<u>初夏</u>^{注6)}、夏季、秋季に各1回 ・両生類、爬虫類：早春季、春季、夏季、秋季に各1回 ・魚類：春季、夏季、秋季に各1回 ・底生動物：早春季、夏季、<u>秋季</u>^{注7)}、冬季に各1回 ・クモ類：春季、夏季、秋季に各1回 ・陸産貝類：初夏、秋季に各1回

注1) 有識者ヒアリングにて対象事業実施区域周辺でフクロウが繁殖している可能性があるとの意見を踏まえ、実施した。
 注2) 定点調査により猛禽類の繁殖を示唆する行動が確認され、営巣可能性のある場所の踏査及び繁殖場所の確認をした。
 注3) 任意採集法のほか、補足的にトラップ法による調査を実施した。
 注4) 知事意見を踏まえ、任意踏査ルートに水路や水田脇等ヒメタイゴウチが生息している可能性がある範囲を追加した。
 注5) 鳥類の早春季はフクロウを調査対象とした。
 注6) 昆虫類の初夏はホタル類を主な調査対象とした。
 注7) 猛暑により夏季調査時に十分な調査が実施できなかったことから、秋季調査を追加実施した。

表 7.3.9(2) 調査、予測及び評価の手法（動物）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
重要な種及び注目すべき生息地 (続き)	<工事の実施> 建設機械の稼働等 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	予測の基本的な手法	重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた定性的予測
		予測地域	調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及び周囲約300mの範囲
	<施設の存在> 地形改変並びに施設の存在 (続き)	予測対象時期等	動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期
		評価の手法	工事の実施及び施設の存在による動物の重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

表 7.3.10 有識者への聞き取り結果概要

専門分野 (聞き取り実施日)	結果概要
鳥類 (令和4年5月11日)	<p>【対象者：地元研究会会員】</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの調査方針は問題なく、このまま進めてよい。 過去に、調査範囲周辺でフクロウが営巣していたことがあるため、方法書以降の現地調査の際には夜間調査を実施すること。 本事業が周辺の猛禽類の営巣に影響する可能性は低いと考えるが、高所である煙突の取り壊し作業時に何かしらの影響を及ぼすことが懸念される。
鳥類 (令和4年9月26日)	<p>【対象者：地元研究会会員】</p> <p>◆調査結果等について</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査範囲周辺で生息しているオオタカは、これまで2、3年おきに巣を変えながら繁殖をしてきていることから、来シーズン繁殖をする可能性は高く、引き続き調査を実施すること。 サンバについて、調査範囲周辺では繁殖している例はないが、渡りのルートとして使用されている。 ノスリについて、調査範囲周辺では10月～11月に渡りの個体を確認することができる。 ハヤブサについて、調査範囲周辺での繁殖例はないが、テリトリーの一部に含まれていると考えられる。 <p>◆その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の調査方針は問題なく、このまま進めてよい。 過去に、調査範囲周辺でフクロウが営巣していたことがあるため、12月～1月頃に夜間調査を実施し、生息状況の把握に努めること。

表 7.3.11 調査、予測及び評価の手法（植物）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
重要な種及び群落	<工事の実施> 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去 <施設の存在> 地形改変並びに施設の存在	調査すべき情報	(1) 維管束植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 (2) 重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 (3) 特に重要で、なおかつ大きな影響を受けるおそれがある種が存在する場合におけるその種の集団構造及び繁殖特性 (4) 代償措置を検討する場合における対象となる植物の特性、現生育地及び代償措置実施場所の環境条件、類似事例等の状況
		調査の基本的な手法	(1) 文献その他の資料調査 文献、既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理・解析 (2) 現地調査 ・植生：植生図作成調査、コドラート法 ・植物相：任意観察調査 ・水生植物相：任意観察調査
		調査地域	植物の生育及び植生の特性を踏まえて、重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及び周囲約300mの範囲
		調査地点	植物の生育及び植生の特性を踏まえて、調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 (表 7.3.14 調査地点設定根拠(植物)及び図 7.3.12 植物の調査地点参照)
		調査期間等	(1) 文献その他の資料調査 最近年について収集 (2) 現地調査 ・植生：秋季1回 ・植物相：早春季、春季、夏季、秋季に各1回 ・水生植物相：春季、夏季、秋季に各1回
		予測の基本的な手法	重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた定性的予測
		予測地域	調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及び周囲約300mの範囲
		予測対象時期等	植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期
		評価の手法	工事の実施及び施設の存在による植物の重要な種及び注目すべき生育地に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

表 7.3.12 調査、予測及び評価の手法（生態系）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
地域を特徴付ける生態系	<工事の実施> 建設機械の稼働等 掘削・盛土等の土工又は既存の工 作物等の除去 <施設の存在> 地形改変並びに 施設の存在	調査すべき 情報	(1) 動植物その他の自然環境に係る概況 (2) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 (3) 代償措置を検討する場合における注目される動植物の種又は生物群集の特性、現生息・生育地及び代償措置実施場所の環境条件、類似事例等の状況
		調査の基本的な手法	文献その他の資料及び動物、植物の現地調査結果を踏まえた定性的、定量的情報の収集並びに当該情報の整理・解析
		調査地域	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて、注目種等に係る環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及び周囲約300mの範囲
		調査地点	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて、調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路
		調査期間等	動植物の調査時期に準じた時期
		予測の基本的な手法	注目種（上位性・典型性・特殊性の視点から生態系を特徴づける生物種）等の分布、生息又は生育環境の改変の程度を踏まえた定性的予測
		予測地域	動植物の調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて、注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及び周囲約300mの範囲
		予測対象時期等	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期
		評価の手法	工事の実施及び施設の存在による地域を特徴づける生態系の注目種等に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

表 7.3.13 調査地点設定根拠（動物）

調査対象	調査地点	設定根拠
哺乳類 昆虫類	t1, ac1 bt1, lt1	対象事業実施区域内に生息する哺乳類及び昆虫類の生息状況を確認する地点として設定した。
	t2, ac2 bt2, lt2	対象事業実施区域北側に隣接する須美川周辺のクズ群落に生息する哺乳類及び昆虫類の生息状況を確認する地点として設定した。
	t3, ac3 bt3, lt3	対象事業実施区域西側に位置する湛水域及びその周辺の路傍・空地雑草群落に生息する哺乳類及び昆虫類の生息状況を確認する地点として設定した。
	t4, ac4 bt4, lt4	対象事業実施区域南側に隣接するコナラ群落やシイ・カシ二次林等で構成される二次林に生息する哺乳類及び昆虫類の生息状況を確認する地点として設定した。
	t5, ac5 bt5, lt5	対象事業実施区域東側に位置する竹林及びスギ・ヒノキ植林で構成される人工林に生息する哺乳類及び昆虫類の生息状況を確認する地点として設定した。
鳥類	ps1	対象事業実施区域内及びその周辺に生息する鳥類の生息状況を確認する地点として設定した。
	ps2	対象事業実施区域北側に隣接する須美川等水辺に生息する鳥類の生息状況を確認する地点として設定した。
	ps3	対象事業実施区域北側の水田雑草群落及び畑雑草群落に生息する鳥類の生息状況を広く確認する地点として設定した。
	ps4	対象事業実施区域西側に位置する湛水域及びその周辺の路傍・空地雑草群落に生息する鳥類を確認する地点として設定した。
	ps5	対象事業実施区域南側に隣接するコナラ群落やシイ・カシ二次林等で構成される二次林に生息する鳥類の生息状況を確認する地点として設定した。
	ps6	対象事業実施区域東側に位置する竹林及びスギ・ヒノキ植林で構成される人工林及びその周辺に生息する鳥類の生息状況を確認する地点として設定した。
	ls1	対象事業実施区域南側に位置する竹林やコナラ群落等樹林地内に生息する鳥類の生息状況を確認するルートとして設定した。
	ls2	対象事業実施区域南東側に位置する果樹園及び竹林等に生息する鳥類の生息状況を確認するルートとして設定した。
猛禽類	st1	対象事業実施区域北側に位置し、主に対象事業実施区域北側の耕作地及び対象事業実施区域上空を広く視認することができる地点として設定した。
	st2	対象事業実施区域西側に位置し、主に対象事業実施区域西側周辺及び南側の樹林地上空を広く視認することができる地点として設定した。
	st3	対象事業実施区域南側に位置し、主に対象事業実施区域南側の樹林地上空及びその周辺を視認することができる地点として設定した。
	st4	対象事業実施区域南東側に位置し、主に対象事業実施区域南側の台地上を広く視認することができる地点として設定した。
両生類 爬虫類 魚類 底生動物	w1	本事業における工事中の排水等の放流先となる須美川に生息する両生類、爬虫類、魚類及び底生動物の生息状況を確認する地点として設定した。
	w2	
	w3	対象事業実施区域西側に位置する湛水域に生息する両生類、爬虫類、魚類及び底生動物の生息状況を確認する地点として設定した。
	w4 ^{注1)}	対象事業実施区域東側に位置する調整池に生息する両生類、爬虫類、魚類及び底生動物の生息状況を確認する地点として設定した。
全種	r1 ^{注2)}	対象事業実施区域内に生息する動物の生息状況を確認するルートとして設定した。
	r2 ^{注2)}	対象事業実施区域北側に位置する水田雑草群落や畑雑草群落に生息する動物の生息状況を確認するルートとして設定した。
	r3 ^{注2)}	対象事業実施区域西側から北側に位置する湛水域及びその周辺の路傍・空地雑草群落、須美川河川敷に生息する動物の生息状況を確認するルートとして設定した。
	r4	対象事業実施区域南側に隣接するコナラ群落やシイ・カシ二次林等で構成される二次林に生息する動物の生息状況を確認するルートとして設定した。
	r5	対象事業実施区域東側から南東側に位置する竹林及びスギ・ヒノキ植林等で構成される人工林に生息する動物の生息状況を確認するルートとして設定した。

注1) 対象事業実施区域及びその周辺におけるトンボ類などの止水域を好む昆虫類の主要な生息地になると考えられたため、調査地点として追加した。

注2) 調査範囲の環境を網羅できるよう踏査ルートを追加した。

表 7.3.14 調査地点設定根拠（植物）

調査対象	調査地点	群落名・現況等	設定根拠
植生	Q1	対象事業実施区域内の植栽	対象事業実施区域及びその周辺の調査範囲の植生を代表する地点に設定した。広く分布している群落には調査地点を多く設定した。なお、調査地点については、現地の状況に応じて再配置を行った。
	Q2	アカメガシワーカラスザンショウ群落	
	Q3	対象事業実施区域内の植栽	
	Q4	ツルヨシ群集	
	Q5	水田雑草群落	
	Q6	路傍・空地雑草群落	
	Q7	ケネザサーコナラ群集	
	Q8	シイ・カシ二次林	
	Q9	ケネザサーコナラ群集	
	Q10	竹林	
	Q11	シイ・カシ二次林	
	Q12	竹林	
	Q13	緑の多い住宅地	
	Q14	スギ・ヒノキ・サワラ植林	
	Q15	高茎草本群落	
植物相	r1 <small>注1)</small>	対象事業実施区域内の植物相を確認するルートとして設定した。	
	r2 <small>注1)</small>	対象事業実施区域北側に位置する水田雑草群落における植物相を確認するルートとして設定した。	
	r3 <small>注1)</small>	対象事業実施区域西側から北側に位置する湛水域及びその周辺の路傍・空地雑草群落、須美川河川敷における植物相を確認するルートとして設定した。	
	r4	対象事業実施区域南側に隣接するケネザサーコナラ群集やシイ・カシ二次林等で構成される二次林における植物相を確認するルートとして設定した。	
	r5	対象事業実施区域東側から南東側に位置する竹林及びスギ・ヒノキ植林等で構成される人工林における植物相を確認するルートとして設定した。	
水生植物	w1	本事業における工事中の排水の放流先となる須美川における植物の生育状況を確認する地点として設定した。	
	w2		
	w3	対象事業実施区域西側に位置する湛水域及びその周辺の路傍・空地雑草群落、排水路等における植物の生育状況を確認する地点として設定した。	
	w4 <small>注2)</small>	対象事業実施区域東側に位置する調整池における植物の生育状況を確認する地点として設定した。	

注1) 調査範囲の環境を網羅できるよう踏査ルートを追加した。

注2) 水生植物の生育地になると考えられたため、調査地点として追加した。



凡例 この地図は、「西尾市地図情報サービス（地形図）」を使用したものである。

- 対象事業実施区域
- (赤点線) 対象事業実施区域より300m

哺乳類調査地点

- ▲ トラップ法(t)
- 自動撮影法(ac)

鳥類調査地点

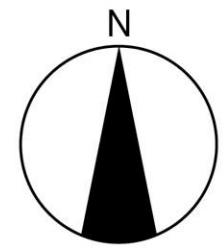
- ポイントセンサス法(ps)
- ⇄ ラインセンサス法(ls)

昆虫類調査地点

- ◆ ベイトトラップ法(bt)
- ▽ ライトトラップ法(lt)

— 任意踏査ルート(r:哺乳類、鳥類、昆虫類、両生類、爬虫類、クモ類、陸産貝類)

- コナラ群落
- シイ・カシ二次林
- アベマキ群落
- ケヤキ群落
- スギ・ヒノキ植林
- クスノキ植林
- 竹林
- 高茎草本群落
- アゼスゲ群落
- クズ群落
- 畑雑草群落
- 水田雑草群落
- 放棄水田雑草群落
- 果樹園
- 造成地
- 開放水域



1:7,500



注) 調査範囲及び地点は対象事業実施区域より300mを基本とし、実状を踏まえた上で設定した。
出典:「第6回、7回自然環境保全基礎調査」(環境省生物多様性センターホームページ)

図 7.3.9 動物の調査地点(陸生生物)

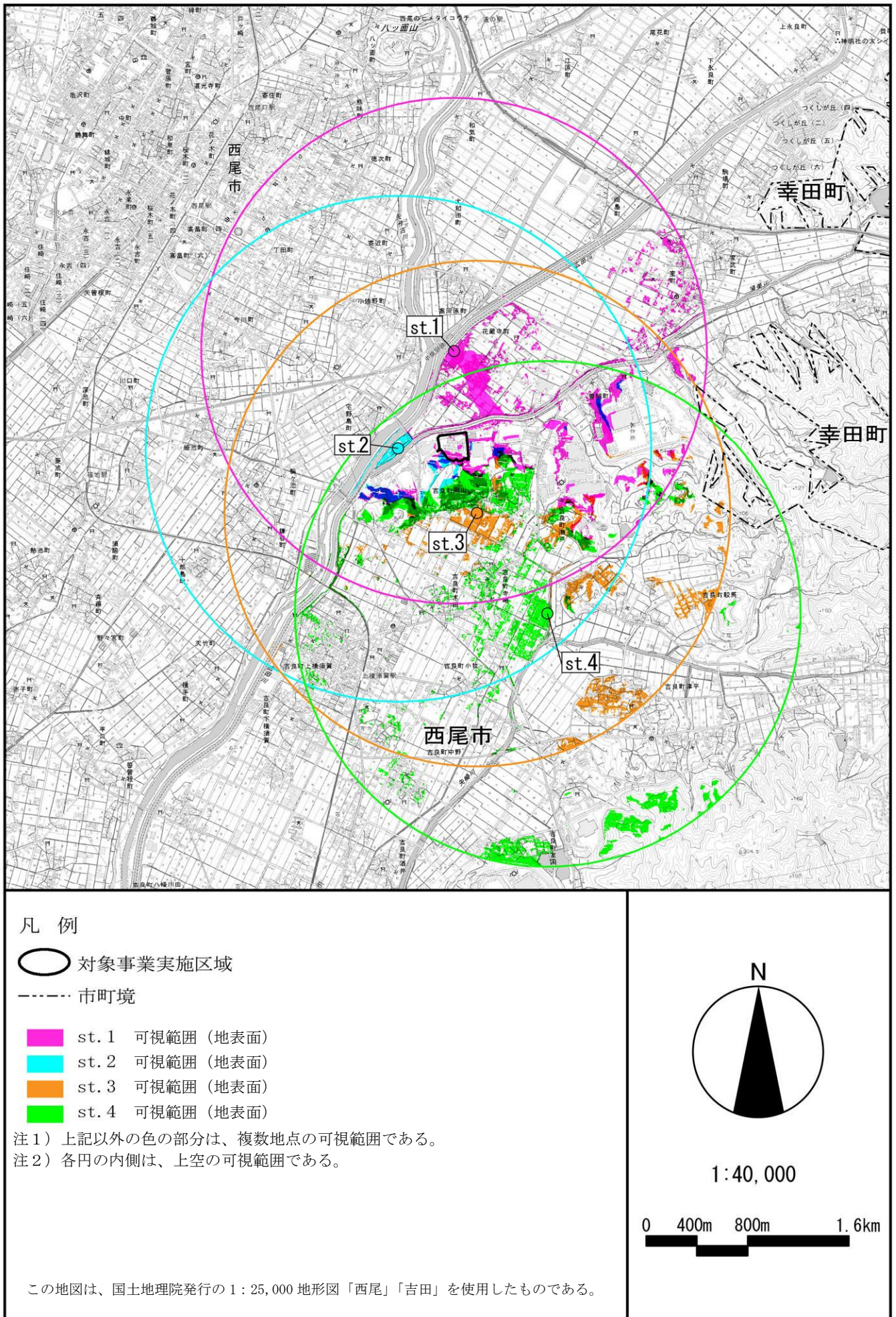




図 7.3.10 動物の調査地点 (猛禽類)
7-59

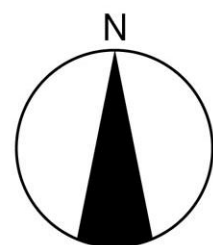


凡例 この地図は、「西尾市地図情報サービス（地形図）」を使用したものである。

-  対象事業実施区域
-  対象事業実施区域より300m

-  両生類、爬虫類、魚類、底生動物調査地点(W)

-  コナラ群落
-  シイ・カシ二次林
-  アベマキ群落
-  ケヤキ群落
-  スギ・ヒノキ植林
-  クスノキ植林
-  竹林
-  高茎草本群落
-  アゼスゲ群落
-  クズ群落
-  畑雑草群落
-  水田雑草群落
-  放棄水田雑草群落
-  果樹園
-  造成地
-  開放水域

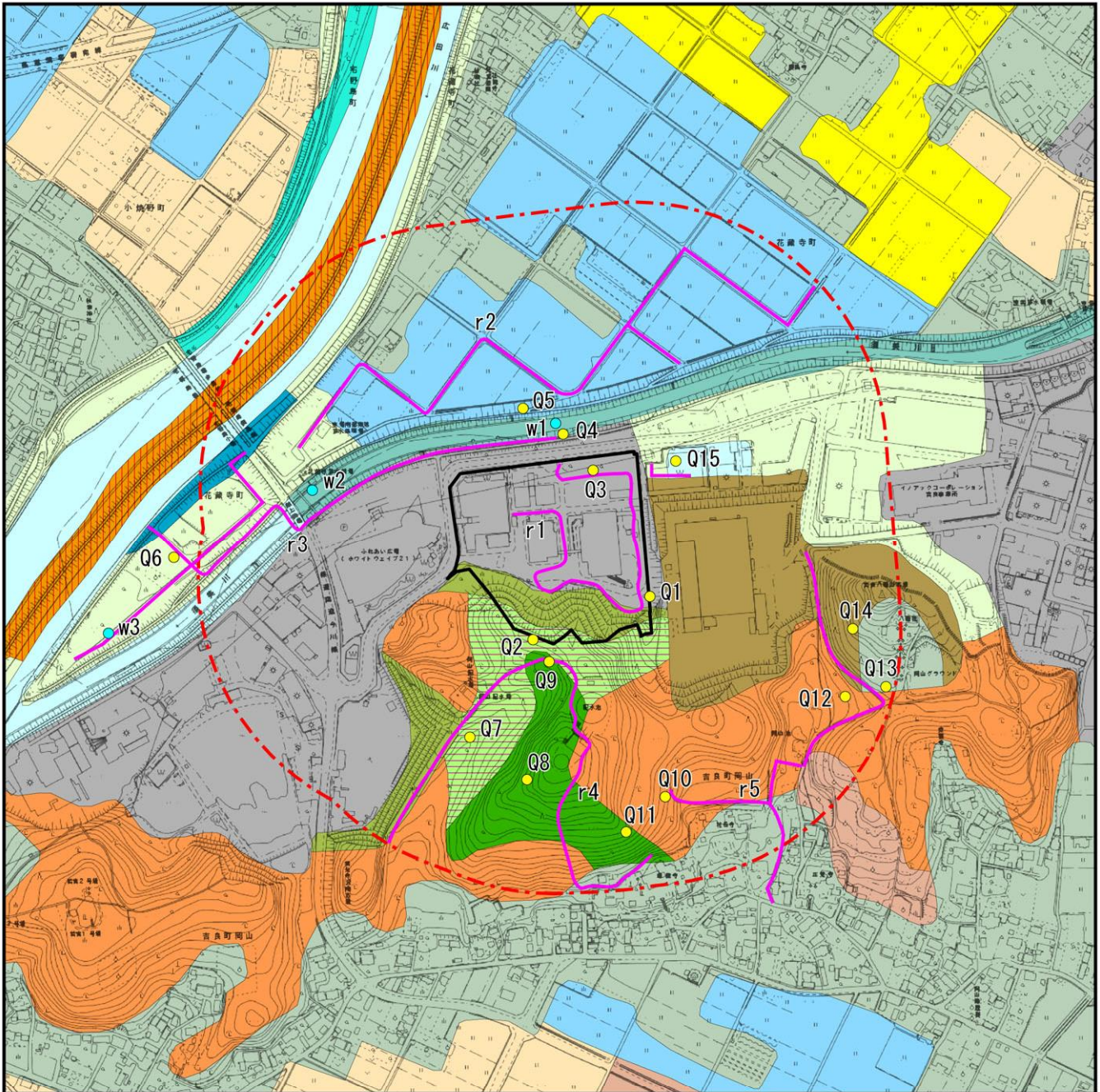


1:7,500



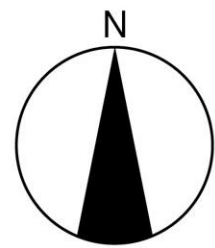
注) 調査範囲及び地点は対象事業実施区域より300mを基本とし、実状を踏まえた上で設定した。
出典:「第6回、7回自然環境保全基礎調査」(環境省生物多様性センターホームページ)

図 7.3.11 動物の調査地点(両生類、爬虫類、魚類、底生動物)

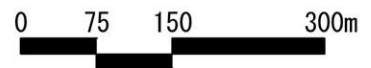


凡例 この地図は、「西尾市地図情報サービス（地形図）」を使用したものである。

- | | | | |
|--|--------------------|--|-------------------|
| | 対象事業実施区域 | | ヤナギ低木群落 (V I) |
| | 対象事業実施区域より
300m | | シイ・カシ二次林 |
| | 植生調査地点 (Q) | | ケネザサーコナラ群落 |
| | 水生植物調査地点 (w) | | アカメガシワーカラスザンショウ群落 |
| | 任意踏査ルート (r) | | メダケ群落 |
| | | | ツルヨシ群落 |
| | | | オギ群落 |
| | | | スギ・ヒノキ・サワラ植林 |
| | | | 竹林 |
| | | | 牧草地 |
| | | | 路傍・空地雑草群落 |
| | | | 果樹園 |
| | | | 畑雑草群落 |
| | | | 水田雑草群落 |
| | | | 緑の多い住宅地 |
| | | | 工場地帯 |
| | | | 開放水域 |



1:7,500

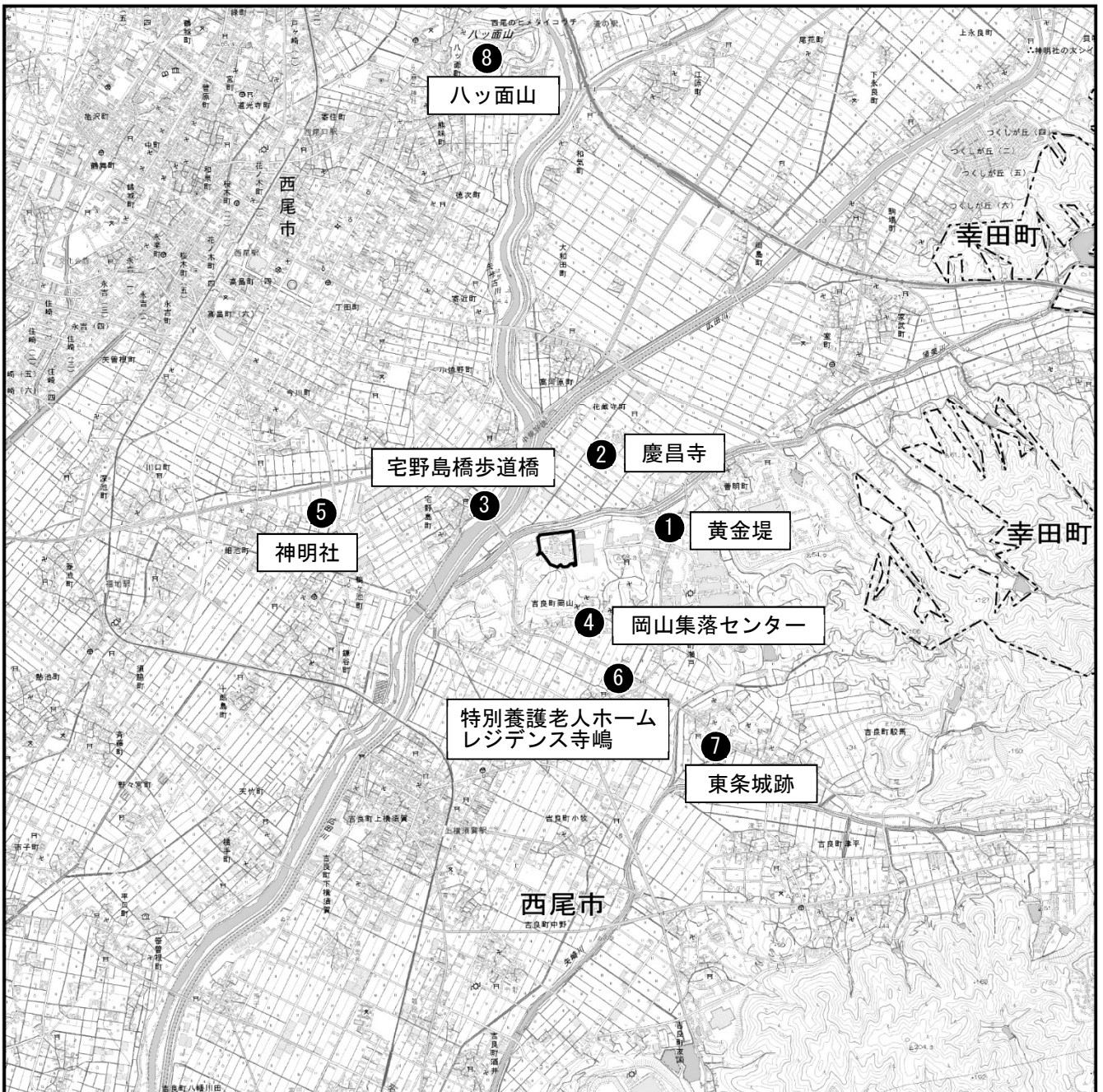


注) 調査範囲及び地点は対象事業実施区域より 300mを基本とし、実状を踏まえた上で設定した。
出典:「第6回、7回自然環境保全基礎調査」(環境省生物多様性センターホームページ)


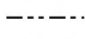

図 7.3.12 植物の調査地点
7-61

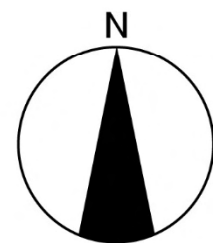
表 7.3.15 調査、予測及び評価の手法（景観）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観	<施設の存在> 地形改変並びに施設の存在	調査すべき情報	(1) 景観資源の状況 (2) 主要な眺望点の状況 (3) 主要な眺望景観の状況
		調査の基本的な手法	(1) 景観資源の状況 資料等による情報の収集並びに当該資料の整理及び解析 (2) 主要な眺望点の状況 ① 文献その他の資料調査 資料等による情報の収集並びに当該資料の整理及び解析 ② 現地調査 写真撮影等による情報の収集並びに当該資料の整理及び解析 (3) 主要な眺望景観の状況 ① 現地調査 写真撮影等による情報の収集並びに当該資料の整理及び解析
		調査地域	景観の特性を踏まえて景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域周辺
		調査地点	調査地域における景観に係る影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点として対象事業実施区域周辺の8地点(地点1～8)(図7.3.13 景観の調査地点参照)
		調査期間等	① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 着葉季、落葉季に各1回
		予測の基本的な手法	フォトモンタージュ法等による定性的予測
		予測地点	調査地点に同じ
		予測対象時期等	施設の存在による環境影響を適切に把握できる時期
		評価の手法	地形改変並びに施設の存在による景観に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  市町境
-  景観調査地点



1 : 40,000



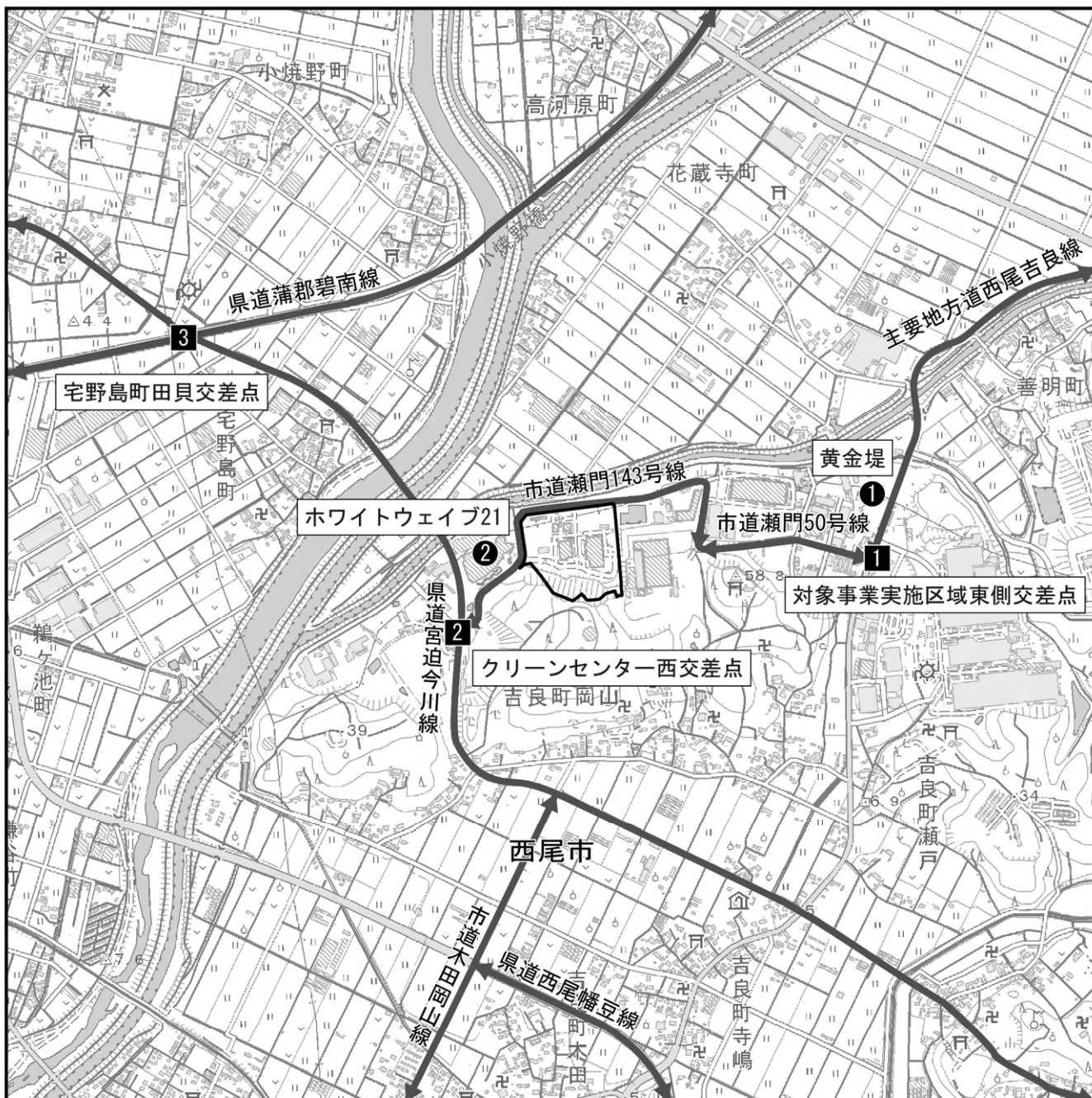
この地図は、国土地理院発行の 1 : 25,000 地形図「西尾」「吉田」を使用したものである。

図 7.3.13 景観の調査地点

表 7.3.16 調査、予測及び評価の手法（人と自然との触れ合い活動の場）

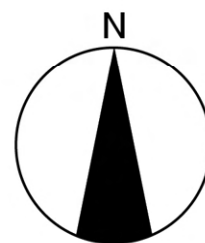
項 目		調査、予測及び評価の手法		
環境要素の区分	影響要因の区分			
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	<工事の実施> 資材等の搬入及び搬出 <施設の供用> 廃棄物等の搬入及び搬出	調査すべき情報	(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量の状況	
		調査の基本的な手法	(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 ① 文献その他の資料調査 文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ② 現地調査 動画撮影等現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 (3) 道路構造及び当該道路における交通量の状況 ① 文献その他の資料調査 「道路交通センサス」における調査結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 ・道路構造：メジャー等による計測 ・交通量：カウンターによる計測	
		調査地域	人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる対象事業実施区域周辺	
		調査地点	調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる2地点（地点1、2 ^注 ）及び3交差点（交差点1～3）（図 7.3.14 人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点参照）	
		調査期間等	(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 最近年について収集 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 平日及び休日各1日（12時間） (3) 道路構造及び当該道路における交通量の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 平日及び休日各1日（12時間）	
		予測の基本的な手法	主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、調査結果、工事計画及び事業計画に基づいた定性的予測	
		予測地点	調査地点に同じ	
		予測対象時期等	施設の存在による環境影響を適切に把握できる時期	
		評価の手法	資材等運搬車両等、廃棄物運搬車両等の運行及び施設の存在による人と自然との触れ合い活動の場に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。	

注) 地点2（ホワイトウェイブ21）については、多くの人が利用し、屋外プールや休憩場から須美川沿いの桜並木を眺めることができることから、調査地点として設定した。



凡 例

- 対象事業実施区域
- ↔ 主要走行経路
- 人と自然との触れ合いの活動の場調査地点
- 交通量調査地点



1:15,000



この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「西尾」を使用したものである。

図 7.3.14 人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点

表 7.3.17 調査、予測及び評価の手法（廃棄物等）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
廃棄物	<施設の供用> ばい煙の排出 機械等の稼働	予測の基本的な手法	事業計画等に基づいた廃棄物の種類ごとの発生量及び最終処分量等の予測
		予測地域	対象事業実施区域
		予測対象時期等	施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	ばい煙の排出及び機械等の稼働に伴う廃棄物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。
残土その他の副産物	<工事の実施> 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	予測の基本的な手法	(1) 残土 工事計画による残土の発生量の算定 (2) 建設工事に伴う副産物 工事計画等に基づいた解体工事及び建設工事に伴う副産物の種類ごとの排出量の算定
		予測地域	対象事業実施区域
		予測対象時期等	工事の実施期間
		評価の手法	残土、建設工事及び既存の工作物等の除去に伴う副産物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

表 7.3.18 調査、予測及び評価の手法（温室効果ガス等）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
温室効果ガス等 (二酸化炭素等)	<工事の実施> 資材等の搬入及び搬出 建設機械の稼働等	予測の基本的な手法	工事計画及び「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer.4.9」(令和5年4月 環境省・経済産業省)に基づいた工事の実施に伴い発生する温室効果ガス等の排出量の算定による予測
		予測地域	対象事業実施区域及びその周辺
		予測対象時期等	工事の実施期間
		評価の手法	資材等運搬車両等の運行及び建設機械の稼働に伴う温室効果ガス等の排出が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。
	<施設の供用> ばい煙の排出 機械等の稼働 廃棄物等の搬入及び搬出	予測の基本的な手法	事業計画及び「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer.4.9」(令和5年4月 環境省・経済産業省)に基づき、施設の供用による温室効果ガス等の排出量及び廃棄物発電により発生する電力等による削減量の程度を予測
		予測地域	対象事業実施区域及びその周辺
		予測対象時期等	施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	ばい煙の排出、機械等の稼働及び廃棄物運搬車両等の運行に伴う温室効果ガス等の排出が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

